

國 精 神 總 動 員

人口問題研究

第一卷 第六號

昭和五十一年九月刊行

研究

幕末筑後國一農村の人口狀態に就て.....

關山直太郎(一)

資料

岡崎文規(一四)

長野縣諫訪郡A村及びB村の死産に就て.....

岡崎文規(一四)

最近に於ける我が國死「率」の若干の傾向.....

岡崎文規(一四)

スタインワルネル著「北米合衆國の人種政策」.....

岡崎文規(一四)

紹介

岡崎文規(一四)

Huber, Bunle, Bowerat共著「フランスの人口」(北岡).....

岡崎文規(一四)

日滿農政研究會發行「日滿農政研究報告」(北山).....

岡崎文規(一四)

フォン・ウンガルソン・シュテルンベルヒ著「出生減退の原因に就て」の研究(雪山).....

岡崎文規(一四)

クローゼ稿「和蘭に於ける出產減退」(本多).....

岡崎文規(一四)

彙報

本研究所施行出產力調査の結果速報

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當給與の決定——近衛内閣基本國策要綱の發表——厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告——未經驗労働者(男子)初給賃金の公定——厚生省勞働局の二十歳未滿未經労働者の就業年齢別集計——厚生省勞働局の產業別労働者調——厚生、農林兩省の工礦業労務者農繁期歸農獎勵方策——農林省の昭和十五年稻作付段別調の發表——南洋廳の南洋群島現住戸口調——大阪府下工場労務者の疾病狀態調査——財團法人人口問題研究會紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會計畫概要の發表——中央農林協議會の國土計畫基本要綱——獨逸統計局の世界人口集計——獨逸統計局の將來人口推定——獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診斷成績

邦文人口問題關係文獻(二)——外國雜誌人口問題關係文獻(六)——最近十年間 American Economic Review 所載人口問題關係主要論文

厚生省研究所問題研究

人口問題研究

第一卷 第六號

研究

一、序説

幕末筑後國一農村の人口狀態に就て

關山直太郎

小引

本誌第一卷第三號所載の拙稿に於て、私は徳川時代の人口靜態及動態の分析的研究が現在迄餘り施されてゐることを指摘し、將來此方面に就て多少研究したい希望を披瀝し、而して之が資料としては全國各地方に尙相當殘存すべき宗門改帳に依るの便宜なるべきことを述べた。茲に紹介する一論稿は此趣旨に從て作られたものである。固より一試論的な企てであり、未熟極まるものであることは、稿者自身の認むる所である。宗門改帳に依る分析吟味は必ずしも本稿に説く所にて、大牟田村と並び載せられてゐるのに徴すれば、新開村としても相當古く、遅くとも徳川初期のものと解される。

稿者が借覽を得た同村の宗門改帳（詳くは「眞宗宗門御改帳」）は、文政三年（一八二〇年）、同十一年（一八二八年）、天保四年（一八三三年）、同十三年（一八四二年）、弘化二年（一八四五年）、安政二年（一八五五年）、同七年（萬延元年、一八六〇年）、明治二年（一八六九年）の八箇年度で、前後約五十箇年に亘るが、幸に缺年の間隔は三年乃至十年で、其間餘り大なる時代的ギャップはない。靜態調査とも云ふべき宗門改（繪踏）は毎年正月に爲されてゐるが、日附は明瞭でない。宗門改帳は此宗門改の結果に依つて調製されるのであるから、勿論現在の國勢調査の如く嚴密なる一時點を標準とする調査とは異なる。而も其調製は次第に形式化し、前年の改帳を基礎としない。

幕末筑後國一農村の人口狀態に就て

(中略)

差引貳人　去亥減申候
惣籠數合六拾軒

内　五拾六軒　百姓
四軒　水呑

外ニ　馬拾七疋
去亥增減無御座候

一例として擧げた所に依ても窺はれる様に、加納開村の宗門改帳に依て知られるのは、戸主の持高、家族員と戸主との續柄、各人の性別及年齢等である。之からして我々は同村人口（本宗門改帳は「眞宗」五箇寺の檀家に限らるゝが、同村に他の宗旨の者がゐたのかどうか判明しない。本稿で取扱ふのは總て眞宗徒のみである）の性別構成、年齢別構成、家族關係、夫婦年齢の組合せ、持高、即ち田畠の所有高と家族數との關係を知り得る。但し宗門改帳は一般に或年月の靜態調査であつて、死亡者及出嫁者等は除かれ居り、又實子女と養子女との區別も判然せぬから、夫婦の出産力等は直接之を知ることを得ない。又宗門改帳に附屬する各年の「出入差引帳」は前記の如く恰も前一年間の動態調査であり、之に依て一年間の出生死亡數、出入村者數及其比率を知ることが出来る。婚姻關係に就ては「差引帳」にも何ら記載せず（他村からの入笠、入嫁、他村への出笠、出嫁に就ては出入村者として掲げてゐる）、從て婚姻數及率、夫婦の結婚年齢、初産年齢等之を知るに由ない。併し若し長期に亘つて宗門改帳が連續してゐる場合、帳簿を綿密に點検して行けば、必ずしも此等の事項をも知り得ないことはないと思ふ。

き者を含んでゐない。併し此家族員は現在一般に見る様な夫婦親子等直系的なものと限らず、傍系的なものも同居し、一軒の家に兄弟數夫婦のものもあり、中には一家二十人を超ゆる例も存する。村の中には相當の高持も居り、或は子女を多く抱へてゐる家もあるから、下男、下女又は子守などを使用した家もあつたことと思はるゝが、此等は本宗門改帳に何ら記載されてゐない。恐らく別に寺請證文でも取つて、宗門改帳からは除外してゐるのではあるまいか。從て下に掲ぐる人口統計は、現在の所謂「現住人口」と云ふよりも、寧ろ現住本籍人口とでも云ふべきものであらう。又村内には農民以外の者が住んでゐたのかどうかは判らないが、本改帳に載つてゐる者は悉く農民の如くである。

次に注意すべきは此宗門改帳は毎歳正月になされ、年齢は數へ年を以て計算されてゐるから、數へ年一歳の者が全然存在せぬことである。加納開村に限らず宗門改帳は概して年初になされ、之に基いて年初の靜態調査と前年の動態調査が作成されるのであるが、其結果を「某年宗門改帳」として編成するのであるが、之は寧ろ「某年」の前年を冠した方が却て適切であると思ふ。例へば文政三年の宗門改帳は、實際は文政二年末（若しくは正月現在）の静態と、文政二年中の動態を調製したものであるから、寧ろ文政二年の宗門改帳と看做す方が便利である。本稿では此趣旨を汲んで、各人の年齢は總て一歳づゝ繰下げて計算した。例へば原簿に二歳となつてゐる者は、實際は〇歳乃至一歳の者であり、之を本稿では一歳として取扱つた如きである。換言すれば本稿の年齢は略、満歳を示すものと解して宜しいのである。

尙本村の宗門改帳に見ゆる家族員は純家族のみで、家族外の使用人の如

加納開村は高三百石餘で、一時若干の高増となつたが、其後又減じて

II 一般的考察

明治に至つた。作付高は多少増減するが、大體九割位で、外に少額の村惣作地が存する。箇數(戸數)及人口數は前後相當の増加を見せてゐる。今此等を累年別に表示すれば次の如くである。

年 次	村 高	作付高	戸 敷		人 敷	
			高持	無高	男	女
文政三年(一八二〇年)	三〇一・一二八	二八五・二六三	五四	三	五七	一四四
〃十一年(一八二八年)	三三一・一二八	二八五・二六三	五六	四	六〇	一六七
天保四年(一八三三年)	三三一・一二八	二八五・二六三	五六	一	五七	一五八
〃十三年(一八四二年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	五九	一	一九五	一八八
弘化二年(一八四五年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	六五	二	六一	一八九
安政二年(一八五五年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七五	三	七八	二〇七
〃七年(一八六〇年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七四	三	二四三	四四二
明治二年(一八六九年)	三〇六・四四七	二九二・〇一六	七六	一	七七	二三三
					二三四	四六六
					二一四	四四八

本村では「高持」を「百姓」と呼び、無高(恐らく小作人か日傭取であらう)を「水呑」として區別してゐる。職業は不明であるが、殆んど悉くが農民と看做して差支あるまい。村高は前表の如く中頃一時増したが、又減じて前後大差がない。戸數は初期と末期とは約二十戸の差があるが、之は分家、

別家が行はれたに因るもので、同一家族の者が幾つにも分裂してゐることで持高の最高なる者は、文政三年には庄屋重右衛門の二十五石五斗で、明治二年では茂吉の十一石三斗である。一般に三、四石から五、六石内外の者が多く、無高の者も稀であつて、概して云へば貧富の差の甚だしくない村である。尙此點に就ては石高と家族數との關係を見る時再論しよう。

本村の男女の比率は、徳川時代農村一般に見られる様に男の方が稍々高じ。即ち文政三年女一〇〇に對し男一〇六・二五、同十一年一〇五・六九、天保四年一一三・七五、同十三年一〇三・七二、弘化二年一〇六・三四、安政二年一一三・〇九、同七年一〇八・九六、明治二年一〇九・八一である。

更に注意すべきは本村の人口増加が極めて顯著なことである。明治二年(即ち明治元年分)が若干の減少を來たした外、毎回相當の増加を見てゐる。

る。但し之に就ても別に項を改めて説述しよう。

三、出生、死亡及人口增加

文政三年の宗門改帳に依る同村人口は男一五三、女一四四、計二九七であつて、毎次之が増加して安政七年には四六六に上つたが、明治一年には多少減じて四四八を示してゐる。其増加指數は次表の如くで、文政三年を一〇〇とすれば、安政七年は一五七弱、明治二年は一五四強で、約五割の増加である。併し茲に注意すべきは右の様な増加趨勢にも拘らず、前後八回の年次中五回迄は「前年」に比し若干寛の減少を示してゐることである。之に依て見ると此八箇年以外の年に相當大なる増加のあつたことが知られる。

同村の出生數及死亡數は毎年餘りに僅少で、比率を出してもさ程價値あ

年 次	人 口 數			出 生 數			出生率	死 亡 數			死 亡 率	入 村 數			出 村 數			前 年	增 減	指 數
	男	女	計	男	女	計		男	女	計		男	女	計	男	女	計			
文政三年	一五三	一四四	二九七	二	一	三	10・0	三	三	六	20・3	〇	一	一	〇	〇	〇	×二	100・0	
天保四年	一六七	一五八	三二五	一	三	四	12・3	六	四	一〇	30・7	四	二	六	〇	二	二	×二	109・4	
弘化二年	一八一	一六〇	三四一	六	四	一〇	29・2	四	三	七	30・4	〇	一	一	〇	一	一	三	一一五・一	
安政二年	一九五	一八八	三八三	八	六	一四	36・5	一	四	五	30・5	五	九	一四	一	一	一	三	一二八・九	
明治二年	二三五	二〇七	四四二	五	七	一二	30・7	〇	〇	〇	30・7	〇	一	一	〇	一	一	二	一三一・三	
合計(平均)	二四三	二三三	四六六	五	七	一二	35・7	六	四	八	38・1	〇	〇	一	〇	〇	一	二	一四八・八	
備考	人口數は各年正月現在、他は前年中(二月より正月迄)の合計、×印は減少を示す。																		一五六・九	

りとは思はれぬが、試に算出してみると、出生率は最高三六・五五、最低一〇・一〇、平均一九・二六、死亡率は最高三〇・七七、最低〇、平均一七。七八であり、此八箇年度に於ける出生死亡の差は十五人である。

四、年齢構成

右八箇年度に於ける本村人口の年齢構成は次の如くであるが、之は最初に断つた如く、帳簿上二歳あるのを一歳に、三歳を二歳に、八十一歳を八十歳に直したのである。

		一、五歳階級別									
		年齢別					文政三年				
		一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	十歳
備考	個票に依り集計したものと、先掲の合計數と吻合せざるものあり。	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳	一歳
合	計	一一〇	六二六	一〇九	一六一	一六二	一六三	一七八	一七七	一九一	一〇六
		〇	一一二	八三六	一〇七	九九〇	一〇三	一〇三	一〇三	一〇九	一〇一
		〇	一二四	七八〇	一〇三	三三一	一六九	一六六	一六七	一〇一	一〇一
		一一五	六三六	九八九	一〇九	二一七	一七三	一七三	一七二	一〇一	一〇一
		一〇一	三四六	九二二	一〇二	二六二	一六一	一六一	一六一	一〇一	一〇一
		一〇一	二四六	九七六	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
		一九五	二〇五	五九三	二三三	四六〇	一〇七	一五三	一六七	一六六	一九五
		一八八	二三三	三六四	八六七	一〇二	一四八	一〇一	一五九	一九一	一八八
		二〇一	〇二四	六五七	一六七	六六一	一六三	一七一	一六四	一六六	二〇一
		一八九	一三四	三七七	八八二	一〇二	一三〇	一六三	一三三	一三四	一八九
		一三四	二三三	九六二	一六五	七五一	一四一	一六一	一五四	一三〇	一三四
		二一〇	七二一	五五七	六〇一	三〇九	一四一	一八三	一三三	一五二	二一〇
		二四〇	一五四	五五六	九五二	一六六	一六六	一六六	一三三	一三四	二四〇
		一一一	一四三	五六七	九〇一	二三七	二三二	二三二	二八二	一八二	一一一
		一一五	二〇二	二七五	四〇四	一〇七	一三三	一九四	一七七	一九五	一一五
		一一六	一六二	三四五	〇二〇	一〇四	一八七	一三三	一八八	一五三	一一六

二十歳階級別

年齢別

文政三年

文政十一年

天保四年

天保十三年

弘化二年

安政二年

安政七年

明治一年

一歳一一〇歳

三三二八

二六二九

四三三一

四二四三

四六三七

五四四三

四五四五

四五四五

一歳一二〇歳

二四三七

三四三四

二七二七

三三三八

三〇三三

三二三三

三〇三〇

三〇三〇

一歳一三〇歳

二四三三

二八三四

二五二七

二五二五

二九二九

二七二七

二六二六

二五二五

一歳一四〇歳

二七二八

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一五〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一六〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一七〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一八〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一九〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一〇〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一一〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一二〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一三〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一四〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一五〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一六〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一七〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一八〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一九〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四

一歳一〇〇歳

二七二七

二八二八

二五二五

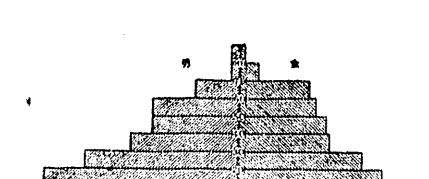
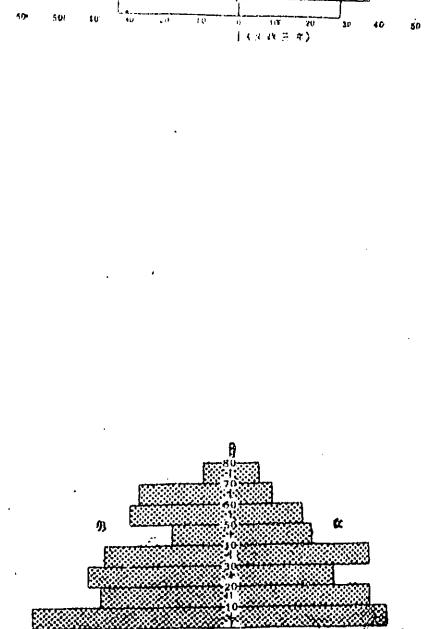
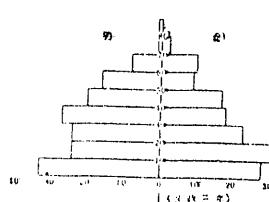
二七二七

二九二九

二七二七

二六二六

二四二四



人口の總數が餘りに少いため、年齢構成も若年程多く、高年程少くなるといふ一般的型を現はさず、各歳別に見ても、五歳階級別に見ても、甚だ不規則である。唯十歳階級別に見るとときは稍々規則的となり、之を圖表化すれば鈍三角錐に近い形をなす。左圖は文政三年(一八二〇年)、弘化二年

(一八四五年)、明治二年(一八六九年)の年齢構成圖である。夫々約二十五年、即ち一世代を隔てたものであるが、之に依ると年を経る毎に三角錐は規則的となり、又底邊の開き方が大きい様に見える。

次に一歳乃至十五歳、十六歳乃至六十歳、六十一歳以上の三大年齢階級に分けて見ると、左表の如くであつて、之を最近の全國人口の比率たる大

正九年の三六・五%、五五・三%、八・二%、大正十四年の三六・七%、五
五六%、七・七%、昭和五年の三六・六%、五六・〇%、七・四%、同十年の

年	十五歳以下			十六歳—六十歳			六十一歳以上		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
文政三年	五〇	五二	一〇二	三四・二	九四	八〇	一七四	五八・四	一〇
天保四年	四三	四一	八四	三六・〇	一〇八	一〇一	二〇九	六四・七	一六
十三年	五五	四八	一〇三	二九・九	一二三	九三	二〇六	五九・九	三一
弘化二年	五九	六二	一二一	三一・六	一二五	一〇八	二二三	五八・二	三一
安政二年	六二	五九	一二一	三一・〇	一二三	一一三	二三四	五七・四	三一
明治七年	七四	六五	一三九	三一・五	一二八	一二三	二五〇	五六・七	二八
明治二年	八六	七二	一五八	三四・二	一三四	一二三	二五〇	五六・四	四五
	六三	一三四	二九・七	二三四	一四八	一二六	二六五	五七・四	一六
				二七四	二二六	二二六	二七四	六〇・八	二七
					二〇	一九	三九	三九	四三
						二〇	一九	八・四	九・五

三六・九%、五五・七%、七・四%(何れも男女合計)に比すれば、大體に於

高い。

て十五歳以下の年齢階級の占むる率が比較的高いことが知られる。此事は云ふ

十歳以上の年齢階級の占むる率が比較的低いことが知られる。此事は云ふ迄もなく出生率が比較的低いこと、或は乳幼児死亡率が比較的高いことを一面から證するものに外ならないのであつて、幕末と左程大なる差異はないと思はる。明治初年の全國人口に於ける比率、即ち明治五年の二七・三%、六三・七%、九・〇%、同六年の二八・二%、六三・一%、八・七%、同七年の二九・三%、六二・三%、八・四%(何れも男子のみの比率)も此傾向を表はしてゐる。換言すれば加納開村の三大年齢階級構成は當時の一般的傾向と大體同じものであつたと想像されるのである。

更に右八箇年度に於ける全村民の年齢の總和及平均年齢を算出すれば次の如くであつて、平均年齢は大體二十八歳臺から三十一歳臺を上下して居り、男女を比較すれば、五箇年分は男子の、三箇年分は女子の平均年齢が

年	文政三年			天保四年			同十三年		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
弘化二年	一八九	二〇一	一九五	一六二	一八二	一五八	一九五	一六五	一五四
安政二年	二〇七	二三四	二三四	二一九	二〇九	一八八	二一九	一九五	一四五
(男)									
(女)									

夫婦の年齢組合せに就ては、當該年に行はれた婚姻に就いて觀察するの

ないから、茲には現在夫婦の年齢組合せを觀察するに止める。
本村の夫婦數は文政三年五〇組、同十一年六〇組、天保四年六六組、同
十三年七二組、弘化二年七四組、安政二年八四組、同七年八三組、明治二
年八三組である。大體に於て一戸に就き一組強、人口百に付一八組前後の
夫婦が存する譯である。夫及妻の夫々の五歳階級別の年齢を表示すれば次
の如くである。

試に夫妻の總年齢、平均年齢、平均年齢差を算出して見ると次の如くで

あつて、大體に於て夫四十五六歳、妻四十二三歳、其年齢差は最少三、五

九歳、最大六、四八歳である。

弘化二年(夫)七四
妻七四
夫八四
妻八四
三、八四二
四一・二八
四七・八三
四五・七四
四・四六

年次夫婦數總年齡平均年齡年齡差

安政二年(夫)八三
妻八三
夫八三
妻八三
三、四三三
三、八八〇
四一・三五
四四・二〇
四五・六一

文政三年(夫)五〇
妻五〇
夫五〇
妻五〇
二、二二二
一・九七〇
四四・二四
四・八四
年齡差

明治二年(夫)八三
妻八三
夫八三
妻八三
三、三七一
三、六六九
四四・二〇
三・五九

文政三年(夫)六〇
妻六〇
夫六〇
妻六〇
二、二六六
二、二八三
四四・四一
三八・〇五
五・三六

安政二年(夫)六六
妻六六
夫六六
妻六六
二、二六〇九
三、二三三
四五・五一
三九・五三
四四・八九
三〇・四七
五・四二

文政四年(夫)七二
妻七二
夫七二
妻七二
二、八四二
三〇・四七
年齡差

明治二年(夫)八三
妻八三
夫八三
妻八三
三、三七一
三、三七一
四・九八
年齡差

弘化二年(夫)七四
妻七四
夫八三
妻八三
三、四六八
四一・二八
四七・八三
四五・七四
四・四六

安政二年(夫)八三
妻八三
夫八三
妻八三
三、四三三
三、八八〇
四一・三五
四四・二〇
四五・六一

次に夫及妻は平均何歳の妻及夫と現在夫婦關係を結んでゐるであらうか。毎年次を掲ぐるのは餘りに煩瑣に亘るので、最初と最終即ち文政三年(五〇組)の分と明治二年の分(八三組)とを示さう。

一、夫の年齢別

夫の年齢
妻の平均年齢(文政三年)
同上(明治二年)

二、妻の年齢別

妻の年齢	夫の平均		妻の年齢
	政三年	同上(明治三年)	
一九	二〇	二六	三一
二〇	二一	二七	三四
二一	二二	二八	四三
二二	二三	二九	四五
二三	二四	三〇	四六
二四	二五	三一	四七
二五	二六	三二	四八
二六	二七	三三	四九
二七	二八	三四	五一
二八	二九	三四	五六
二九	三〇	三四	五四
三〇	三一	三四	五七
三一	三二	三四	五八
三二	三三	三四	五九
三三	三四	三四	五六
三四	三四	三四	五五
三五	三四	三四	五六
三六	三四	三四	五六
三七	三四	三四	五七
三八	三四	三四	五八
三九	三四	三四	五九
三〇	三四	三四	六〇
三一	三四	三四	六一
三二	三四	三四	六二
三三	三四	三四	六三
三四	三四	三四	六四
三五	三四	三四	六五
三六	三四	三四	六六
三七	三四	三四	六七
三八	三四	三四	六八
三九	三四	三四	六九
三〇	三四	三四	七〇
三一	三四	三四	七一
三二	三四	三四	七二
三三	三四	三四	七三
三四	三四	三四	七四
三五	三四	三四	七五
三六	三四	三四	七六
三七	三四	三四	七七
三八	三四	三四	七八
三九	三四	三四	七九
三〇	三四	三四	八〇
三一	三四	三四	八一
三二	三四	三四	八二
三三	三四	三四	八三
三四	三四	三四	八四
三五	三四	三四	八五
三六	三四	三四	八六
三七	三四	三四	八七
三八	三四	三四	八八
三九	三四	三四	八九
三〇	三四	三四	九〇
三一	三四	三四	九一
三二	三四	三四	九二
三三	三四	三四	九三
三四	三四	三四	九四
三五	三四	三四	九五
三六	三四	三四	九六
三七	三四	三四	九七
三八	三四	三四	九八
三九	三四	三四	九九
三〇	三四	三四	一〇〇

夫が自分より若い妻を、妻が年長の夫を持つことは、今も昔も變りないが、勿論之には例外がないことはない。今夫の年齢を基準として妻の年齢の上下を檢すれば次の如くである。

夫より若い妻	文政三年		明治二年
	同年齡	夫より年長の妻	
四三	四三	五六	一〇
二	二	一七	一七
五〇	五〇	八三	八三
計			

く田畠であり、其多少は「石高」を以て表彰される。加納開村の宗門改帳には幸ひ毎戸の持高を記してあるから、其財産關係及得喪分合の跡をも或程度知ることが出来る。併し乍ら先にも述べた様に、宗門改帳には出産兒の總數を記して居らず、又養子養女と實子女との區別もないから、直ちに持高と出産子女數との關係を知るを得ない。從て茲には單に持高と家族員數との關係を窺ふに止むることとし、持高を十石以上(大凡田一町歩以上の高)、五石乃至十石、一石乃至五石、一斗乃至一石、一斗以下無高に至る五等級に分ち、其家數と平均家族員數を算出した。但し總平均は總人口を總戸數で除したものである。

財産の多寡が出産率、死亡率其他婚姻年齢等に關係を有することは興味ある現象とされてゐる。農村特に徳川期の農村に於ける財産は云々迄もな

資料

長野縣諏訪郡A村及びB村の

死産に就て

岡崎文規

たる年次に限つて公表されてゐるに過ぎないから、特にこの兩村について、最近十箇年の死産率を調査したのである。左にこの調査結果を報告するであらう。

二

A村は諏訪郡東方八ヶ岳山麓に位する高原にあつて、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は五五五、人口は二、四八八である。

昭和五年乃至昭和十三年の出生、死産及び死産率(出産百中死産)を示せば次の如くである。

	出生	死産	出産(出生及び死)	死産率
昭和五年	九三	三六	一二九	二七・九一
六年	九八	二六	一二四	二〇・九〇
七年	八八	二九	一一七	二四・七九
八年	七五	三一	一一六	二九・三四
九年	八四	四〇	一二四	三二・二六
十年	八一	三六	一二七	三〇・七七
十一年	一二一	八	一二九	六・二〇
十二年	一〇三	五	一一八	四・六三
十三年	九七	一〇二	一〇二	四・九〇

備考

昭和十年の「市町村別人口動態統計」によれば、A村の出生は六〇、死産も通覽して見たが、斯くの如く高き死産率を示してゐる地方は殆んど見出ことことが出来なかつた。従つてA村及びB村の死産率は、全國の市町村中、稀に見る高率のものであると言はなければならない。しかし昭和十年の一例のみに基いて、この兩村に於ける死産率を異常視することは輕率であるし、また内閣統計局編「市町村別人口動態統計」は國勢調査の實施せられ

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産率(出産百中死産)は著しく高いことを、最近、聞き知つた。それで昭和十年の「市町村別人口動態統計」について、その死産率を見たのであるが、A村に於ては、出産九七に對して死産は三七即ち死産率は三八・一四であり、またB村に於ては、出産八七に對して死産は一七即ち死産率は一九・五四であることを確め得た。昭和十年に於ける全國の死産率は五・〇一に過ぎないから、實に四倍乃至七倍以上の高率に達してゐるのである。更に試みに其の他の市町村に於ける死産率をも通覽して見たが、斯くの如く高き死産率を示してゐる地方は殆んど見出しきことが出来なかつた。従つてA村及びB村の死産率は、全國の市町村中、かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以來持続してゐたことが判る。然るに昭和十一年には急激に減少して六・二〇に低下し、昭和十二年には更に減少して、僅か四・六三に過ぎない。全國の死産率は昭和十一年

及び昭和十二年共に五・〇であるから、A村の死産率は昭和十一年には全國の死産率に略ぼ接近し、昭和十二年には全國の死産率よりも却つて低くなつてゐる。

A村の死産率は、從來、何故に斯くも高かつたか、また昭和十一年以來、何故に斯くも急激に減少するに至つたか。この原因は容易に推知することが出来るが、村長の説明を引用すれば、從來、同村には、謂ゆる墮胎の惡習があつた、然るに昭和十年に偶、この惡習が露見して、刑事上の問題を惹起し、相當に峻烈なる検察があつた、それ以來、この惡習は一掃さ

れた爲めに、死産率は著しく低下したと言ふのである。思ふにかかる惡習はこの山村のみならず、曾つては廣く多くの地方に於ても存在してゐたであらう。たゞこの惡習は早く一掃され或は著しく改善せられたにも拘ら

昭和十一年の死産率は六・二〇であつて、これは全國の死産率に著しく接近してゐるから、之を不自然な死産なき場合の、有り得べき死産率と看做して、それ以前に於ける各年の推定死産數を算定すれば、之と現實の死産數との差は不自然なる死産推定數を示すであらう。更に出産百に對するこの不自然死産率を算出すれば次の如くである。

—

B村はA村に隣接して居て、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は六七六、人口は二、九五二であつて、世帯數及び人口共にA村より稍大である。

	出生	死産	出産 (出生及び死産の合計)	死産率
昭和五年	二一〇	四五	一五五	二九・〇三
六年	八七	三八	一二五	三〇・四〇
七年	八九	三四	一二三	二七・六四
八年	九六	二五	一二一	二〇・六六
九年	九三	二〇	一一三	一七・七〇
十年	八三	二〇	一一〇	一九・四二
十一年	一三五	一二	一一四七	八・一七
十二年	一〇八	六	一一四	五・二七
十三年	八九	一七	一一六	一六・〇四
昭和十年	一一〇	一	一一一	一・〇〇

昭和十年の「市町村別人口動態統計」によれば、B村の出生は七〇、死亡は一七であつて、B村役場の登録数との間には差異があるが、こゝでは暫くB村の統計資料に據る。

右の統計について見るに、B村の死産率は、A村の場合と同様、昭和十一年のみが特に著しく高かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以来持続してゐたことが判る。たゞ昭和五年乃至昭和七年に於ては、B村の死産率は常にA村の死産率を凌駕してゐたが、昭和八年以來、多少低下の傾向を示し、A村の死産率が逆に高くなつてゐる。しかし昭和十年に於ても死産率は一九・四二であつて、全國の死産率の約四倍に達してゐるのである。然るに昭和十一年には急激に減少して八・一七に低下し、更に昭和十二年には五・二七に減少してゐる。從來、B村の死産率は常に全國の死産率の數倍にも達してゐたのであるが、昭和十一年及び昭和十二年には急激に減少したのであつて、これはA村の事例と完全に一致してゐる。既に述べた如く、A村の村長は、曾つて墮胎の惡習があつたこと並に昭和十一年以來、その惡習が一掃されたことを、率直に話されたが、B村の村長は、同村の高き死産率をもつて専ら婦人の過激なる労働に原因するものであると主張された。また昭和十一年及び昭和十二年に死産率が急激に低下した原因について説明を求めたところ、過激なる労働を避けるやうに勧告せる結果であらうと言はれた。しかしB村の婦人は他村の婦人に比較してどの程度に過激なる労働をなすのであるか、また昭和十一年以来、その労働がどの程度に緩和せられたかを實證せられるのでなければ、村長の主張には容易に承服し難い。私かに聞くところによれば、昭和十年の検察は先づB村に於てなされたとも言ふから、同村に於ても、從來、この惡習があつたのではないか。B村の婦人に限らず、一般に農村婦人の労働は相當に過激であることを十分に承知はしてゐるが、B村の死産率を斯くも高からしめた原因を、婦人の過激なる労働のみに歸せしめんとするのは無理であつて、寧ろA村の村長の率直なる説明をこそ信頼し度い。

尙またA村の死産率は昭和十一年以来、激減して昭和十三年に及んでゐるが、B村に在つては、昭和十一年及び昭和十二年の死産率は極めて著しき減少を示したが、昭和十三年には再び一六・〇四に上昇してゐる。これは實に憂慮すべき現象である。しかしこの事實のみからB村には再び好ましからざる風習が繰り返し行はれ初めたと速断し度くない。昭和十三年の高き死産率は果して如何なる原因によるものであるかは、今後の死産率の推移を見極めた上で判断することとしよう。

昭和十一年の死産率八・一七は全國の死産率よりも稍々高く、昭和十二年の死産率五・二七は全國の死産率と略ぼ均しいのであつて、この平均死産率六・九〇を不自然な死産なき場合の有り得べき死産率と看做して、推定死産數、不自然な死産推定數及び出産に對する不自然死産率を計算すれば次の如くである。

	昭和五年	六年	七年	八年	九年	十年
現實の死産數	四五	三八	三四	二五	二〇	二〇
死産率六・九〇と假定せる場合の推定死産數	一〇・七〇	八・六三	八・四九	八・三五	七・八〇	七・一〇
推定死産數との差(不自然死産率)	三四・三〇	二九・三七	二五・五一	一六・六五	一二・二〇	一二・九〇
出産に對する不自然死産率	〇・二二一	〇・二三五	〇・二一〇七	〇・一三八	〇・一〇八	〇・一二五

ことになる。勿論、これは計算上の數値に過ぎないが、B村の死産率も、現に昭和十一年には八・一七、昭和十二年には五・二七に低下してゐるのであるから、この推計も全然見當違ひのものとは言へないであらう。

四

既に述べた如く、昭和十年までA村及びB村に於ける死産率は頗る高かつた。死産率が斯くの如くに高ければ、出生率はその影響を受けて自から低かるべきであると一應は想像し得るのであるが、事實は必ずしもさうではないのであつて、出生率も相當に高いのである。即ちA村の出生率を見るに、昭和五年には三七・八、昭和十年には三三・六である。またB村の

出生率は、昭和五年には三八・一、昭和十年には二六・五七である。そして

全國の出生率は昭和五年には三一・三五、昭和十年には三一・六三であるから、昭和十年のB村の出生率を除外すれば、A村及びB村の出生率は全國の出生率を遙かに凌駕してゐることが判る。もしこの兩村の死産率が全國の死産率と同一程度に低いものであつたと假定したならば、A村の出生率は昭和五年には四九・一、昭和十年には四三・八であり、またB村の出生率は、昭和五年には四九・八、昭和十年には三二・五に達してゐたと推算される。哺乳中のある期間、受胎が妨げられるに反して、死産ある場合、次の懷姪は比較的に容易であると言はれるから、この推定出生率は高きに過ぎるであらうと言ふ非難がなされるかも知れない。しかし昭和十一年の現實の出生率を算出すれば、A村に於ては實に四七・三四、B村に於ては四五・四五に達してゐる。東北地方の農村に於ては、これよりも高き出生率を示してゐる場合も少くないが、この兩村の出生率は、全國的に見て、最も高き部類に屬することは確かである。

A村及びB村の出生率は、死産率の高き昭和十年以前に於ても決して低くはなかつたのである。死産率が著しく低下せる昭和十一年以後、妊娠力に變化がなき限り、この高き出生率は持続するものと考へなければならぬ。A村の村長は從來の惡習が一掃されたことを大なる喜びとしてゐられた。確かにこれは喜ばしき現象である。しかしこの山村が高き出生率を持続することは取りも直さず經濟的負擔の加重を意味するものであつて、高き出生率を祝福すると同時に、今にしてその收容力について適正なる方策を講ずるのでなければ、人口と經濟との關係に於て、至難の問題を惹起する危険があると信ずるのである。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向（豫報）（一）

上田正夫

鶴田嘉彰

一序

二 男子特殊死亡率

(一) 総數 (二) 零歳死亡率〔乳兒死亡率〕 (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五十九歳死亡率 (八) 一〇一四歳死亡率 (九) 一五一九歳死亡率 (一〇) 一二四歳死亡率
(一一) 二五一一九歳死亡率 (一二) 三〇一二四歳死亡率 (一三) 三五一三九歳死亡率 (一四) 四〇一四九歳死亡率 (一五) 五〇一五九歳死亡率
(一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)

ことになる。勿論、これは計算上の數値に過ぎないが、B村の死産率も、現に昭和十一年には八・一七、昭和十二年には五・二七に低下してゐるのであるから、この推計も全然見當違ひのものとは言へないであらう。

四

既に述べた如く、昭和十年までA村及びB村に於ける死産率は頗る高かつた。死産率が斯くの如くに高ければ、出生率はその影響を受けて自から低かるべきであると一應は想像し得るのであるが、事實は必ずしもさうではないのであつて、出生率も相當に高いのである。即ちA村の出生率を見るに、昭和五年には三七・八、昭和十年には三三・六である。またB村の

出生率は、昭和五年には三八・一、昭和十年には二六・五七である。そして

全國の出生率は昭和五年には三一・三五、昭和十年には三一・六三であるから、昭和十年のB村の出生率を除外すれば、A村及びB村の出生率は全國の出生率を遙かに凌駕してゐることが判る。もしこの兩村の死産率が全國の死産率と同一程度に低いものであつたと假定したならば、A村の出生率は昭和五年には四九・一、昭和十年には四三・八であり、またB村の出生率は、昭和五年には四九・八、昭和十年には三二・五に達してゐたと推算される。哺乳中のある期間、受胎が妨げられるに反して、死産ある場合、次の懷姪は比較的に容易であると言はれるから、この推定出生率は高きに過ぎるであらうと言ふ非難がなされるかも知れない。しかし昭和十一年の現實の出生率を算出すれば、A村に於ては實に四七・三四、B村に於ては四五・四五に達してゐる。東北地方の農村に於ては、これよりも高き出生率を示してゐる場合も少くないが、この兩村の出生率は、全國的に見て、最も高き部類に屬することは確かである。

A村及びB村の出生率は、死産率の高き昭和十年以前に於ても決して低くはなかつたのである。死産率が著しく低下せる昭和十一年以後、妊娠力に變化がなき限り、この高き出生率は持続するものと考へなければならぬ。A村の村長は從來の惡習が一掃されたことを大なる喜びとしてゐられた。確かにこれは喜ばしき現象である。しかしこの山村が高き出生率を持続することは取りも直さず經濟的負擔の加重を意味するものであつて、高き出生率を祝福すると同時に、今にしてその收容力について適正なる方策を講ずるのでなければ、人口と經濟との關係に於て、至難の問題を惹起する危険があると信ずるのである。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向（豫報）（一）

上田正夫

鶴田嘉彰

一序

二 男子特殊死亡率

(一) 総數 (二) 零歳死亡率〔乳兒死亡率〕 (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五十九歳死亡率 (八) 一〇一四歳死亡率 (九) 一五一九歳死亡率 (一〇) 一二四歳死亡率
(一一) 二五一一九歳死亡率 (一二) 三〇一二四歳死亡率 (一三) 三五一三九歳死亡率 (一四) 四〇一四九歳死亡率 (一五) 五〇一五九歳死亡率
(一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)

三 女子特殊死亡率

附 男女特殊死亡率比較

四 括要

一序

一般に、他の文明國に比して我が國の死亡率が良好であると云ひ得ないことは周知の通りである。然かも最近に於ける死亡率の傾向は決して樂觀を許さぬものがある。

事變發生以來總死亡率の變動が極めて微細なることのみを以て直ちに死

亡率に對する事變の影響が現はれてゐないとは云ひ得ない。又、一部には、最近に於ける乳兒死亡率の低下を全く乳兒保健狀態の改善に歸し之を慶ぶ意見もある。又、更に過日發表せられたる内閣統計局第六回生命表に

據つて、我が國の生命表にも文明國並に男女死亡率の轉換の兆が現はれたことを慶ぶべき現象とする意見もあるやうである(註)。果して此等の現象が慶賀すべき現象なりや否や、假りに此等の現象が慶ぶべき現象でありとしても更に慶ぶべき現象が存在せざるや否や、此等の問題を明かにするには、死亡率變動の内容を検討する必要がある。先づ第一に死亡統計自體が更に詳細精密に分析せられねばならぬ。そして人口政策上、不斷に變動する死亡率の動向に注視を怠つてはならないのである。

註 以上の男女死亡率の轉換の要因を検討し、必ずしも慶賀すべき現象に非ざる所以を明かにしたものに右の論文がある。本稿に後述するところと併せて參照せられ度い。高津英雄氏「男女別に見たる死亡率の變化」—内閣統計局「統計時報」第九八號、昭・一五・六。

本稿は最近に於ける我が國死亡率の諸傾向を明かにする一つの材料を得

る爲に算定したる男女別、年齢別及主要死因別の特殊死亡率にただ若干の簡條書的説明を加へたるに過ぎないものであつて、或は生物學的、醫學的、或は社會學的、經濟學的な考慮を加へようとする域には達してゐないのである。

右の特殊死亡率算定の方法は裏に本誌に掲載したる國勢調査間年次に於ける推計男女別、年齢別人口(註)を除數にとり、内閣統計局「死因統計」の中分類に據り種類別死亡數を求めて之を被除數にとり、比例數を算定する方法に依つた。但し結核のみに就いては死因統計中分類第一一番の呼吸器の結核と第二二番の其の他の結核の兩者及其の合計を探ることとした。

註 館 稔・窪田嘉彦「國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)。(二)」—人口問題研究所「人口問題研究」第一卷第二號及第三號、昭・一五・五及六参照。

次に主要死因の選定方法は、昭和一〇年につき、男女夫々特殊年齢別の死亡總數に對して占める死因別死亡數の割合の順位を求め、其の割合の最大なるものを第一位に置き、第一位より順次採定して死亡總數の七〇%に達し又は之を超ゆるところを限界として留め、それ以上の順位の死因を採つて主要死因と定めたのである。

考察の期間は一應昭和五年より昭和一三年に至る九箇年間とし、特に昭和一〇年以後の説明に重點を置くこととした。我が國最近の經濟構造の急速度の變化、從つて國民の社會生活狀態の變化は滿洲事變後に始まり逐年其の速度を著しくして昭和一二年戰時體制下に突入した。死亡率の變化が純然たる生物學的、社會衛生學的要因のみによつて規定される限り、此等の重大なる社會的事情の變化は死亡率の上に反映しなければならない。而して其の時期は昭和五年と同一〇年の中間に始まるべき筈である。考察

期間を以上の如くに採つた理由の一は此處に存するのである(註)。

(註) 大正九年から昭和一〇年に至る間を考察の主たる期間として、我が國死亡率に關する極めて得要の左の研究がある。特に參照されんことを推奨する。

医学博士渡邊定・川井三郎兩氏「我國に於ける出生及死亡の推移並に將來の

人口觀察」—生命保險會社協會「會報」第二八卷第一號、昭一四・四。

尙本稿に於て「傾向」と稱するものは主として圖上に於て求める移動平均法に依つたものである。期間が短かく從つて項の數も少いし且つ一々傾向線を算定する繁を避けんとしたことによる。又、以下に於て傾向を説明する場合に「不變」と云ふ語を用ふることがある。此の語は甚だ不適當ではあるが、上昇又は下降の傾向の認められないこと、即ち謂はば「保合」の状態を意味することとする。稍々厳密に云へば、傾向線の形狀が直線に近く、横軸に平行する場合を指すものとする。

二 男子特殊死亡率

一 總 數

(1) 第一表、第二表、第一圖及第二圖の如く、特殊死亡率の全面に亘つて相當顯著なる一上一下を繰り返してゐるが、總數に於ては全期間を通じて傾向として輕微なる下降を認めることが出来る。而して此の期間を

通じて最低を示す昭和一〇年は傾向の一つの轉換點であるかの如く思はれる。即ち、昭和六年(滿洲事變)を最高として昭和一〇年に至る迄、しかし顯著ではないが下降の傾向を認めることが出来る。之に對して昭和

一〇年から昭和一三年に至る間に於ては一素より極めて短期間であつて明確なる傾向を求めるることは困難であるが、最早低下の傾向を認め難い

のであつて、少くとも停頓狀態と見なければならぬ(註)。

(註) 以下假りに昭和五年—同一〇年の間を前期、昭和一〇年—同一三年の間を後期と呼ぶこととする。

(2) 後期に於て年齢別死亡率中特色ある傾向を示せるものを舉ぐれば次の如くである。

(イ) 零歳及一歳死亡率のみが低下を示し、爾餘の年齢階級に於ては何れも多少とも上昇の傾向を認めることが出来る。

(ロ) 特に上昇傾向の顯著なるものは一五—一九歳の階級であり、三歳、四歳、一〇—一四歳及五—九歳の階級である。

(ハ) 二〇—二四歳、二五—二九歳及三〇—三四歳の壯年人口の死亡率の傾向は前期を通じて憂慮すべき状態にあつたのであるが後期に至つても其の傾向を改めざることは頗る注目に値するものと云はねばならぬ。

(ニ) 支那事變發生の昭和一二年から同一三年にかけて總數に於て稍々上昇を示してゐるが、此の間に於ける増加の特に顯著なる年齡階級は四〇歳以上であつて、高次年齡に至る程上昇の度を増すかの觀がある。

(ホ) 後期に於ける死亡率總數の上昇傾向は比較的緩慢であるが、それには零歳及一歳の死亡率の低下が、爾餘の年齡階級に於ける上昇の傾向を打消してゐる形である。

(3) 昭和一〇年の事實に就て見るに、男總數の主要死因は、第三表の通り、「腦出血、腦栓塞及腦血栓」が第二位を占めて一〇%を超えてゐる。以下、「肺炎」九%、「先天性弱質」(一歳未満)六%、「下痢及腸炎」(二歳未満)六%、「老衰」五%、「腎臟炎」五%、「癌、其の他の悪性腫瘍」四%、

第1表 自昭和5年男女5歳階級別死亡率
至昭和13年男女5歳階級別死亡率

(各年齢階級人口10,000に付)

(1) 實 數

年齢 年 齢	男										女									
	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年		
總 數	186.47	195.54	182.43	183.03	186.56	173.77	180.99	175.20	180.70	176.82	184.05	172.16	171.66	175.07	161.75	169.13	164.03	168.91		
0歳	1,421.36	1,470.02	1,357.66	1,340.01	1,372.32	1,281.10	1,258.41	1,217.41	1,212.80	1,226.90	1,264.78	1,183.42	1,161.76	1,183.12	1,062.55	1,079.16	1,048.97	1,039.18		
1歳	398.59	439.12	412.52	392.28	420.28	376.04	364.77	384.82	341.22	382.04	417.62	398.14	376.66	394.77	360.67	340.57	364.51	319.65		
2歳	205.76	224.56	213.54	204.25	214.45	204.86	199.33	213.96	210.40	203.90	221.19	211.28	200.05	207.48	199.93	197.00	209.95	205.33		
3歳	131.61	144.29	141.10	136.32	141.71	132.97	137.03	145.09	146.78	135.65	146.62	146.05	135.14	145.79	134.48	138.23	149.76	144.58		
4歳	86.69	90.27	92.42	93.49	91.23	90.34	87.65	97.38	96.15	93.21	95.86	95.24	92.73	93.40	92.44	90.76	101.76	99.40		
0—4歳	470.49	504.79	473.56	464.37	470.19	427.34	436.52	432.72	415.18	426.00	454.69	431.34	417.82	422.16	386.27	390.34	391.24	371.95		
5—9歳	41.37	41.64	40.17	39.37	41.28	39.67	39.06	40.59	41.87	43.68	43.77	40.81	40.51	42.24	39.58	38.67	41.45	42.21		
10—14歳	27.18	26.90	26.37	26.68	26.92	25.42	27.19	26.59	28.04	37.51	36.73	34.93	35.29	36.36	34.51	36.73	36.14	38.41		
15—19歳	73.12	74.91	70.34	73.61	73.70	70.06	75.53	75.54	80.83	86.52	85.98	80.74	83.32	84.78	80.71	88.85	87.75	92.39		
20—24歳	91.57	95.12	91.00	94.64	96.76	93.79	99.22	96.55	98.16	100.76	100.44	94.19	96.24	97.32	93.08	98.44	95.86	98.23		
25—29歳	76.17	81.31	77.98	81.71	83.34	80.73	85.84	82.76	86.67	89.17	92.02	87.05	88.05	87.93	82.35	85.95	85.47	87.98		
30—34歳	70.49	73.32	71.55	73.57	75.16	71.72	76.24	73.93	76.14	85.63	89.43	84.28	83.31	85.00	78.81	83.31	79.04	83.29		
35—39歳	78.90	82.67	79.16	79.19	81.01	75.81	78.73	77.51	82.03	91.51	96.48	91.34	89.50	90.50	83.17	86.58	84.37	88.62		
40—44歳	101.83	106.84	98.56	99.51	100.52	95.79	97.52	95.90	101.87	97.05	100.30	92.95	95.56	96.84	88.58	92.01	88.46	93.21		
45—49歳	142.86	150.86	139.17	137.90	140.31	134.91	135.49	131.76	140.41	107.47	112.81	107.17	105.36	106.86	101.38	105.85	101.09	106.43		
50—54歳	200.41	209.02	197.32	198.66	202.10	195.15	202.83	195.73	206.74	183.95	144.29	135.95	136.20	139.83	134.67	140.11	136.13	142.14		
55—59歳	287.76	296.69	283.80	283.50	293.45	280.80	292.95	283.87	307.09	187.29	191.67	183.74	186.28	188.96	186.95	181.09	196.97			
60—64歳	433.66	442.95	415.15	416.91	420.71	397.00	423.51	409.40	444.52	281.09	283.84	267.40	266.96	271.15	256.77	270.45	263.29	284.19		
65—69歳	619.17	654.98	625.82	623.84	656.39	625.17	645.74	602.68	657.24	423.66	443.81	427.49	424.09	442.51	409.23	437.61	402.76	455.28		
70—74歳	964.20	1,028.58	950.54	955.66	957.71	892.06	961.57	922.63	989.37	695.67	743.22	687.62	692.91	702.12	635.67	684.73	654.21	711.46		
75—79歳	1,383.18	1,478.39	1,320.51	1,375.58	1,457.90	1,347.51	1,493.31	1,388.45	1,541.41	1,064.55	1,106.67	1,021.45	1,053.83	1,124.97	1,039.93	1,156.86	1,081.72	1,190.29		

80—84歳	2,032.25	2,232.78	1,960.25	2,082.52	2,190.64	1,877.05	2,119.80	1,954.48	2,277.53	1,606.62	1,738.77	1,561.08	1,644.89	1,720.89	1,511.70	1,711.17	1,593.23	1,812.54
85—89歳	2,806.06	3,052.63	2,762.24	2,858.91	2,958.56	2,672.58	3,167.11	2,818.72	3,312.49	2,369.74	2,592.08	2,299.44	2,424.10	2,519.99	2,268.62	2,678.82	2,468.17	2,940.84
90歳≤	3,651.44	4,236.91	4,104.63	4,218.97	4,338.65	3,824.08	4,403.67	4,352.97	5,097.17	3,014.20	3,650.23	3,580.39	3,885.46	3,934.50	3,291.25	4,304.83	4,306.03	5,092.40
60歳≤	779.53	824.38	753.32	768.49	789.98	731.76	780.39	730.69	801.36	623.79	656.80	607.84	618.19	641.51	584.29	630.21	586.96	643.77

(2) 指
數
(昭和10年基準)

年 齢	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
男																		
女																		
総 数	107.31	112.53	104.98	105.33	107.36	100.00	104.15	100.82	103.99	109.32	113.79	105.44	106.13	108.23	100.00	104.56	101.41	104.43
0歳	115.45	119.41	110.28	108.85	111.47	100.00	102.22	98.89	98.51	115.47	119.03	111.38	109.34	111.35	100.00	101.56	98.72	97.80
1歳	106.00	116.77	109.70	104.32	111.76	100.00	97.00	102.33	90.74	105.93	115.79	110.30	104.43	109.45	100.00	94.43	101.06	88.63
2歳	100.44	109.62	104.24	99.70	104.68	100.00	97.30	104.44	102.70	101.99	110.63	105.68	100.06	103.78	100.00	98.53	105.01	102.70
3歳	98.98	108.51	106.11	102.52	106.57	100.00	103.05	109.11	110.39	100.87	109.03	108.60	100.49	108.41	100.00	102.79	111.36	107.51
4歳	95.96	99.92	102.30	103.49	100.99	100.00	97.02	107.79	106.43	100.83	103.70	103.03	100.31	101.04	100.00	98.18	110.08	107.53
0—4歳	110.10	118.12	110.82	108.67	110.03	100.00	102.15	101.26	97.15	110.29	117.71	111.67	108.17	109.29	100.00	101.05	101.20	96.29
5—9歳	104.29	104.97	101.26	99.24	104.06	100.00	98.46	102.32	105.55	110.36	110.59	103.11	102.35	106.72	100.00	97.70	104.72	106.64
10—14歳	106.92	105.82	103.74	104.96	105.90	100.00	106.96	104.60	110.31	108.69	106.43	101.22	102.26	105.36	100.00	106.43	104.72	111.30
15—19歳	104.37	106.92	100.40	105.07	105.20	100.00	107.81	107.82	115.37	107.20	106.53	100.10	103.23	105.04	100.00	110.09	108.72	114.47
20—24歳	97.63	101.42	97.03	100.91	103.17	100.00	105.79	102.94	104.66	108.25	107.91	101.19	103.39	104.56	100.00	105.76	102.99	105.53
25—29歳	96.83	100.72	96.59	101.21	103.23	100.00	106.33	102.51	107.36	108.28	111.74	105.71	106.92	106.78	100.00	104.37	103.79	106.84
30—34歳	98.28	102.23	99.76	102.58	104.80	100.00	106.30	103.08	106.16	108.65	113.48	106.94	105.71	107.85	100.00	105.71	100.29	105.68
35—39歳	104.08	109.05	104.42	104.46	106.86	100.00	103.85	102.24	108.20	110.03	116.00	109.82	107.61	108.81	100.00	104.10	101.44	106.55
40—44歳	106.31	111.54	102.89	103.88	104.94	100.00	101.81	100.11	106.35	109.56	113.23	104.93	107.88	109.32	100.00	103.87	99.86	105.23
45—49歳	105.89	111.82	103.16	102.22	104.00	100.00	100.43	97.67	104.08	106.01	111.27	105.65	103.93	105.41	100.00	104.41	99.71	104.98
50—54歳	102.70	107.11	101.11	101.80	103.56	100.00	103.94	100.30	105.94	101.69	107.14	100.95	101.14	103.83	100.00	104.04	101.08	105.55
55—59歳	102.48	105.66	101.07	100.96	104.50	100.00	104.39	101.09	109.36	103.89	106.32	101.92	103.33	104.81	100.00	103.70	100.45	109.26
60歳≤	106.53	112.66	102.95	105.02	107.96	100.00	106.64	99.85	109.51	106.76	112.41	104.03	105.80	109.79	100.00	107.86	100.46	110.18

各歳別死亡率

(各年齢階級人口 10,000 に付)

年齢	総数				男				女			
	昭和10	昭和11	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
45歳	106.83	110.35	99.32	112.70	116.12	123.49	108.49	125.77	96.99	96.36	89.53	98.63
46歳	109.93	113.96	110.92	112.09	123.98	126.16	124.19	125.07	95.13	101.04	96.81	98.29
47歳	114.96	118.55	118.12	125.15	131.76	132.16	133.20	141.10	97.15	104.24	102.22	108.24
48歳	124.73	123.95	124.28	131.85	143.51	139.01	142.49	150.51	105.27	108.06	105.21	112.24
49歳	139.99	139.01	132.21	138.42	165.21	157.73	151.46	160.75	114.43	119.71	111.99	115.14
45—49歳	118.52	121.05	116.84	123.90	134.91	135.49	131.76	140.41	101.38	105.85	101.09	106.43
40—49歳	104.83	107.20	103.81	109.76	114.32	115.30	112.61	119.53	94.75	98.57	94.41	99.33
50歳	142.20	150.85	143.10	147.78	167.63	176.11	163.89	172.96	116.44	125.37	121.78	121.46
51歳	157.46	160.13	159.51	162.39	185.87	190.39	187.20	129.83	134.17	128.53	137.08	
52歳	162.99	167.77	164.30	177.27	191.47	198.75	193.89	210.98	135.36	137.28	133.20	143.70
53歳	175.35	183.21	177.53	188.80	209.92	217.22	209.22	225.97	141.65	150.43	146.53	151.78
54歳	185.59	194.11	186.45	200.97	222.51	236.97	225.53	244.25	149.86	152.65	149.04	158.93
50—54歳	164.65	171.25	165.83	174.56	195.15	202.83	195.73	206.74	134.67	140.11	136.13	142.14
55歳	200.04	202.46	201.92	216.51	241.01	245.59	243.17	262.89	160.27	161.06	162.33	172.47
56歳	212.21	217.11	212.70	229.04	258.69	261.64	260.85	279.52	167.63	174.27	171.65	181.00
57歳	226.21	235.27	229.51	243.08	276.17	292.21	285.24	298.95	178.10	181.18	166.23	190.43
58歳	255.03	260.48	212.51	280.87	313.94	324.25	313.33	344.77	199.46	199.73	206.42	220.65
59歳	256.21	283.96	261.44	287.49	319.25	349.88	322.73	356.32	197.52	222.53	199.75	223.59
55—59歳	229.35	238.64	230.25	250.42	280.80	292.95	283.87	307.09	180.28	186.95	181.09	196.97
50—59歳	195.43	203.73	197.31	210.93	235.57	245.86	237.70	254.02	156.54	162.89	158.05	168.87
60歳	284.52	290.26	295.26	307.34	351.78	360.98	363.96	380.66	222.27	225.26	232.06	239.21
61歳	311.16	327.45	298.94	343.39	379.48	407.73	370.13	423.55	248.72	254.17	234.39	270.63
62歳	321.91	356.15	335.00	350.91	395.31	439.06	414.26	434.60	256.25	281.44	263.67	276.09
63歳	341.45	366.28	365.33	393.25	424.58	451.40	443.34	487.01	266.95	291.31	296.11	310.15
64歳	375.81	394.73	384.37	423.07	456.71	483.63	478.20	520.65	304.26	316.39	463.67	337.92
60—64歳	323.36	342.97	332.40	360.10	397.00	423.51	409.40	444.52	256.77	270.45	263.29	284.19
65歳	435.38	442.74	402.73	444.87	539.62	540.75	492.47	551.76	345.40	357.60	303.10	353.95
66歳	469.45	497.06	447.95	477.28	590.77	605.27	545.27	591.89	367.88	405.43	365.10	379.99
67歳	478.63	550.74	518.09	534.13	587.67	679.47	627.53	654.05	379.63	445.16	427.30	434.03
68歳	565.40	538.41	560.36	610.33	679.88	656.09	700.20	737.10	469.85	443.50	448.13	507.44
69歳	618.32	654.11	561.27	669.89	760.90	776.19	685.11	826.36	504.39	554.52	463.67	547.18
65—69歳	507.31	532.12	493.36	535.85	625.17	645.74	602.68	657.24	409.23	437.61	402.76	435.23
60—69歳	400.27	419.15	397.00	430.23	489.93	510.74	484.99	527.18	321.95	824.24	320.50	345.83
70歳	629.45	721.76	677.94	659.75	758.05	868.82	813.46	796.08	527.78	607.06	570.04	554.86
71歳	701.01	743.78	732.69	805.46	840.65	888.57	894.88	960.88	592.18	632.22	609.39	684.85
72歳	762.84	799.00	757.97	872.63	901.04	965.83	904.99	1,045.42	658.31	672.42	647.70	744.77
73歳	814.31	901.14	819.07	910.52	990.46	1,068.45	973.43	1,078.58	686.60	778.12	705.23	787.97
74歳	951.54	944.14	925.84	980.60	1,134.93	1,130.65	1,112.24	1,163.64	821.21	812.74	792.74	849.49
70—74歳	746.32	803.82	769.67	830.42	892.06	961.57	922.63	989.37	635.67	684.73	654.21	711.46
75歳	983.94	1,108.75	972.36	1,120.09	1,161.77	1,305.98	1,129.41	1,305.53	857.26	977.76	865.03	991.64
76歳	793.30	1,181.66	1,134.03	1,172.37	1,299.66	1,368.50	1,323.55	1,378.27	1,000.79	1,052.68	1,007.43	1,036.02
77歳	1,184.43	1,347.69	1,204.87	1,360.82	1,366.42	1,552.94	1,384.73	1,606.80	1,063.17	1,212.93	1,084.65	1,201.74
78歳	1,261.86	1,408.66	1,360.56	1,477.78	1,460.71	1,647.64	1,573.18	1,682.22	1,133.13	1,254.59	1,233.09	1,345.59
79歳	1,348.29	1,470.89	1,441.93	1,656.19	1,563.29	1,678.24	1,659.70	1,917.78	1,216.69	1,341.09	1,377.19	1,495.51
75—79歳	1,163.02	1,291.07	1,203.44	1,329.37	1,347.51	1,493.31	1,388.45	1,541.41	1,039.93	1,156.86	1,081.72	1,190.29
70—79歳	905.01	978.64	919.26	993.53	1,057.47	1,143.22	1,074.89	1,160.56	794.78	859.98	807.17	873.78
80歳	1,437.05	1,615.47	1,507.06	1,796.93	1,670.48	1,881.04	1,718.85	2,066.96	1,298.89	1,458.31	1,378.87	1,634.18
81歳	1,508.29	1,789.85	1,625.11	1,868.95	1,707.42	2,062.91	1,848.94	2,178.33	1,393.55	1,633.58	1,497.03	1,687.89
82歳	1,775.39	1,850.19	1,761.34	1,973.48	2,069.56	2,083.18	2,056.41	2,279.27	1,612.02	1,720.31	1,597.99	1,804.22
83歳	1,764.66	2,169.10	1,858.70	2,188.95	2,038.78	2,462.41	2,084.00	2,553.75	1,617.57	2,011.38	1,737.11	1,993.41
84歳	2,082.94	2,171.96	2,182.18	2,326.53	2,293.23	2,456.61	2,430.51	2,608.45	1,975.79	2,023.84	2,052.69	2,178.98
80—84歳	1,643.24	1,858.31	1,723.79	1,980.84	1,877.05	2,119.80	1,954.48	2,277.53	1,511.70	1,711.17	1,593.23	1,812.54
85歳	2,231.93	2,649.65	2,211.04	2,718.78	2,473.55	2,996.97	2,489.26	2,950.02	2,087.62	2,477.66	2,070.33	2,601.58
86歳	2,269.26	2,777.92	2,646.08	2,808.16	2,632.49	3,168.78	2,839.83	3,120.86	2,104.37	2,592.54	2,552.56	2,653.99
87歳	2,478.69	2,767.62	2,791.66	3,295.59	2,771.90	3,030.60	3,016.93	3,584.63	2,347.20	2,650.82	2,687.15	3,159.09
88歳	2,674.39	3,084.58	2,786.21	3,498.96	2,993.02	3,332.40	3,014.42	3,870.00	2,539.98	2,975.28	3,056.78	3,329.67
89歳	2,839.88	3,307.44	3,090.28	3,816.73	2,870.61	3,801.01	3,290.11	3,881.32	2,825.61	3,098.70	3,003.01	3,788.80
85—89歳	2,395.96	2,833.55	2,594.58	3,061.76	2,672.58	3,167.11	2,818.72	3,312.49	2,268.62	2,678.82	2,488.17	2,940.84
80—89歳	1,822.06	2,077.33	1,918.44	2,220.11	2,047.56	2,332.52	2,130.86	2,488.18	1,700.96	1,939.69	1,802.75	2,073.31
90歳	3,430.45	4,333.01	4,321.24	5,093.84	3,824.08	4,403.67	4,352.97	5,097.17	3,291.25	4,304.83	4,308.03	5,092.40

第2表 自昭和10年
至昭和13年 男女

年齢	總數				男				女			
	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總數	167.78	175.08	169.63	174.82	173.77	180.99	175.20	180.70	161.75	169.13	164.03	168.91
0歳	1,147.92	1,170.13	1,134.42	1,127.21	1,231.10	1,258.41	1,217.41	1,212.80	1,062.55	1,079.16	1,048.97	1,039.18
1歳	368.44	352.78	374.78	330.54	376.04	364.77	384.82	341.22	360.67	340.57	364.51	319.65
2歳	202.42	198.17	211.97	207.89	204.86	199.33	213.96	210.40	199.93	197.00	209.95	205.33
3歳	133.72	137.62	147.40	145.69	132.97	137.03	145.09	146.78	134.48	138.23	149.76	144.58
4歳	91.38	89.19	99.55	97.75	90.34	87.65	97.38	96.15	92.44	90.76	101.76	99.40
0—4歳	407.03	413.68	412.20	209.76	427.34	436.52	432.72	415.18	386.27	390.84	391.24	371.95
5歳	61.41	60.15	63.71	66.34	61.01	59.56	61.55	64.31	61.82	60.75	65.91	68.40
6歳	46.13	43.26	46.57	46.10	46.50	48.16	46.35	46.26	45.75	43.36	46.80	45.93
7歳	35.89	35.22	36.71	38.13	35.93	36.05	36.81	38.78	35.85	34.37	36.60	37.47
8歳	28.64	29.61	30.55	30.37	29.00	30.75	30.50	30.97	28.27	28.46	30.60	29.75
9歳	25.76	25.24	26.03	27.98	25.60	24.92	26.26	27.78	25.93	25.55	25.80	28.18
5—9歳	39.63	38.86	41.01	42.04	39.67	39.06	40.59	41.87	39.58	38.67	41.45	42.21
0—9歳	231.52	234.73	234.38	223.74	242.33	246.97	244.99	234.83	220.50	222.25	223.55	212.43
10歳	23.61	24.55	24.64	25.52	22.58	24.04	23.86	25.13	24.65	25.06	25.43	25.88
11歳	25.20	25.38	24.71	26.04	23.33	24.22	22.28	23.75	27.10	27.17	27.20	28.33
12歳	25.88	28.08	27.38	28.83	21.55	23.23	23.75	24.93	30.29	33.03	31.07	32.81
13歳	32.07	34.39	34.54	36.61	25.85	27.09	27.42	28.74	38.38	41.82	41.81	44.67
14歳	43.92	48.18	46.92	50.74	34.35	38.00	36.49	38.68	53.71	58.53	57.57	63.14
10—14歳	29.92	31.92	31.32	33.17	25.42	27.19	26.59	28.04	34.51	36.74	36.14	38.41
15歳	53.18	62.73	61.27	65.43	42.44	49.40	49.99	53.95	64.17	76.40	72.77	77.17
16歳	70.90	72.64	79.42	80.21	62.38	63.47	69.45	70.33	79.58	95.34	89.68	90.29
17歳	79.75	87.18	82.98	94.45	75.18	80.97	78.70	89.84	84.41	93.51	87.38	99.19
18歳	85.71	94.74	92.97	98.13	84.57	91.96	90.06	91.58	86.88	97.57	95.95	94.85
19歳	91.25	98.24	95.52	103.22	90.92	98.51	95.16	103.45	91.57	97.97	95.89	102.98
15—19歳	75.34	82.12	81.58	86.54	70.06	75.53	75.54	80.83	80.71	88.85	87.75	92.39
10—19歳	50.98	55.09	54.57	58.10	46.12	49.51	49.26	52.73	55.92	60.77	60.00	63.58
20歳	93.62	98.03	97.59	102.16	94.15	97.69	95.43	102.77	93.09	98.37	99.88	101.55
21歳	96.28	101.01	95.54	97.34	98.37	99.49	93.28	97.01	94.26	102.54	97.84	97.67
22歳	94.28	100.79	96.97	96.27	95.91	102.81	97.87	95.46	93.55	98.82	96.05	97.10
23歳	92.64	99.40	97.48	98.18	92.36	101.18	101.78	97.08	92.92	97.64	93.31	99.30
24歳	89.69	94.88	93.30	97.02	87.99	95.08	94.61	98.53	91.43	94.68	92.01	95.55
20—24歳	93.43	98.83	96.21	98.20	93.79	99.22	96.55	98.16	93.08	98.44	95.86	98.23
25歳	88.01	92.65	89.68	92.88	87.09	92.41	89.42	93.68	88.94	92.91	89.94	92.10
26歳	82.57	89.97	85.51	87.74	82.94	87.94	84.26	86.75	82.19	91.03	86.80	88.75
27歳	81.64	83.31	84.91	87.53	81.10	85.78	82.39	87.16	82.20	80.80	87.48	87.92
28歳	76.94	82.67	79.70	86.01	75.61	80.82	78.94	84.57	78.34	84.60	80.46	87.49
29歳	77.27	79.97	79.97	81.96	75.68	80.44	77.99	80.75	78.98	79.48	82.03	83.20
25—29歳	81.52	85.89	84.10	87.32	80.73	85.84	82.76	86.67	82.35	85.95	85.47	87.98
20—29歳	87.91	92.75	90.44	92.98	87.68	92.88	89.95	92.65	88.16	92.61	90.95	93.33
30歳	74.56	80.13	76.63	80.22	72.16	75.04	75.06	75.66	77.05	85.61	78.30	84.95
31歳	76.19	77.66	76.34	77.00	72.43	74.92	73.68	73.68	80.19	80.51	79.19	80.49
32歳	76.04	80.43	74.49	80.75	72.73	77.99	72.00	77.98	79.53	83.03	77.06	83.74
33歳	74.44	79.13	77.29	77.45	71.39	75.48	74.21	73.59	77.67	82.96	80.57	81.47
34歳	74.63	81.07	77.33	88.02	69.88	77.79	74.56	80.23	79.73	84.55	80.25	85.98
30—34歳	75.17	79.68	76.42	79.62	71.72	76.24	73.93	76.14	78.81	83.31	79.04	83.29
35歳	74.64	78.30	77.25	81.20	72.16	73.43	73.90	77.06	77.27	83.54	80.80	85.56
36歳	79.26	79.01	78.07	84.24	73.57	75.94	72.62	81.67	85.42	82.26	83.92	86.97
37歳	79.20	84.38	80.78	83.47	75.43	80.22	77.69	80.63	83.24	88.89	84.06	86.52
38歳	78.83	85.75	85.10	85.98	73.81	80.74	82.17	82.28	84.27	91.11	88.27	89.92
39歳	85.62	85.98	83.81	92.22	84.83	84.32	82.25	89.48	86.33	87.77	85.49	95.19
35—39歳	79.36	82.51	80.83	85.22	75.81	78.73	77.51	82.03	83.17	86.58	84.37	88.62
30—39歳	77.12	81.03	78.54	82.31	73.63	77.43	75.66	78.98	80.84	84.86	81.59	85.84
40歳	85.20	89.26	86.52	92.99	83.66	88.25	87.35	91.29	86.87	90.33	85.61	94.81
41歳	89.93	92.12	90.69	91.80	90.37	91.45	92.66	93.89	89.45	92.85	88.59	89.53
42歳	93.45	93.71	91.94	100.67	97.47	95.11	96.69	103.67	89.09	92.17	86.80	97.48
43歳	91.52	101.36	94.08	99.52	98.06	107.10	98.53	106.74	84.52	95.16	89.24	91.72
44歳	103.38	98.98	99.50	104.68	112.55	107.62	105.87	116.10	93.59	89.74	92.63	92.29
40—44歳	92.32	94.87	92.32	97.70	95.79	97.52	95.90	101.87	88.58	92.01	88.46	93.21

「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)四%、「不慮の傷害」三%、「脳膜炎」(結核性を除く)、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診断及不詳の原因」

(註)夫々約三%といふ状態である(第三表参照)。

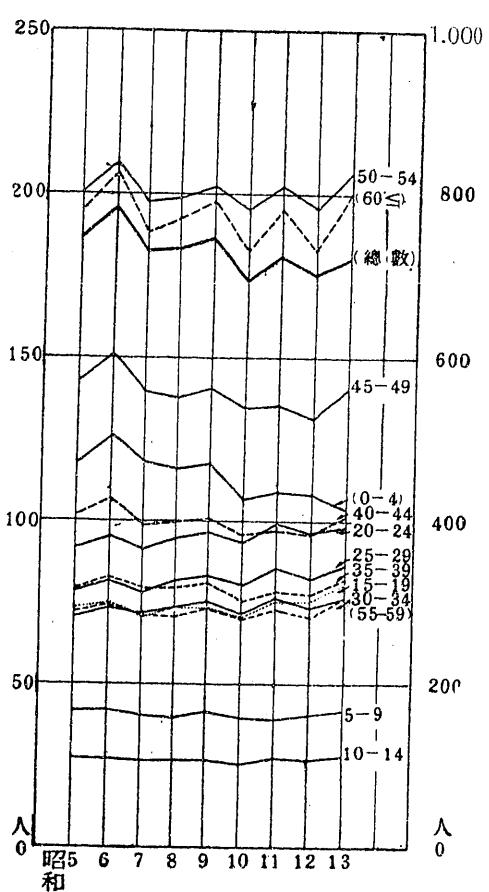
註 「不明の診断及不詳の原因」を主要死因中に加へることに就ては問題がある。此處では一應機械的に主要死因の割合を七〇%で句切つて之に入り来るたまゝに採つて置くこととする。此の中には他の主要死因に屬すべきものが少なからず混入してゐると憶測することも出来る。

(4) 今、主要死因別死亡率を見れば(第四表及第三圖参照)、

- (イ) 「結核」は明瞭なる上昇。
- (ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は顯著なる上昇。
- (ハ) 「肺炎」は之亦顯著なる上昇。此の中には眞の死因が「結核」なるものも混在してゐると憶測することが出来る。
- (ニ) 「先天性弱質」(一歳未満)は明瞭なる低下。
- (ホ) 「下痢及腸炎」(二歳未満)は顯著なる低下。
- (ヘ) 「老衰」は著しき上昇。特に昭和一三年の上昇が顯著である。
- (ト) 「腎臓炎」は輕度の上昇。
- (チ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は「不變」。
- (リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は明瞭なる上昇。
- (ヌ) 「不慮の傷害」は輕度の上昇。
- (ル) 「脳膜炎」(結核性を除く)は輕微なる低下。
- (ワ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。
- (カ) 此の間に於ける死亡率上昇の傾向に積極的作用を及ぼしてゐるものは「結核」「脳出血、脳栓塞及脳血栓」及「肺炎」の上昇であつて、此等

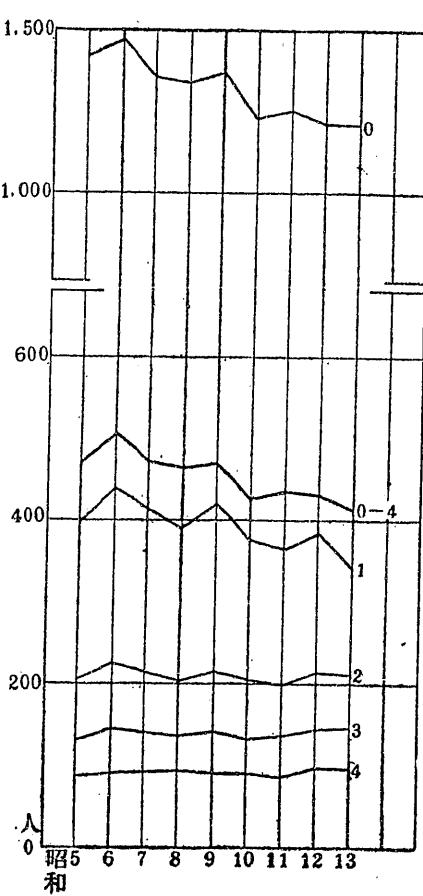
第一圖 男五歳階級別死亡率の變動

(各年齢階級人口一〇,〇〇〇に付)



第二圖 男零歲及五歳未満幼兒死亡率の變動

(各年齢入口一〇,〇〇〇に付)



第三表 男總數主要死因別死亡

(死因名上の数字は中分類死因番號、以下倣之)

死 因	實					割 合
	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	
總 死 因 數	六〇三、五六六	六三七、八五四	六一五、六二五	六五二、九三六	100.00	昭和10年
主 要 死 因 數	四三八、三七一	四六五、三四〇	四五四、一六六	四七五、五〇七	100.00	昭和11年
一一及一二 結 核	六七二、三八	七三、四九五	七三、〇四〇	七五、三六一	100.00	昭和12年
一一 呼吸器の結核 (淋巴腺及氣管支の 除く)	五一、八五〇	五六、八三八	五五、六〇九	五七、一四七	100.00	昭和13年
一二 其の他の結核	一五、三八八	一六、五五七	一八、二一四	八・五九	100.00	昭和10年
三一 腦出血、脳栓塞及脳血栓	六三、九八三	六五、三三三	六五、〇九七	二・五五	100.00	昭和11年
四八 肺	五六、六七七	六〇、〇三〇	五六、〇六六	九・三九	100.00	昭和12年
七四 先天性弱質(一歳未満)	三四、九五四	三四、一一五	三四、七二九	五・七九	100.00	昭和13年
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	三四、二〇一	三七、五六七	三五、四〇三	五・六七	100.00	昭和10年
七八 老	三二、〇四六	三七、一九一	三四、二八五	五・八三	100.00	昭和11年
五九 腎 臟 炎	二七、五一四	二八、一一〇	二七、四〇三	四・五六	100.00	昭和12年
一八 癲瘍、其の他の悪性腫瘍 上 下 割 腸炎及腸潰瘍(二歳以 上)	二四、七四四	二四、八三四	二五、八一〇	四・一〇	100.00	昭和13年
八一 不 慮 の 傷 害	二二、四一三	二二、四七〇	二三、七一〇	四・一〇	100.00	昭和10年
三〇 腸 膜 炎(結核性を除く)	二二、四六五	二二、三六五	二二、四九四	三・五五	100.00	昭和11年
五八 其の他の消化器の疾患	一九、七〇一	一九、二六一	二一、五四七	三・三九	100.00	昭和12年
八五 不明の診断及不詳の原因 其 の 他	一八、七四七	一八、五七六	一九、三六七	三・二六	100.00	昭和13年
一九、九九九	一九、三七八	一八、八九一	二・九三	三・〇四	100.00	昭和10年
一七、六七七	一七、三七八	一八、八九一	二・九三	二・七八	100.00	昭和11年
一六至一九五	一七一、四五九	一七七、四五九	二七、三七	二七、〇五〇	100.00	昭和12年
一七一、四五九	一七七、四五九	一七七、四五九	二七、三七	二七、〇五〇	100.00	昭和13年
第四表 男總數主要死因別死亡率	(男10,000に於)					
死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年		
總 死 因 數	一七三・七七	一八〇・九九	一七五・一〇	一八〇・七〇		
主 要 死 因 數	一三六・二一	一三一・〇四	一三七・一八	一三一・六〇		
一一及一二 結 核	一九・三六	一〇・八五	一〇・四五	一〇・六六		
一一 呼吸器の結核 (淋巴腺及氣管支の 除く)	一四・九三	一六・一三	一五・五七	一五・八一		
五九 腎 臟 炎	九・一三	七・九二	七・九八	七・六七		
	八・四九					

一八 痢、其の他の悪性腫瘍
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
八一 不慮の傷害
三〇 腸膜炎(結核性を除く)
五八 其の他の消化器の疾患
八五 不明の診断及不詳の原因
其の他

七八 其の他の悪性腫瘍
六二七 上痢
六三八 不慮の傷害
六〇六 腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
五・八九 腸膜炎(結核性を除く)
五・六七 其の他の消化器の疾患
五・〇九 不明の診断及不詳の原因
四七五六 其の他

七・一二 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
七・三三 不慮の傷害
七・〇五 腸膜炎(結核性を除く)
六・四六 腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
六・〇九 腸膜炎(結核性を除く)
六・二四 不明の診断及不詳の原因
五・二七 其の他

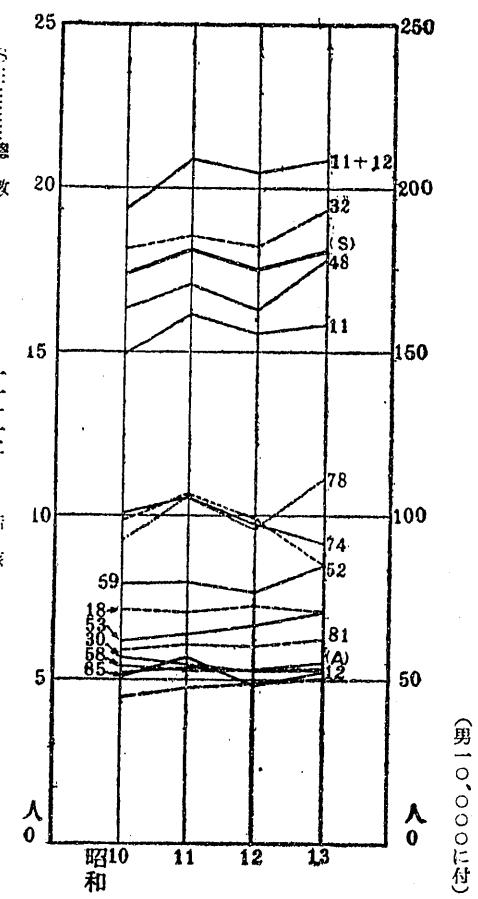
七・三三 不慮の傷害
七・〇六 腸膜炎(結核性を除く)
六・四六 腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
六・〇九 腸膜炎(結核性を除く)
六・二四 不明の診断及不詳の原因
五・二七 其の他

は「先天性弱質」及「下痢及腸炎」(二歳未満)の著しき低下を相殺して尙且餘りあるものと云はねばならぬ。

二 零歳死亡率(「乳兒死亡率」)

(1) 前期を通じて他の年齢階級に比し零歳死亡率の低下が最も顯著である。一般に死亡率中に占める零歳死亡率の重要な地位に鑑みれば、前期に於ける死亡率總數の低下は此の零歳死亡率の低下に依るところ頗る大なるを知り得る。

(2) 後期に於て、明瞭なる低下の傾向を示してゐるのは零歳死亡率のみである。但し其の程度は極めて微弱である。



第三圖 男總數主要死因別死亡率の變動

(男10,000に付)

(3) 昭和五年から同一三年に至る期間に於て始めて出生率と零歳死亡率との共變關係が明瞭に認められるやうになつて來たことは人口統計學上頗る興味ある事實であると思ふ。視察に依る限り其の時差(lag)は一年であると思はれる。此の問題については稿を改めて論ずることとする。兎に角、此の期間に至つて零歳死亡率の變動が出生率のそれと一層密接且つ明瞭なる關係を持つに至つたことは注意を要すると思ふ(第五表参照)。

(4) 前期に於ける零歳死亡率の低下はそれ以前から引き續いて相當顯著であつて、其の間に於ける出生率の低下とは著しく程度を異にする。従つて此の間に於ける零歳死亡率の低下は出生率の低下との關係のみによつては説明することが出來ない。更に従つて其の間に乳兒の保健状態の改善を十分に認めてよいと思はれる。

(5) 然るに、後期に於ては零歳死亡率低下の速度は著しく緩慢微弱になつてゐる。ただこれだけの材料を以て斷定することは出來ないけれど

A 括弧を附せるは右側の目盛に據る

も、此の期に至つては乳児保健状態の改善といふことよりも出生率低下との関係の方が遙かに強いかに憶測することが出来る。

第五表 零歳死亡率及出生率變動比較

(大正五年—昭和二三年)

年	次 零歳 死亡率 (零歳人口一〇に付) (○〇〇に付)	出 生 率 (人口一、〇に付) (○〇に付)	指 數(昭和一〇年基準)	
			零 歲 死 亡 率	出 生 率
大正五年	一、八三・四五	三三・六八	一五八・八五	一〇一・〇一
六	一、九一・三七	三三・三四	一六六・五一	九九・九七
七	一、一〇九・〇〇	三一・一九	一八三・七一	九九・五一
八	一、九五七・七五	三一・六二	一七〇・五五	九七・七四
九	一、七八七・五一	三六・一九	一五五・七二	一六一・七九
一〇	一、八五七・一七	三五・〇六	一〇八・三八	一〇五・六〇
一一	一、七七三・〇三	三四・一六	一五四・四六	一〇八・〇一
一二	一、八〇二・二九	三四・九四	一五七・〇〇	一〇四・四五
一三	一、六九六・七六	三三・七九	一四七・八一	一〇七・九四
一四	一、五四六・三三	三四・九二	一三四・七一	一〇七・四八
一五	一、五四四・九八	三四・七七	一二六・七五	一〇七・四八

第六表 男零歳主要死因別死亡

死 因	總 要 死 因 數	實					合
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	
主	一、二六・九三六	一、三三・八九九	一、二五・五八九	一、二〇・三九七	一、〇〇・〇〇	一、〇〇・〇〇	一、〇〇・〇〇
要	九〇・〇七八	九五・五〇三	八九・三三	八五・八四〇	七〇・九六	七一・三一	七一・〇四
死	九〇・〇七八	九五・五〇三	八九・三三	八五・八四〇	七〇・九六	七一・三一	七一・〇四
因	三四・九五四	三七・一一五	三四・七三九	三三・〇三四	二七・五四	二七・七二	二七・六五
數	三一・七六一	二三・二七〇	二二・九八〇	二三・五八五	一七・九三	一七・三八	一八・三〇
	二二・五九四	二二・一一四	二二・四四九	一九・六〇七	一七・〇一	一八・〇九	一七・〇八
七四	先天性弱質(一歳未満)						
四八	肺炎						
五二	下痢及腸炎(一歳未満)						
七七	其他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)						
三〇	脳膜炎(結核性を除く)						
其 他	三六・八五八	三八・三九六	三六・三六七	三四・五五七	二九・〇四	二八・六八	二八・七〇

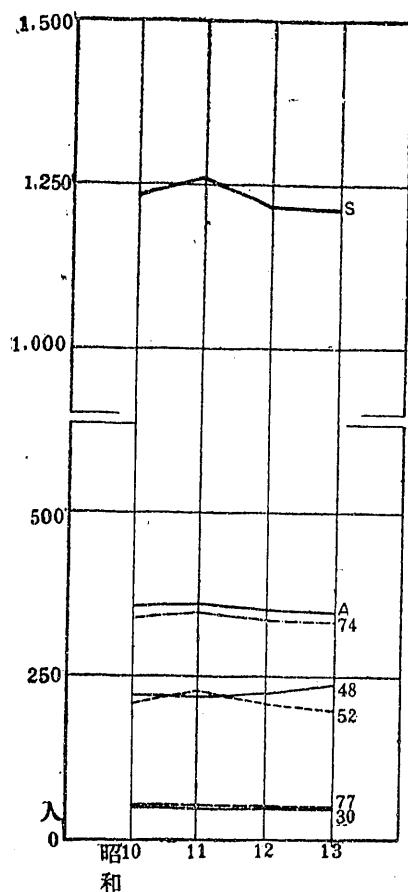
(6) 主要死因を見るに、乳兒死亡の一七・五%の多きを占めるものは「先天性弱質」(一歳未満)であつて第一位を占め、「肺炎」が一七・九%にして第二位、「下痢及腸炎」(二歳未満)が一七・〇%で第三位を占め、以上三者を以て乳兒死亡の六一・五%の多きに達し、乳兒の死因は極めて集中的である(第六表参照)。

第七表 男零歲主要死因別死亡率

(昭和10年10,000に付)

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
主 要 死 因 數	一、三三一・一	一、三五八・四	一、三一七・四	一、三一一・八	
七四 先天性弱質(一歳未満)	八七三・六	八九七・六	八六四・九	八六四・七	
四八 肺 炎	三三九・〇	三四八・八	三三六・六	三三二・八	
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	二二〇・八	二一八・七	二三三・八	二三七・六	
七七 其の他の幼若乳兒固有の疾患	二〇九・四	二一七・七	二一〇七・九	一九七・五	
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	五四・三	五四・五	五四・三	四五・五	
其 他	五〇・一	四七・九	四五・二	四五・三	
	三五七・五	三六〇・九	三五二・五	三四八・一	

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
主 要 死 因 數	一、三三一・一	一、三五八・四	一、三一七・四	一、三一一・八	
七四 先天性弱質(一歳未満)	八七三・六	八九七・六	八六四・九	八六四・七	
四八 肺 炎	三三九・〇	三四八・八	三三六・六	三三二・八	
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	二二〇・八	二一八・七	二三三・八	二三七・六	
七七 其の他の幼若乳兒固有の疾患	二〇九・四	二一七・七	二一〇七・九	一九七・五	
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	五四・三	五四・五	五四・三	四五・五	
其 他	五〇・一	四七・九	四五・二	四五・三	
	三五七・五	三六〇・九	三五二・五	三四八・一	



第四圖 男零歲主要死因別死亡率の變動

(昭和男10,000に付)

S …… 総数
 七四 …… 先天性弱質(一歳未満)
 四八 …… 肺炎
 五二 …… 下痢及腸炎(二歳未満)
 七七 …… 其の他の幼若乳兒固有の疾患
 三〇 …… 腦膜炎(結核性を除く)
 A …… 其の他

(7) 主要死因別死亡率を見れば(第七表及第四圖参照)。

(イ) 「先天性弱質」の死亡率は零歲死亡率總數の傾向と類似はしてゐるが變動の幅は極めて狭少であり、低下の速度も極めて微弱であつて寧ろ「不變」に近き状態である。その結果第六表の主要死因別死亡數に於ては却つて其の割合を増してゐる。

(ロ) 「肺炎」のみは明かに上昇。

(ハ) 「下痢及腸炎」(二歳未満)は零歲死亡率總數と殆んど同様の變動をみせてゐる。

(ニ) 「其の他の幼若乳兒固有の疾患」(二箇月未満)及「脳膜炎」(結核性を除く)は殆んど「不變」。

(ホ) 以上の如く最近に於ける零歲死亡率の低下は「下痢及腸炎」(二歳未満)の低下によるところが少くないと思はれるが、此の傾向が果して繼續し得るか否か、必しも斷定することは出來ない。「先天性弱質」(一歳未満)は若干の低下を示してゐるが、其の性質上急速度の低下を期待することは困難である。「肺炎」に至つては上昇の傾向をさへ示してゐるのであつて、此等の事實を綜合すれば總數に於て若干の低下傾向を示してゐるとしても、更に之を分析すれば現在の零歲死亡率の低下は甚だ不安定であり、決して樂觀を許すものとは云ひ難いのである。

III 一歳死亡率

(1) 前期後期を通じて輕度の低下傾向を認めることが出来る。

(2) 主要死因の第一位を占めるものは「下痢及腸炎」(二歳未満)であつて三六%の多きに達し「肺炎」は之に亞いで二四%を示し、「下痢及腸炎」と共に一歳死亡の二大死因をなしてゐる。死因の集中的なることは乳兒死

亡以上である(第八表参照)。

(3) 主要死因別死亡率を見るに(第九表及第五圖参照)、

(イ) 「下痢及腸炎」(二歳未満)は昭和一〇年から同一三年迄僅かに上昇

してゐるが同一三年に至つて相當顯著に低下を示してゐる。一歳死亡率

第八表 男一歳主要死因別死亡率

死 因	實						合 數
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	三五・〇九二	三四・七九〇	三七・八七五	三一・五六〇	三四・〇九二	三〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
主 要 死 因	二五・四九四	二四・九三五	二七・四八六	二一・一八四	二五・四九四	二一・六四四	七一・〇七
五 二 下 痢 及 腸 炎 (二 歳 未 満)	一三・六〇八	一三・三四三	一三・九五四	一一・一六〇	一三・六〇八	一三・九五四	三六・八四
四 八 肺 炎	八・五一四	八・七七	九・〇六三	八・五八八	八・五一四	八・五八八	三三・九三
三 〇 腦 膜 炎 (結核性を除く)	二・四八九	二・四三一	二・三一五	二・三一五	二・四八九	二・三一五	六・四二
四 麻 疹	一・八五七	一・〇三八	八・五一	八・五一	一・八五七	九・六六五	六・〇
其 他	九・五九八	九・六五	九・七九六	九・七九六	九・五九八	九・七九六	二・六一

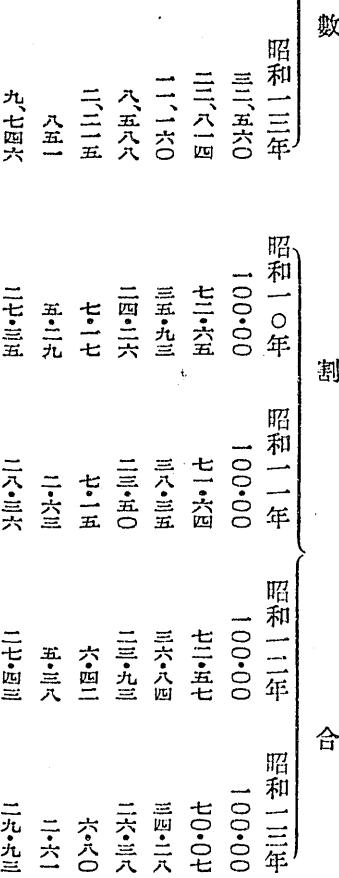
第九表 男一歳主要死因別死亡率

(一歳男10,000に対する)

死 因	昭和一〇年 昭和一一年 昭和一二年 昭和一三年			
	總 數	主 要 死 因 數	數	數
總	三七六・〇四	三六四・七七	三八四・八二	三四一・一二
主 要 死 因	二七三・一九	二六一・三四	二七九・二七	二三九・〇八
五 二 下 痢 及 腸 炎 (二 歳 未 満)	一三五・一〇	一三九・九〇	一四一・七八	一一六・九五
四 八 肺 炎	九一・二三	八五・七四	九一・〇八	九〇・〇〇
三 〇 腦 膜 炎 (結核性を除く)	二六・九五	二六・一〇	二四・七〇	二三・一一
四 麻 疹	一九・九〇	九・六〇	一〇・七一	八・九一
其 他	一〇二・八五	一〇三・四三	一〇五・五六	一〇一・一四

第五圖 男一歳主要死因別死亡率の變動

(一歳男10,000に対する)



總數の昭和一三年に於ける低下には與つて力あるものと認められる。

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」乃至は微かに上昇。

(ハ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は輕微な低下。

(ニ) 「麻疹」は明瞭な隔年性を示してゐるが傾向としては「不變」。

四 二歳死亡率

(1) 前期に於ては輕度なる低下が認められるが、後期に於ては稍々上昇の傾向を見出すことが出来る。

(2) 主要死因の第一位は「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて110%に達し、第二位「肺炎」は16%、「赤痢及痙攣」及「脳膜炎」(結核性を除く)が之に亞ぎ夫々10%を稍々超えてゐる(第一〇表参照)。

第一〇表 男二歳主要死因別死亡率

死 因	實 數							合 割
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	
總 主 要 死 因 數	一九〇七三	一八〇六七	一九八一〇	二〇一一三	一〇〇〦〇	一〇〇〦〇	一〇〇〦〇	一〇〇〦〇
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍二歳以上	一三、七八三	一三、三五二	一四、六一一	一四、九九一	七一・〇六	七三・九〇	七三・七七	七四・五三
四八 肺 炎	三〇一三	二、八〇六	三〇一八	三、一三一	一五・八〇	一五・五三	一五・一三	一五・五七
九 赤 痢 及 痙 攣	一、九七八	一、七九四	二、一五九	二、四〇四	一〇・三七	九・九三	一〇・八九	一九・五
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一、九七三	一、七九五	一、七九五	一、八六一	一〇・三四	九・七九	九・〇六	九・二五
五八 其の他の消化器の疾患	一、八九七	一、九六五	二、三三五	二、一三一	九・九五	九・七九	九・〇六	九・二五
八一 不 慮 の 傷 害	一、〇七八	一、〇三三	九九二	一、〇三九	五・六五	五・七一	五・〇一	五・一七
其 他	五、一九〇	四、七一五	五、一九九	五、一二一	二七・七四	二六・一〇	二六・一三	二五・四七
死 因 數	(二歳男1,000,000に対する)							
死 總 主 要 死 因 數	二〇四・六六	一九・三三	二三・九六	二一〇・四〇	三〇	三二・三六	三〇・九六	三一・五六
五三下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	四一・二九	四三・九八	四六・六六	四六・七七	五八	二一・五八	一九・七九	二三・三一
					八一	二一・一九	一九・五二	一九・三八
					不	一一・五八	一一・三九	一九・四七
					慮	一〇・七八	一〇・七一	一九・三〇
					の	五六・八二	五三・〇一	五六・一三
					傷	五三・五八	五三・五七	五三・五八
					害			

第一一表 男二歳主要死因別死亡率

- (3) 主要死因別死亡率を見るに(第一一表及第六圖参照)、
 (イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は漸次上昇。
 (ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」。
 (ハ) 「赤痢及痙攣」は相當顯著なる上昇。
 (ニ) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一二年迄上昇してゐるが、同一三年には若干低下。
 (ホ) 「脳膜炎」(結核性を除く)及「不慮の傷害」は殆んど「不變」。

第六圖 男二歳主要死因別死亡率の變動

(1歳男10,000に対する)

五 三歳死亡率

(1) 前期に於ける傾向は殆んど「不變」であるが、後期に至つて稍明瞭なる上昇を示してゐる。

(2) 主要死因の第一位は二歳と同じく「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて二〇・五%に達し、第二位の「赤痢及疫痢」は一五%、「脳膜炎」(結核性を除く)一一%、「肺炎」一一%、「其の他の消化器の疾患」七%、「不慮の傷害」六%といふ順位である(第一二表参照)。

(3) 主要死因別死亡率を見るに(第一三表及第七圖参照)、

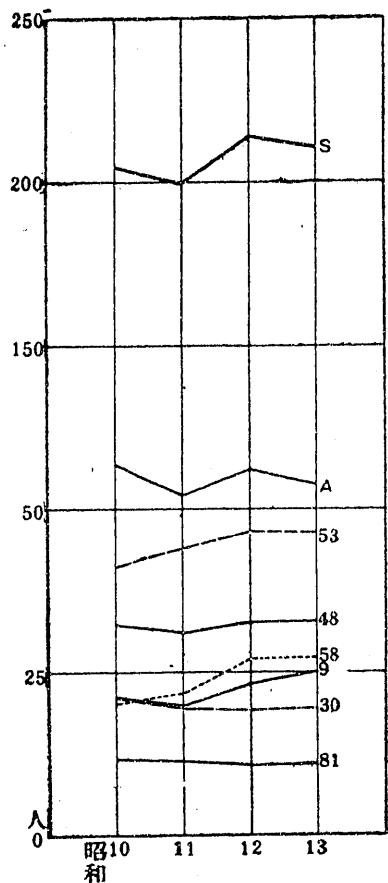
(イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は明瞭なる上昇。

(ロ) 「赤痢及疫痢」の増加は主要死因別死亡率中最も著しい。

(ハ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は傾向として殆んど「不變」。

(ニ) 「肺炎」は此の年齢に於ては相當明かな上昇。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は輕微なる上昇。



第一二表 男三歳主要死因別死亡

死 因	割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年
總 数	13,110	13,541	13,928	13,336	10,000
主 要 死 因 数	八,715	九,100	九,443	七,40	七,56
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二,507	二,633	二,810	二,64	二,51
九 赤 痢 及 疫 痢	一,803	一,905	一,101	一,431	一,475
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一,438	一,371	一,380	一,418	一,418
四八 肺 炎	一,372	一,403	一,419	一,523	一,523
五八 其の他の消化器の疾患	九,00	九,49	九,82	九,64	九,64
八一 不 慮 の 傷 害	七,39	六,51	六,89	五,77	五,77
其の他の	三,495	三,441	三,477	二,660	二,744

第一三表 男三歳主要死因別死亡率

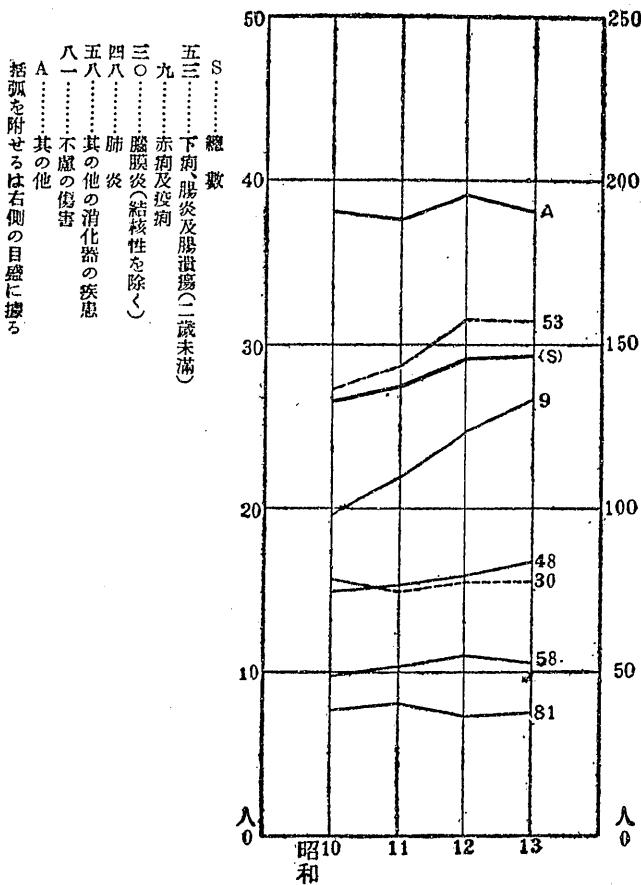
(三歳男10,000に付)

(イ) 「不慮の傷害」は傾向として殆んど「不變」。

死 因 主 要 死 因 數 總 死 因 數 死 因 昭和10年 昭和11年 昭和12年 昭和13年 昭和13年 昭和14年 昭和15年 昭和16年 昭和17年 昭和18年 昭和19年 昭和20年	昭和10年		昭和11年		昭和12年		昭和13年		昭和14年		昭和15年		昭和16年		昭和17年		昭和18年		昭和19年		
	一三三・九七	一三七・〇三	一四三・〇九	一四五・〇九	一四六・七八	一四七・九四	一四九・四三	一〇五・九八	一〇六・六〇	一〇八・六〇	一〇九・九四										
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一一・一八																				
九 赤 痢 及 痘 痢	一九・六二	二一・九一																			
三〇 腸 膜 炎(結核性を除く)	一五・六五	一四・九八	一五・四九																		
四八 肺 炎	一四・九三	一五・三三	一五・九三	一五・九三	一六・七二																
五八 其他の消化器の疾患	九・七九	一〇・三七	一一・〇一																		
八一 不 慮 の 傷 害	七・六七	八・〇七	七・三一																		
其 他	三八・〇三	三七・六〇	三九・一一	三八・一八																	

第七圖 男三歳主要死因別死亡率の變動

(三歳男10,000に付)



括弧を附せるは右側の目盛に據る
A 其の他の消化器の疾患
八一 不慮の傷害
九 赤痢及痘痢
三〇 腸膜炎(結核性を除く)
四八 肺炎
五八 其他の消化器の疾患
八一 不慮の傷害

- (4) 後期に於て五歳未満の死亡率中最も明瞭な上昇を認め得るのは三歳死亡率であるが、此の年齢の死亡率を高めてゐるのは主要死因第二位の「赤痢及痘痢」の増加及死因第一位の「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であるといふことが出来る。此の兩死因の死亡總數中に占める割合も爲に上昇の傾向を辿つてゐる。
- ### 六 四歳死亡率
- (1) 前期に於ける傾向線は極めてなだらかな「上方に凸」の圓弧を描いてゐるが、後期に至つては、三歳の如く著しくはないが、稍、明瞭なる上昇を認めることが出来る。
- (2) 主要死因の第一位は二歳及三歳と同様に「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて一八%に、第二位は三歳と同様「赤痢及痘痢」で一五%に達してゐる。第三位の「脳膜炎」(結核性を除く)は一二%、「肺炎」一〇%、「不慮の傷害」、「其他の消化器の疾患」、「腎臓炎」は夫々七%、六%、五%を示してゐる(第一四表参照)。
- (3) 主要死因別死亡率を見るに(第一五表及第八圖参照)、
- (イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は頗る顯著なる上昇。
 - (ロ) 「赤痢及痘痢」も亦更に顯著なる上昇。
 - (ハ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は寧ろ低下。
 - (ミ) 「肺炎」は相當上下してゐるが、傾向としては殆んど「不變」。
 - (ホ) 「不慮の傷害」は昭和一三年に急増。
 - (ヘ) 「其他の消化器の疾患」も明かな上昇。
 - (ト) 「腎臓炎」は低下。

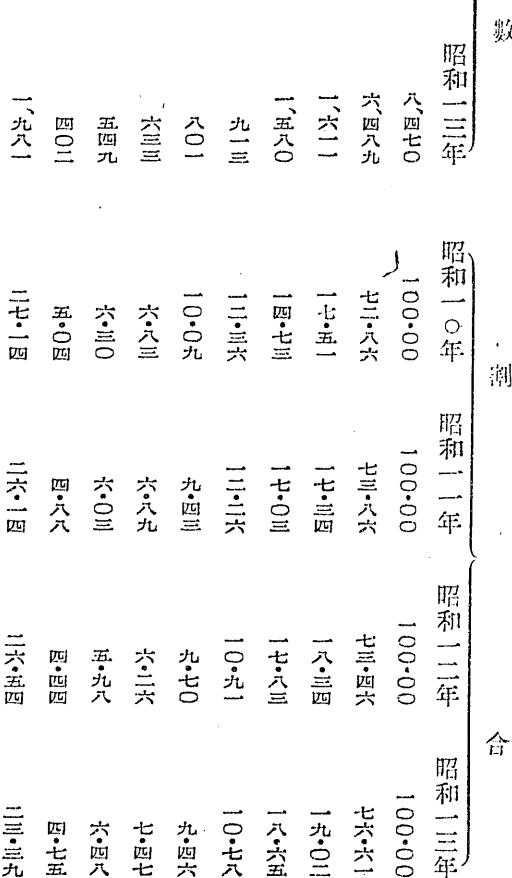
第一四表 男四歳主要死因別死亡率

死 因	實					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
總 主 要 死 因 數	八、一三八	七、九六四	八、八二二	八、四七〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
五、九三	五、八八二	六、四七三	六、四八九	七一・八六	七三・八六	七六・六一
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一、四二三	一、三八一	一、六一六	一七・五一	一七・三四	一八・三四
九 赤 痢 及 疫 痢	一、一九七	一、三五六	一、五七一	一四・七三	一四・〇三	一七・八三
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一、〇〇五	九七六	九六一	一三・三六	一三・一六	一八・六五
四八 肺	八一〇	八五五	八五五	一〇・九一	一〇・九一	一〇・七八
八一 不 慮 の 傷 害	七五一	五四九	五四九	六三三	六八九	九四三
五八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	五一一	四五〇	四五〇	六・八三	六・八三	九・七〇
五九 腎	四一〇	三八九	三八九	六・三〇	六・〇三	五・九八
其 の 他	二、二〇六	二、〇八二	二、三三九	五・〇四	四・八八	四・四四
				一・九八一	二七・一四	四・七五
				二六・一四	二六・五四	四・七五
				二三・三九		

第一五表 男四歳主要死因別死亡率

死 因	昭和一〇年 昭和一一年 昭和一二年 昭和一三年					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
總 主 要 死 因 數	九〇・三四	八七・六五	九七・三八	九六・一五	九〇・三四	八七・六五
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	六三・八二	六四・七四	七一・五三	七三・六六	六三・八二	六四・七四
九 赤 痢 及 疫 痢	一五・八一	一五・一〇	一七・六六	一八・一九	一五・八一	一五・一〇
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一三・三〇	一四・九一	一七・三六	一七・九四	一三・三〇	一四・九一
四八 肺	一一・一七	一〇・七四	一〇・六一	一〇・三六	一一・一七	一〇・七四
八一 不 慮 の 傷 害	九・一	八・二七	九・四五	九・〇九	九・一	八・二七
五八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	六・一七	六・〇四	六・一〇	七・一九	六・一七	六・〇四
五九 腎	五・六九	五・二八	五・一九	五・〇九	五・六九	五・二八
其 の 他	二四・五二	二三・九一	二五・八五	二一・四九	二四・五二	二三・九一

第八圖 男四歳主要死因別死亡率の變動



(4) 後期に於て、五歳未満中三歳に亞いで明かな上昇を認め得るのは四歳の死亡率であるが、此の年齢の死亡率を高めてゐるものは三歳と同じく主として主要死因第二位の「赤痢及疫痢」の増加と死因第一位の「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて、更に四歳に於ては「其の他の消化器の疾患」及「不慮の傷害」も若干の作用を及ぼしてゐると云ふことが出来る。

七 五—九歳死亡率

(1) 前期に於ける傾向は極めて微弱なる低下を辛うじて認め得る程度であるが、後期に於ては明瞭なる上昇を示してゐる。

第一六表 男五—九歳主要死因別死亡

死因	實						合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	一七〇六九	一六九〇七	一七六三三	一八三七三	一〇〇〦〇	一〇〇〦〇	一〇〇〦〇
主 要 死 因 數	一三一八七	一三一四八	一三一九五四	一三一六一八	七一四〇	七三四五	七四一二
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一三一三三	一三一〇三	一三一六九	一三一三〇	一三〇八	一三〇四四	一三〇一八
一二及一二 結 核	一八五九	一九〇〇	一七四八	一八七五	一〇・八九	一一・一四	一一・五九
一二 其 の 他 の 結 核	一三九〇	一三九〇	一三八九	一四一六	七・八五	八・二二	九・九〇
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	五一九	五一〇	四五九	四五九	三・〇四	三・〇一	七・七一
八一 不 慮 の 傷 害	一六八四	一六八〇	一〇〇一	九・八七	一一〇〇	一一・五三	一一・五〇
四八 肺 炎	一五四五	一五四三	一五二八	一六六一	九・〇五	九・一九	八・六五
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一五三四	一五三一	一七五一	一八三三	八・九九	九・三一	九・〇四
九 赤 痢 及 疫 痘	一三三四	一四七五	一六九〇	一九五二	七・七六	八・七一	九・九一
五九 腎 臟 炎	一〇一〇	一〇一七	一〇一四	一一一二	五・九二	六・〇一	九・九八
五八 其の他の消化器の疾患	九九九	九五二	一〇〇七	一〇五三	五・八五	五・六三	九・九八
其 他	四八八二	四四八九	四七五五	二六五五	二六六六	二五八八	二五八八

(2) 後期に就いて第一表に據つて之を各歳別に見るに、特に顯著なる上昇を認め得るのは五歳の死亡率である。此の年齢の死亡率は前期を通じて上昇を示し更に後期に於ても上述の如く上昇を繼續してゐるのである。一〇歳未満死亡率中三歳四歳と共に注意を要する點であると云はねばならぬ。後期に於ては五歳に亞いで七歳及九歳の死亡率にも稍明瞭なる上昇が見られ、六歳及八歳は「不變」と云ひ得る。従つて五—九歳の死亡率の上昇は、五歳七歳及九歳のそれの上昇によるものと見てよろしからう。

(3) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「脳膜炎」(結核性を除く)であつて一三%を示し、第二位の「結核」は約一一%、「不慮の傷

害」10%、「肺炎」及「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)各、9%、「赤痢及疫痢」8%、「腎臓炎」及「其の他の消化器の疾患」各6%である(第一六表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第一七表及第九圖参照)。

(イ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は明かなる低下。

(ロ) 「結核」は上下の變動が著しいが傾向としては殆んど「不變」。

(ハ) 「不慮の傷害」は明瞭なる上昇。

(ニ) 「肺炎」は輕微な上昇。

(ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は最も著しき上昇。

(ヘ) 「赤痢及疫痢」は最も著しき上昇。

第一七表 男五—九歳主要死因別死亡率

(五十九歳男10,000に付)

死 因	昭和一〇年 昭和一二年 昭和二年 昭和三年 昭和一四年			
	死 數	總	主 要 死 因	死 因 數
死 因	三九・六七	三九・〇六	三八・三一	三八・六九
死 因	三九・〇六	四〇・五九	三九・〇六	三九・〇六
死 因	三九・〇六	四一・八七	三九・七七	三九・七七
死 因	三一・〇四	四・九八	三一・〇四	三一・〇四
死 因	四・八五	四・九八	四・八六	四・八六
死 因	四・八五	四・九八	五・一九	五・一九
死 因	四・八五	五・一九	二二及一一結	二二及一一結
死 因	四・八五	五・一九	一一其の他の結核	一一其の他の結核
死 因	四・八五	五・一九	一一呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	一一呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
死 因	四・八五	五・一九	一一不慮の傷害	一一不慮の傷害
死 因	四・八五	五・一九	五三……下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	五三……下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
死 因	四・八五	五・一九	五八……其の他の消化器の疾患	五八……其の他の消化器の疾患
死 因	四・八五	五・一九	五九……腎臓炎	五九……腎臓炎
死 因	四・八五	五・一九	A……其の他	A……其の他
死 因	四・八五	五・一九	括弧を附せるは右側の目盛に據る	括弧を附せるは右側の目盛に據る

(ト) 「腎臓炎」及「其の他の消化器の疾患」は共に輕度の上昇。

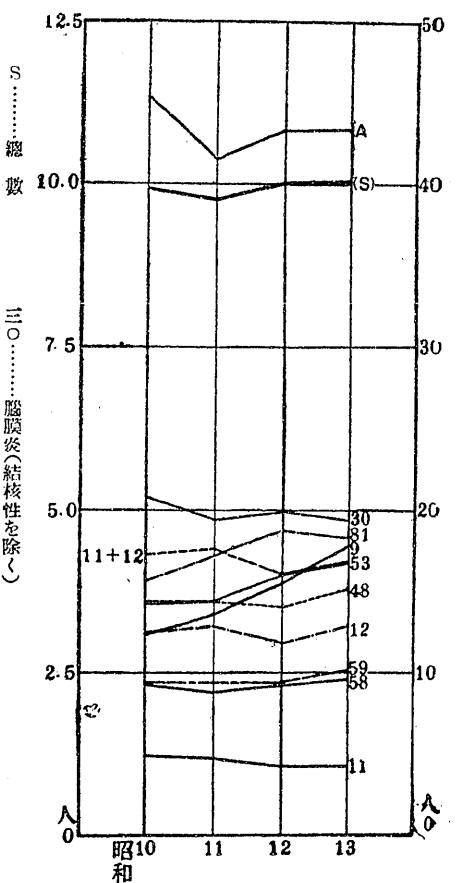
(5) 後期に於ける五—九歳死亡率を高めてゐる主なるものは「不慮の傷害」、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)及「赤痢及疫痢」であると見ることが出来る。

八 一〇—一四歳死亡率

(1) 前期を通じて稍明かに下降の傾向を示してゐるが、後期に於ては五—九歳と略々同様の明瞭なる上昇を認めることが出来る。

(2) 後期に就て第二表に據つて之を各歳別に見るに、各歳共略々同様

第九圖 男五—九歳主要死因別死亡率の變動
(五十九歳男10,000に付)



第一八表 男 一〇一一四歳主要死因別死亡

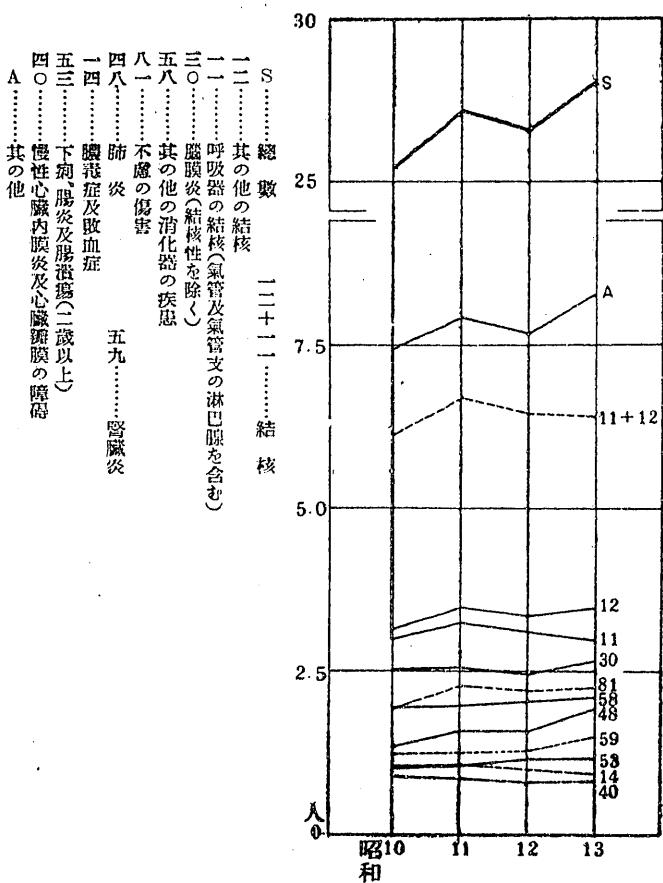
死 因	實				割 合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	
總	九・八五五	一〇・八一九	一〇・八三〇	一一・五九〇	100・00
主 要 死 因	六・九六六	七・六四四	七・七〇一	八・一六八	100・00
二二及一 结	二・三七五	二・六六七	二・六三九	二・六五六	100・00
一二 其の他の結核	一・二一九	一・三七九	一・三六五	一・三三三	100・00
一一 呼吸器の結核 <small>(淋巴腺及氣管支の含むる)</small>	一・一五六	一・二一八八	一・二一六四	一・二三三四	100・00
三〇 腸膜炎(結核性を除く)	九・七七	一・〇〇九	一・〇九八	一・一七三	100・00
五八 其の他の消化器の疾患	九・九八	八・二八	八・六八	七・六〇	100・00
八一 不慮の傷害	七・四九	七・八四	八・〇七	九・三三	100・00
四八 肺 腸	七・四四	五・一四	六・二四	四・九二	100・00
五九 膽毒症及敗血症	四・七四	四・〇三	四・〇六	四・一九	100・00
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三・九一	三・三九	三・三〇	三・一五五	100・00
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	三・三九	三・一六	三・一八	三・一三	100・00
其の他の他	一・八八九	一・一五五	一・一五	一・一五	100・00
死 因	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	
死 因 數	二・五・四一	二・七・一九	二・六・五九	二・八・〇四	
死 因 數	二・七・九七	一・九・二六	一・八・九一	一・九・七六	
死 因 數	六・二二	六・七一	六・四五	六・四一	
死 因 數	三・一四	三・四七	三・三五	三・四六	
死 因 數	三・一四	三・一〇	二・九六	二・九五	
死 因 數	七・四四	七・九三	七・六八	八・二六	

第一九表 男 一〇一一四歳主要死因別死亡率

(一〇一一四歳男 一〇,〇〇〇人に対する)	三〇 腸膜炎(結核性を除く)	二・五二	二・五四	二・四五	二・六六
	五八 其の他の消化器の疾患	一・九三	一・九七	一・一〇三	一・一〇
	八一 不慮の傷害	一・九一	一・二一八	二・一九	二・一五
	四八 肺 腸	一・三三	一・五七	一・五七	一・九一
	五九 腎	一・三一	一・一四	一・一七	一・五〇
	一四 膽毒症及敗血症	一・〇四	一・〇六	一・〇〇	〇・九三
	五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・〇一	一・〇五	一・一五	一・一六
	四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	〇・八七	〇・八五	〇・八〇	〇・八一
	其の他の他	七・四四	七・九三	七・六八	八・二六

第一〇圖 男一〇—一四歳主要死因別死亡率の變動

(一〇—一四歳男一〇,〇〇〇に付)



「臓炎」各、五%等である(第一八表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第一九表及第一〇圖参照)。

(イ) 「結核」は昭和一二年に於て特に高くなつてゐるが、傾向は輕度の上昇。

(ロ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は輕度の上昇。

(ハ) 「其の他の消化器の疾患」はなだらかな微弱な上昇。

(ミ) 「不慮の傷害」は昭和一年に若干上昇し以後殆んど「不變」。

(ホ) 「肺炎」は最も顯著なる上昇。

(ヘ) 「腎臓炎」は明かな上昇。

(ト) 「腹毒症及敗血症」及「慢性的心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害」は稍、低下を示し、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は輕度ではあるが明かな上昇をみせてゐる。

九 一五一九歳死亡率

に比較的輕度の上昇を示してゐる。

(3) 此の年齢階級の主要死因の第一位は「結核」であつて一四%を超えて、
「脳膜炎」(結核性を除く)が第二位を占めて一〇%に達せんとし、五一九
歳に較べて死因の第一位と第二位との轉換が現はれてゐる。尙、此の年
齢階級に於て第一位に上つた「結核」は、以後、四〇—四九歳の年齢階級
に至る迄死因の第一位を持続し、五〇—五九歳の年齢階級に於て初めて
其の地位を退いてゐるのである。此の點から見ても我が國の結核が人口

(1) 前期の傾向は殆んど「不變」であるが、後期に於ては他の年齢階級に
比し最も顯著なる上昇を示してゐる。

(2) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表参照)、最も上昇の顯著な
のは一七歳にして一九歳之に次ぎ以下一八歳、一六歳及一五歳の順であ
る。後に述ぶるが如く、二〇歳乃至三四歳の憂ふべき死亡率上昇の傾向
が、一九歳、一八歳等の逐次下位の生産年齢人口に波及するかの傾向が
認められることは頗る戒心を要する事實と云はねばならぬ。

(3) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて著しく其の地位を
擴大し、四六%の多きに達してゐる。第二位に「不慮の傷害」の位すること
も注目に値する事實であつて其の割合は六%を超え、第三位の「肺炎」

第二〇表 男一五一一九歳主要死因別死亡率

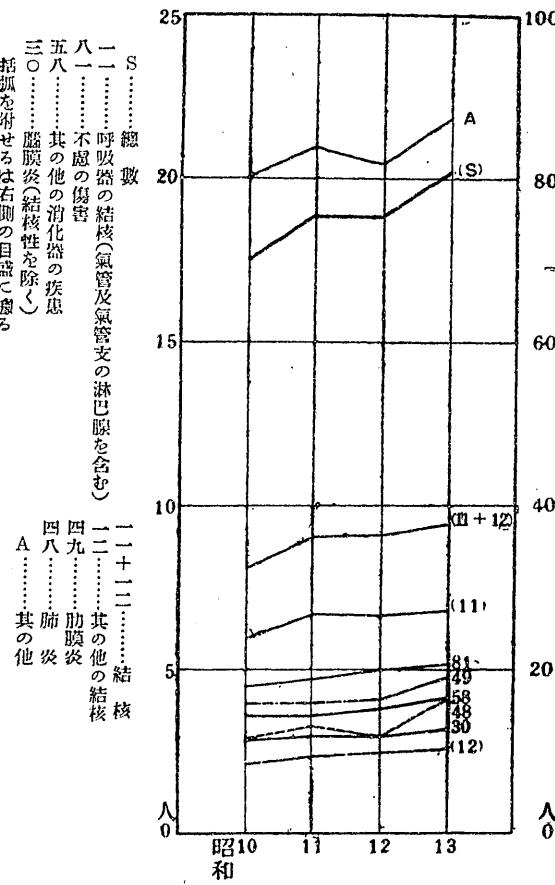
	死因	實數					合割
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	
死	總死因	二三・四七五	二五・七九一	二六・五三八	二九・三五九	100.00	100.00
	主死因	一六・七六〇	一八・六三九	一九・三四六	二一・四三七	100.00	100.00
	要死因	一〇・八三四	一二・三三六	一三・七四四	一三・六九一	100.00	100.00
	結核死因	七・九九六	九・一三六	九・三三五	九・八七五	100.00	100.00
	二及二結核死因	二・八二八	三・一〇〇	三・四一九	三・八一六	110.00	110.00
	二呼吸器の結核死因	一・五〇二	一・六〇六	一・七五四	一・八七八	110.00	110.00
	二其の他の結核死因	一・三一七	一・三五〇	一・四三七	一・七三八	110.00	110.00
	二不慮の傷害死因	一・三一〇	一・三一三	一・三三一	一・四九七	110.00	110.00
	二其の他の消化器の疾患死因	九・六六	一・一一一	一・〇四三	一・四八三	110.00	110.00
	二肺炎死因	九・五〇	一・〇三六	一・一六〇	一・一六〇	110.00	110.00
	二脳膜炎死因	六・七一五	七・一五三	七・九三一	一・一七・七三	110.00	110.00
	二其の他の死因					一七・一〇	110.00
死	總死因	五〇・〇一	五〇・〇六	五〇・五三	五〇・五四	五〇・〇二	100.00
	主要死因	五〇・〇一	五〇・〇六	五〇・五三	五〇・五四	五〇・〇二	100.00
	死因數	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
		三一・一〇	三六・一二	三六・二七	三七・七〇	三一・一〇	三六・一二
		二三・六六	二六・七五	二六・五四	二七・一九	二三・六六	二六・七五
		八・四四	九・三七	九・七三	一〇・五一	八・四四	九・三七
		四・四八	四・七〇	四・九九	五・一七	四・四八	四・七〇
		三・五八	三・九五	四・〇九	四・七六	三・五八	三・九五
		三・九三	三・七九	四・一二	四・〇八	二・八八	三・七九
		二・八四	二・九七	二・九五	三・一九	二・八四	二・九七
		一一・〇四	一一・九五	一一・四七	一一・八一	一一・〇四	一一・九五
死	總死因	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一
	呼吸器の結核死因	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
	不慮の傷害死因	八・一	八・一	八・一	八・一	八・一	八・一
	其の他の消化器の疾患死因	五・八	五・八	五・八	五・八	五・八	五・八
	肺炎死因	四・九	四・九	四・九	四・九	四・九	四・九
	脳膜炎死因	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八	四・八
	其他死因	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一

第二一表 男一五一一九歳主要死因別死亡率

(一五一九歳男一〇,〇〇〇に付)

第一圖 男一五一一九歳主要死因別死亡率の變動

(一五一九歳男一〇,〇〇〇に付)



括弧を附せるは右側の目盛に據る

は六%に達し、「其の他の消化器の疾患」五%、「肺炎」及「脳膜炎」(結核性を除く)各、四%を示してゐる(第一〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第一一表及第一一圖)。

(イ) 「結核」は相當顯著なる上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」にも亦「結核」と殆んど同様の傾向を認め得。

(ハ) 「肋膜炎」は顯著な上昇。

(ニ) 「其の他の消化器の疾患」も明かに上昇。

(ホ) 「肺炎」は此の階級に於ても特に顯著なる上昇。

(ク) 「脳膜炎」(結核性を除く)も明かに上昇。

10 二〇—一四歳死亡率

(1) 前期を通じて傾向は明かな上昇を示し、後期に入つても依然として

第二二表 男二〇—一四歳主要死因別死亡

死因	割合					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
總	二八・四八一	三〇・四六六	二九・六八三	三〇・三一九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主死因	二〇・一七一	二一・九〇一	二二・三九〦	二一・三〇四	七一・一八	七一・〇六
死因數	一一・一七一	一一・九〇一	一一・三九〦	一一・三〇四	七一・一八	七一・〇六
一及一二結	一四・四四四	一五・四九一	一五・三六八	一五・五六五	五〇・七〇	五〇・八五
二呼吸器の結核 <small>(氣管及氣管支の結核を含む)</small>	一三・五五五	一三・三四一	一二・九二九	一一・一三一	三九・八七	四〇・一八
三其の他の結核	三・〇八九	三・一五〇	三・四三九	三・四三三	一〇・八五	一〇・六七
八一不慮の傷害	一・九三九	一・八〇九	一・九八七	一・九八〇	六・八一	六・七六
七九自殺	一・四五三	一・八二四	一・五〇一	一・〇三五	五・一〇	五・九九
四九肋膜炎	一・三六一	一・四一八	一・四七六	一・六五	四・七八	四・六五
五八其の他の消化器の疾患	一・〇七五	一・一〇八	一・〇五八	一・〇七三	三・七七	三・六四
其他	一・一〇九	一・一五五	一・一〇五	一・一〇五	二八・八二	二八・一
其の他	一・一五五	一・一九五	一・一〇五	一・一〇五	二七・九四	二九・七三

同様の傾向を持続してゐる。此の年齢階級の死亡率の憂ふべき傾向は改まる見るのみならず動もすれば上昇の度を増すかの如き觀さへ呈してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第一表参照)、各歳共に其の變化は極めて複雑である。二〇歳及二四歳は甚だ著しき上昇の傾向を示し、二一、二二及二三歳には頗る不安定ではあるが稍、低下乃至は停頓の状態が観はれる。

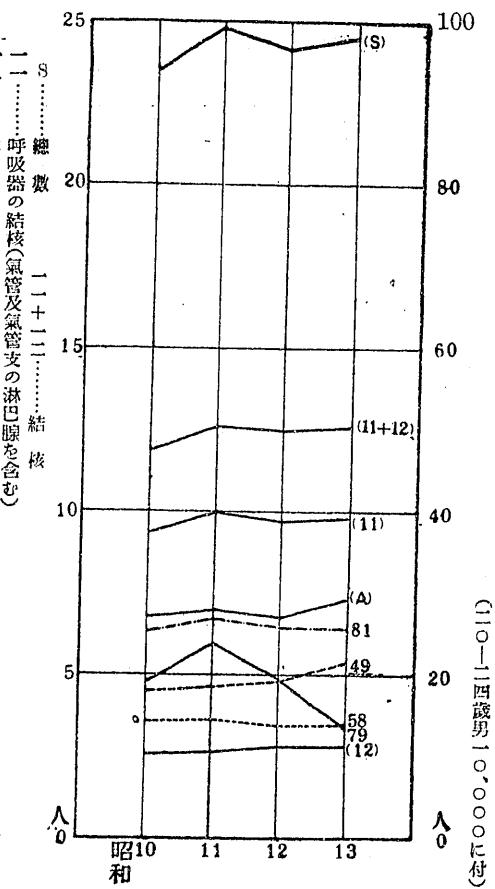
(3) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて更に其の地位を擴大し、五一%に近付いてゐる。第二位は一五一九歳と同じく「不慮の傷害」であつて七%に近い。「自殺」が第三位を占めて五%に達してゐるのは極めて特色がある。以下、「肋膜炎」五%、「其の他の消化器の疾患」四%である(第二二表参照)。

第二三表 男二〇一二四歳主要死因別死亡率

(二〇一二四歳男二〇,〇〇〇に付)

死因	昭和一〇年	昭和二年	昭和二年	昭和三年
總死因數	九三・七九	九九・二三	九六・五五	九八・一六
主死因數	六六・七五	七一・三三	六九・五七	六八・九七
一及二結核	四七・五六	五〇・四五	四九・九九	五〇・四〇
一呼吸器の結核(淋巴腺及氣管支を含む)	三七・三九	三九・八七	三八・八〇	三九・三五
二其の他の結核	一〇・一七	一〇・五八	一一・一〇	一一・一五
八不慮の傷害	一〇・五八	一一・一九	一一・一五	一一・一五
七九自殺	六・三九	六・七一	六・四六	六・四一
四九肋膜炎	四・七八	五・九四	四・八八	三・三五
五八其の他の消化器の疾患	三・五四	三・六一	三・四四	三・四七
其他	二七・〇三	二七・八九	二六・九七	二九・一九

第二二圖 男二〇一二四歳主要死因別死亡率の變動



A: 其の他の消化器の疾患
B: 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
C: 其他の結核
D: 不慮の傷害
E: 自殺
F: 肺炎
G: 腹膜炎
H: 其の他の消化器の疾患
I: 淋巴腺を含む

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二三表及第一二圖参照)。

(イ) 「結核」は前年齡階級と同様に相當明瞭なる上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」は殆んど「不變」。

(ハ) 「自殺」は昭和一二年以來激減。戰時に於ては初期に自殺が激減し、一二、三年の後に漸増に轉ずるのが一般であつて、明かに事變の影響と見られる。

(ニ) 「肋膜炎」は相當顯著なる増加。昭和一二年から一三年にかけて特に上昇が著しい。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。

二一五一二九歳死亡率

(1) 前期及後期に於ける傾向は前階級二〇一二四歳と全く同様であつて樂觀を許さない。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、各歳共に殆んど同様の傾向を示してゐるが、特に二八歳及二五歳に於て上昇が著しい。

(3) 主要死因第一位の「結核」は前年齡階級より若干地位を減少してゐるが猶且四七%に達してゐる。前階級と同じく第二位は「不慮の傷害」、第三位は「自殺」であつて、夫々八%及五%を占めてゐる。以下「肺炎」、「其の他の消化器の疾患」及「肋膜炎」各、約四%である(第二四表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二五表及第一三圖参照)。

(イ) 「結核」は前年齡階級と殆んど同様の上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」も亦前階級同様殆んど「不變」。

(ハ) 「自殺」も亦前階級同様著しく減退。

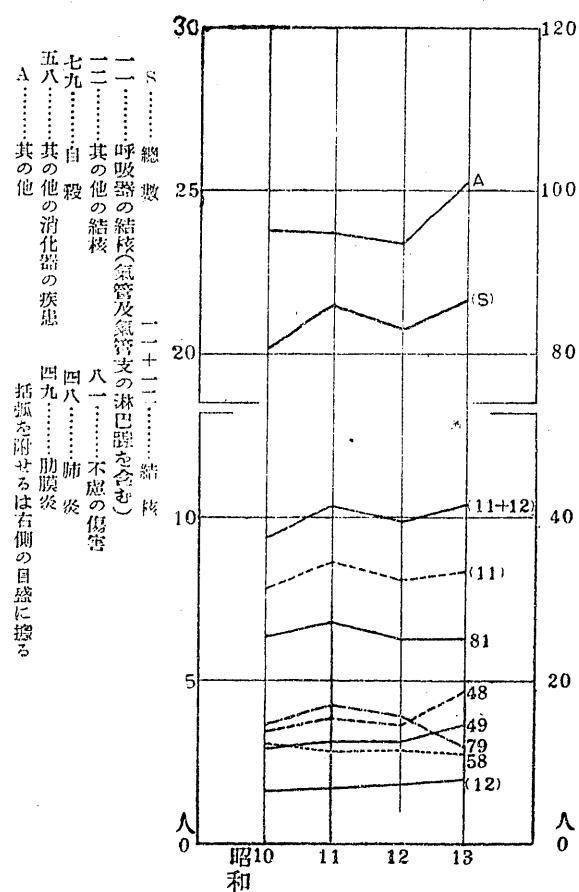
(ニ) 「肺炎」は明かな上昇を認め得るが特に昭和一三年には著しき上昇

第二四表 男二十五—二九歳主要死因別死亡率

死因	實數						合計
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
主 要 死 因 數	三一・五五六	三三・七五三	三三・五六一	三四・七〇八	一〇・〇五三	一〇・〇五〇	一〇・〇〇〇
一一及一二 結 核	一五・二一三	一七・一九五	一六・七五六	一七・五七七	九・五三七	一一・七一七	一七・一七三
一一 呼吸器の結核 <small>(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)</small>	八・三五五	九・五三七	九・一三一	九・四九〇	一・六九八	一・九一〇	一・九〇九
一二 其の他の結核	一・六九八	二・〇四一	二・二三七	三・八・六	四・〇一一	四・八・一五	四・七・八三
二三 其の他の結核	九・五三七	九・一三一	九・四九〇	三・八・六	四・〇一一	四・八・一五	四・七・八三
八一 不 虧 の 傷 害	一・六九一	一・八七七	一・七六八	一・七九二	七・八四	七・五七	七・二五
七九 自 肺	九・六九	一・一七〇	一・一〇一	八・四一	四・五〇	四・九三	三・四〇
四八 肺	九・二二	一・〇六一	一・〇三三	一・三三〇	四・三三	四・四七	四・三八
五八 其の他の消化器の疾患	八・一〇	七八一	八・〇八	七・九三	三・七六	三・三九	三・三〇
四九 肌 膜	七七八	八・六六	八・八二	一・〇三四	三・六一	三・六五	三・四六
其 の の 他	六・三四三	六・五五五	六・六〇五	七・一九一	三・九四三	三・七・六一	三・一一
死因	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年
死	總數	死因數	死因數	死因數	死因數	死因數	死因數
死	一一及一二 結 核	一一 呼吸器の結核 <small>(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)</small>	一二 其の他の結核	二三 其の他の結核	八一 不 虧 の 傷 害	七九 自 肺	四八 肺
死	他	炎	殺	炎	殺	炎	炎
死	其 の の 他	膜	膜	膜	膜	膜	膜

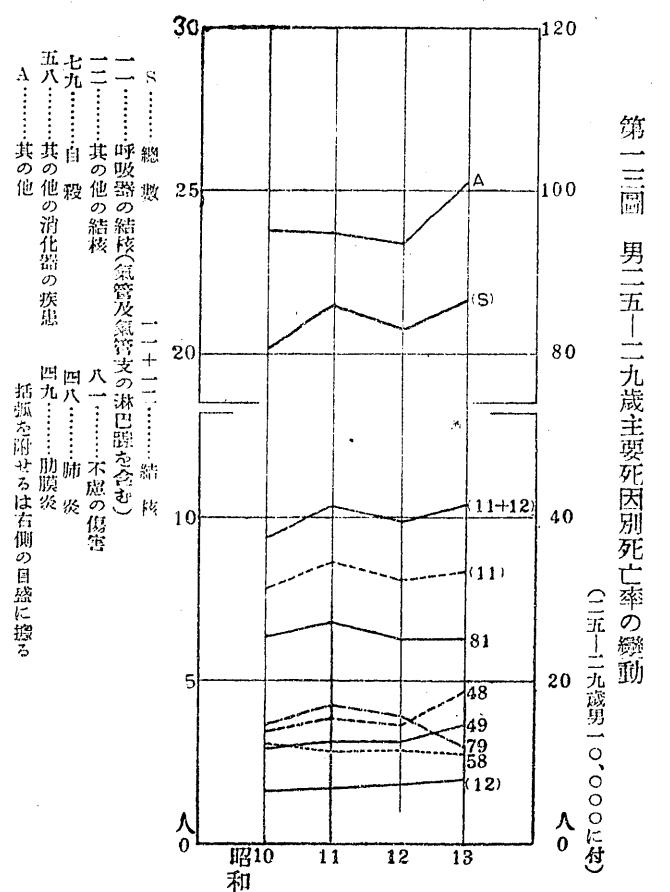
第二五表 男二十五—二九歳主要死因別死亡率

(二五—二九歳男一〇,〇〇〇に付)



第二三圖 男二十五—二九歳主要死因別死亡率の變動

(二五—二九歳男一〇,〇〇〇に付)



を示してゐる。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。

(ヘ) 「肋膜炎」は前階級同様上昇を示し、特に昭和十三年の上昇が著しい。

三〇—三四歳死亡率

(1) 前期及後期に於ける傾向は前階級一二五—二九歳と殆んど同様であつて之亦樂觀を許さないが、前階級に比し以下の如く其の内容は稍良好なるかに見られる。

第二六表 男三〇—三四歳主要死因別死亡

死因	割合					
	昭和一〇年	昭和一年	昭和二年	昭和三年	昭和一〇年	昭和一年
總	一七・〇六五	一七・九五五	一七・六〇五	一八・四五五	一〇〇・〦〇	一〇〇・〦〇
主 要 死 因 數	一一・〇七四	一二・七八五	一二・五三八	一二・八八〇	七〇・七五	七一・二一
二及一二 結 核	六・二九三	六・八四九	六・八〇五	六・八六〇	三六・八八	三八・一五
一 呼吸器の結核 (淋巴腺又氣管支の) 五・三三九	五・八四八	五・七四四	五・七四四	五・七七八	三一・一三	三八・六五
二 二其の他の結核 九・六四	一・〇　一	一・〇六一	一・〇七三	五・六五	三一・五七	三一・三九
八 一 不 慮 の 傷 害 四・八 肺	一・四三八	一・四八八	一・四三八	八・三七	三一・六一	三一・六一
五 八 其の他の消化器の疾患 八五 不明の診断及不詳の原因 七九 自	九・五一	九・三六	一・二・K六	五・五七	五・七五	五・三一
五九 腎	六・六六	六・三五	五・九五	六・〇三	六・八七	六・八五
四九 肋 膜	六・六一	六・七一	五・八二	八・三一	三・一六	三・一六
三一 脳出血、脳栓塞及脳血栓	五・九〇	五・九〇	五・八〇	三・八七	三・七四	三・五八
其 他	四・九九一	四・三二	五・〇五	五・二四	三・一六	三・一六
	四・九九一	五・一七〇	五・〇六七	二・九・一五	二・八・七九	二・八・七八
				三・〇・一三		

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第一表参照)、極めて複雑なる變化を見せてゐるが、三四歳の上昇は極めて著しく、三〇歳之に亞ぎ爾餘の年齢に於ては頗る不安定ではあるが傾向としては「不變」乃至は輕微なる低下が認められる。

(3) 此の年齢階級に至つて主要死因は相當分散的になつて来る。第一位の「結核」は三七%、「不慮の傷害」は依然として第一位を保ち八%餘、第三位の「肺炎」は六%、以下、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診断及不詳の原因」各四%、「自殺」は著しく其の地位を低下して三%、「腎臓炎」、「肋膜炎」及「脳出血、脳栓塞及脳血栓」各約三%である。「脳出血、

「脳栓塞及脳血栓」は早くも此の階級に於て主要死因中に加はるに至るものである(第二六表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二七表及第一四圖参照)。

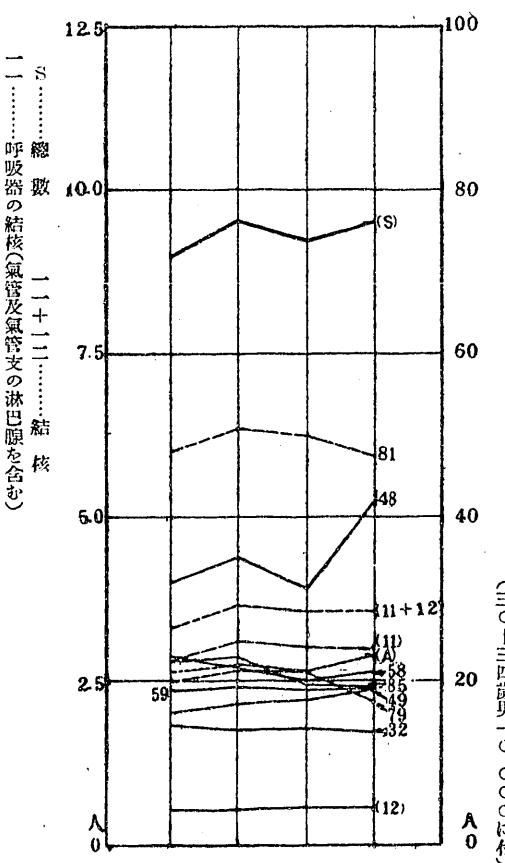
- (イ) 「結核」の増加傾向は前年齢階級より若干衰へて輕度の上昇。
- (ロ) 「不慮の傷害」は微弱ながら低下。
- (ホ) 「不明の診斷及不詳の原因」は明かなる低下。
- (ヘ) 「自殺」は前階級と同様著しく減少。

第二七表 男三〇一二四歳主要死因別死亡率

死 因	昭和10年 昭和11年 昭和12年 昭和13年 昭和14年				
	總 數	七一・七二	七六・一四	七三・九三	七六・一四
主 要 死 因	五〇・七四	五四・二九	五四・二九	五四・二九	五四・二九
一一及一二	二六・四五	二九・〇八	二八・五八	二八・五八	二八・三三
一一 呼吸器の結核(淋巴腺及氣管支を含む)	二三・四〇	二四・八三	二四・一二	二三・九〇	二三・九〇
一二 其の他の結核	四・〇五	四・二五	四・四六	四・四三	四・四三
八一 不 慮 の 傷 害	六・〇〇	六・三四	六・一五	五・九四	五・九四
四八 肺 炎	四・〇〇	四・三八	三・九三	五・二三	五・二三
五八 其の他の消化器の疾患	二・八八	二・七〇	二・五〇	二・六四	二・六四
八五 不明の診斷及不詳の原因	二・七八	二・八五	二・四四	二・四〇	二・四〇
七九 自 殺	二・四八	二・六五	二・六一	二・一七	二・一七
五九 腎 臟 炎	二・三四	二・三九	二・三六	二・四〇	二・四〇
四九 肋 膜 炎	二・〇〇	二・一四	二・一〇	二・三七	二・三七
三一 脳出血、脳栓塞及脳血栓	一・八二	一・七五	一・七七	一・七一	一・七一
其 他	一・〇・九八	二・一・九五	二・一・二八	二・一・九四	二・一・九四

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一四圖 男三〇一二四歳主要死因別死亡率の變動



(1) 前期に於ては極めて輕度の低下の傾向を認めることが出来るが、後期に於ては上昇を示してゐる。但し其の程度は前年齢階級に比して輕度

である。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、極めて複雑なる變化を示してゐるが、各歳共に明かに上昇の傾向を認めることが出来る。三八歳を除いて爾後の年齢に於ては昭和一二年から同一三年にかけて急激な上昇を示してゐる。特にその著しきものは三六歳及三九歳である。

(3) 前年齢階級に比し、主要死因は更に分散的となつてゐる。首位は依然として「結核」であるが其の地位は二七%に低下してゐる。「不慮の傷害」は依然其の地位は二七%に低下してゐる。「不慮の傷害」であるが其の地位は二七%に低下してゐる。

害」は依然として第二位を保ち八%、「肺炎」も亦第三位を保ち六%、「脳

出血、脳栓塞及脳血栓」は著しく其の地位を高めて第四位に來り五%餘、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診斷及不詳の原因」、「腎臓炎」、「癌、其の他の悪性腫瘍」、各、四%等を示してゐる(第一八表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二九表及第一五圖参照)。

(イ) 「結核」は前年齢階級と同様若干の増加。

(ロ) 「不慮の傷害」は明かなる上昇。

第一八表 男三五—三九歳主要死因別死亡

	死因	實				合計
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	
主死因	死因數	一五、八七一	一六、九八九	一七、一九九	一八、四八一	100.00
一一及一二結		一一、二六三	一一、八五五	一二、一五五	一二、九五五	100.00
一一呼吸器の結核 <small>(淋巴腺及氣管支を含む)</small>		四、二四九	四、六五五	四、七七七	五、〇三三	100.00
一二其の他の結核		三、六六八	四、〇四一	四、〇五四	四、二五九	100.00
八一不慮の傷害		五八一	六一四	七二三	七七四	100.00
四八肺炎		一二八八	一、三三四	一、三九五	一、五〇五	100.00
三三脳出血、脳栓塞及脳血栓		九三一	一、〇三二	一、〇五四	一、四二三	100.00
五八其の他の消化器の疾患		八六六	九〇九	八六一	九七四	100.00
八五不明の診斷及不詳の原因		六九一	六〇一	六三一	六三一	100.00
五九腎臓炎		六八三	七一九	六九一	七〇五	100.00
一八癌其の他の悪性腫瘍		六六四	六五九	七一三	七七九	100.00
七九自殺		五六二	五六八	五六〇	五六八	100.00
五一胃及十二指腸の潰瘍		五四〇	五四三	四五一	四五九	100.00
四〇慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍		三八四	三五八	四四七	四五一	100.00
其他		五、六〇八	五、一〇四	五、〇四四	五、五二六	100.00
其の他の死因		二九・〇三	二九・〇四	三〇・〇四	二九・〇五	100.00

(六) 「肺炎」は此の年齢階級に於ても著しき上昇。

(二) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は殆んど「不變」。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」も亦殆んど「不變」。

(八) 「不明の診斷及不詳の原因」は微弱なる低下。

(ト) 「腎臓炎」は明瞭なる上昇。

(チ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は微弱なる低下。

(リ) 「自殺」は前年齡階級同様著しき低下。

(ヌ) 「胃及十二指腸の潰瘍」は殆んど「不變」。

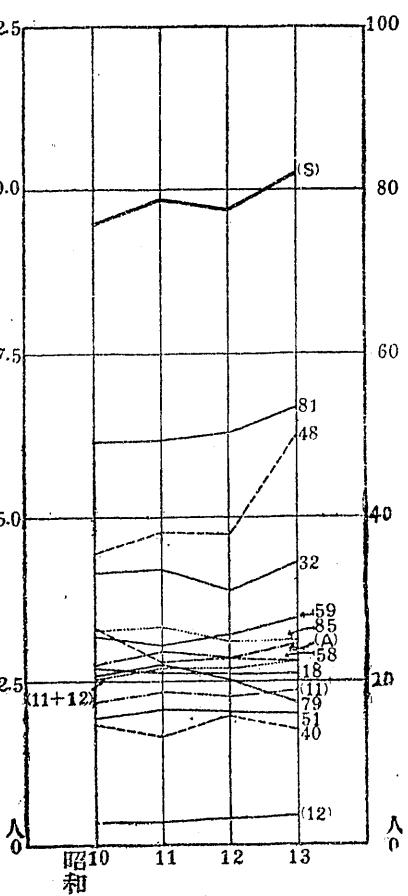
(ル) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」も亦「不變」。

第二九表 男三五—三九歳主要死因別死亡率

死 主 要 死 因	昭和一〇年 昭和一一年 昭和一二年 昭和一三年			
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年
死 總 要 死 因 數	七五・八一	七六・七三	七七・五一	八一・〇三
二一及一二 結 核	五三・八〇	五四・〇八	五四・七八	五七・五五
一一 呼吸器の結核 (淋巴腺及氣管支の 含む)	三〇・三〇	三一・六二	二一・五三	二一・三四
一二 其の他の結核	一七・五二	一八・七三	一八・二七	一八・九〇
八一 不慮の傷害	二・七六	三・八九	三・二六	三・四四
四八 肺炎	六・一五	六・一八	六・二九	六・六八
三三 腸出血、脳栓塞及脳血栓	四・一五	四・四五	四・七五	四・三二
五八 其の他の消化器の疾患	三・三〇	三・二九	三・三三	三・一八
八五 不明の診斷及不詳の原因	三・二六	三・二一	三・一三	三・一〇
五九 腎炎	三・一七	三・〇五	三・一九	三・一〇
一八 癌、其の他の悪性腫瘍	二・六八	二・五八	二・六一	二・六一
自殺	二・五八	二・七五	二・六三	二・六一
五一 胃及十二指腸の潰瘍	一・九三	一・〇七	二・〇三	二・〇〇
慢性的心臓内膜炎及心臓瓣膜の 障礙	一・八三	一・六六	一・九七	一・七六
其他	三・〇一	三・六五	三・七三	一・四・四八

第一五圖 男三五—三九歳主要死因別死亡率の變動

(三五—三九歳男一〇,〇〇〇に付)



一四 四〇—四九歳死亡率

(1) 前期に於ては明瞭なる低下の傾向を認めることが出来る。後期に於ては特に昭和一二年から同一三年に著しき上昇を示してゐることが特色である。此の特色は三五—三九歳から年齡階級が高次に進むにつれて益益顯著になつてゐる。それは一般に昭和一二年から同一三年への死亡數の増加乃至は死亡率總數の増加に與つて力あるものが此等の比較的高次

の年齢階級に於ける死亡率の上昇であることを示してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、四一歳四三歳等の

二、三の例外を除けば、何れも前項と同様の傾向を示してゐる。但し昭和一二年から同一三年への上昇の程度は年齢を加へるに従つて著しくなつてゐる。

(3) 主要死因の第一位は依然として「結核」であるが、その地位は更に低下して一六・一%である、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は第二位に昇り一

下して一六・一%である、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は第二位に昇り一

第三〇表 男四〇—四九歳 主要死因別死亡

死因	割合					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
總	三八・三九八	三九・六一八	三九・三一四	四一・五〇八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要 死 因 數	二七・一六八	二八・〇一四	二七・六三一	二九・六一九	七〇・七五	七〇・七一
一二及一二 結 核	六・一三〇	六・六六四	六・四九〇	六・六六六	一六・一〇	一六・八七
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	五・四〇八	五・七八六	五・五五七	五・六九	一四・〇八	一四・六〇
一二 其の他の結核	八・一二	八・九八	九・一三	九・七五	二・一一	二・一七
三二 腦出血、脳栓塞及脳血栓	四・九三九	四・九九四	五・〇三四	五・三七三	二・三五	二・三五
一八 癖、其の他の悪性腫瘍	三・九九七	三・九〇七	三・〇二八	三・八七〇	一・二・八六	一・二・九一
八一 不慮の傷害	二・三一〇	二・二一五	二・一五七	二・五九二	一・一・八〇	一・一・六四
四八 肺炎	二・〇七一	二・三七八	二・一七九	二・九〇三	五・三九	五・三九
五九 腎炎	二・〇三九	二・〇九七	二・一〇七	二・三四八	六・〇〇	五・五四
八五 不明の診断及不詳の原因	一・七〇七	一・八二一	一・六八五	一・七七八	五・二九	五・五二
五八 其の他の消化器の疾患	一・四五八	一・三七八	一・三七七	一・七七八	五・三六	五・三六
五一 胃及十二指腸の潰瘍	一・三三九	一・三三七	一・三三五	一・四四五	四・六〇	四・二九
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の 障礙	一・一六三	一・一四五	一・一四五	一・一六八	三・八〇	四・一八
七九 自殺	一・〇四五	一・〇六八	一・〇〇六	一・〇三九	二・八九	三・五〇
其の他の死因	一一・一三〇	一一・六〇四	一一・六八三	一一・八八九	二・七一	二・五六
	一一・六八	一一・六八	一一・六八	一一・七〇	二・九・七二	三・〇・二一

三%を占めるに至つてゐる。「癌、其の他の悪性腫瘍」も地位を高めて第三位に至り七・八%を示してゐる。以下「不慮の傷害」六%、「肺炎」及「腎炎」各々五%、「不明の診断及不詳の原因」及「其の他の消化器の疾患」各々四%等である(第三〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三一表及第一六圖参照)、

(イ) 「結核」は此の階級に於ては輕度の低下。

(ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は特に昭和一三年に上昇。

(八) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は明かな低下傾向を示してゐる。

(二) 「不慮の傷害」は上昇。

(ホ) 「肺炎」は此の年齢階級に於ても明かに上昇。特に昭和一三年の上昇は顯著。

(ヘ) 「腎臓炎」は軽度の上昇。

(ト) 「不明の診断及不詳の原因」は「不變」。

(チ) 「其の他の消化器の疾患」は極めて微弱なる低下。

第三表 男四〇—四九歳主要死因別死亡率

	死				(四〇—四九歳男一〇、〇〇〇に付)			
	因				昭和一〇年 昭和一一年 昭和二年 昭和三年			
	總	數	核	死	因	數	核	死
一一及一二 結	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一 呼吸器の結核 (肺及気管支を含む)	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二 其の他の結核	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
三一 脳出血、脳栓塞及脳血栓	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一八 不慮の傷害	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
四八 肺炎	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
五九 腎炎	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
八一 癌、其の他の悪性腫瘍	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
八五 不明の診断及不詳の原因	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
五八 其の他の消化器の疾患	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八
五一 其の他の消化器の疾患	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一
四五 胃及十二指腸の潰瘍	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
七九 自殺	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因	其の他の死因

(リ) 「胃及十二指腸の潰瘍」は上昇。

(ヌ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は「不變」。

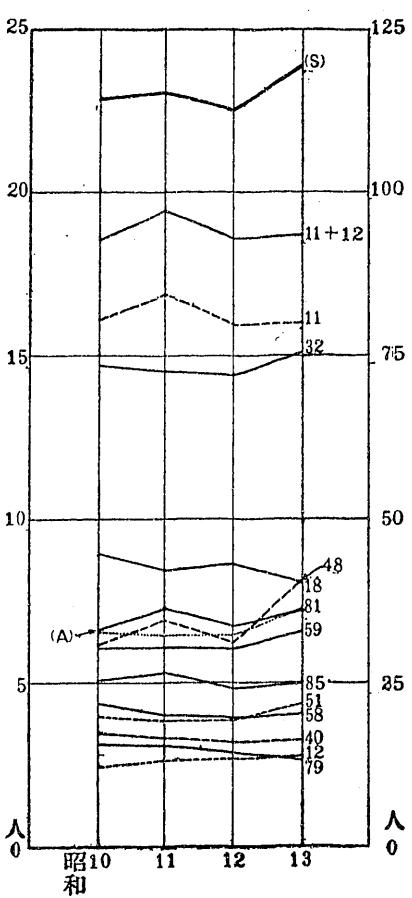
(ル) 「自殺」は低下。

一五 五〇—五九歳死亡率

(1) 前期に於ては傾向は「不變」であるが、後期に入つて明かなる上昇を認めることが出来る。

第六圖 男四〇—四九歳主要死因別死亡率の變動

(四〇—四九歳男一〇、〇〇〇に付)

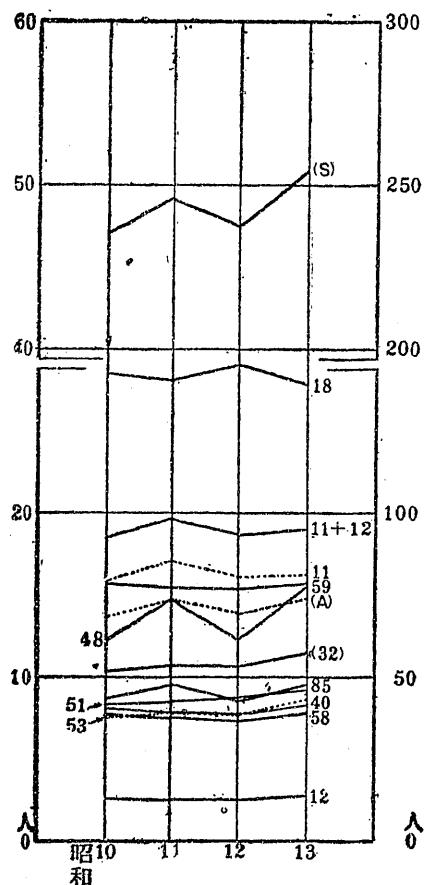


第三二表 男五〇—五九歳主要死因別死亡

死 因	昭和一〇年				昭和一一年				昭和一二年				昭和一三年				
	總	主 要 死 因	數	數	總	主 要 死 因	數	數	總	主 要 死 因	數	數	總	主 要 死 因	數	數	
三一 腦出血、脳栓塞及脳血栓	六一・六四九	六四・七三一	六一・八四九	六一・六〇七	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	
一八 癌、其の他の悪性腫瘍	四四・三六九	四五・四六〇	四五・五四六	四七・九〇四	一〇・〇七一	一〇・〇一八	一〇・一七三	一〇・九八	一〇・一七三	一〇・〇七一	一〇・〇一八	一〇・一七三	一〇・九八	一〇・一七三	一〇・九八	一〇・九八	
一一及一二 結核	一三・七七二	一四・〇七一	一四・〇一八	一五・一七三	七・五八〇	七・四一四	七・六九七	七・四三五	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	一三・一〇	
一一 呼吸器の結核(淋巴管及氣管支の含む)	四八・七六	五一・六一	四・九四八	五・〇七〇	四・九四八	四・九四八	五・〇七〇	七・七八	七・七八	七・七八	七・七八	七・七八	七・五〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇	
一二 其の他の結核	四・二三八	四・四九二	四・三七一	四・三三一	六四八	六七〇	六七〇	七三八	六七五	六七五	六九四	六九四	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	
五九 腎	四八	肺	炎	炎	四一・六七	四〇・〇四	四〇・〇五五	四・〇五五	四・〇五五	四・〇五五	四・〇五五	四・〇五五	一〇・〇三	一〇・〇三	一〇・〇八	一〇・〇九	
八五 不明の診断及不詳の原因	三一・七〇	三一・八九	三一・七六	三一・七六	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	三一・一〇	六・六五	六・六五	六・五四	六・五四	
五一 胃及十二指腸の潰瘍	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	二九・三一	五・二三	五・二三	五・一六	六・一二	
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	二九・三八	三・五九	三・五九	三・五九	三・五九	
五八 其の他の消化器の疾患	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	二九・四〇	三・四〇	三・四〇	三・三六	三・三六	
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二九・〇四	二九・〇四	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	二九・〇九	三・一〇	三・一〇	三・〇五	三・〇五	
其の他の他	一八・一八〇	一九・一七一	一八・三〇三	一九・七〇三	一九・一七一	一九・七〇三	一九・七〇三	一九・七〇三	一九・七〇三	一九・七〇三	一九・七〇三	一九・七〇三	二九・一八	二九・一八	二九・一七	二九・一七	
第三三表 男五〇—五九歳主要死因別死亡率	(五〇—五九歳男10,000に対する死因別死因率)																
死 因	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	
死 因 數	二三五・五七	二四五・八六	二三七・七〇	二五〇・〇一	一六六・八三	一七一・六六	一六八・四八	一八・〇〇〇	一三・三〇	一四・七七	一三・一八	一五・五五	一五・六七	一五・五四	一五・五六	一五・五七	
死 因 數	五一・七八	五三・四四	五三・〇一	五七・三九	二八・五〇	二八・一六	二九・一一	二七・九〇	八・六九	九・五八	八・五二	九・五七	八・六九	一・四・七七	一・四・七七	一・四・七七	一・四・七七
死 因 數	二二及二三 結核	二一・四七	一九・六〇	一八・七一	一九・〇五	一六・一五	一六・二八	一六・七四	八・三八	八・四五	八・七七	九・一〇	八・三五	八・三五	八・三五	八・三五	八・三五
死 因 數	一二 呼吸器の結核(淋巴管及氣管支の含む)	一五・九〇	一七・〇六	一六・一五	一六・二八	七・三〇	七・三〇	七・三〇	七・三〇	七・三〇	七・三〇	七・三〇	六九・三三	七四・〇三	七四・〇三	七四・〇三	七四・〇三

第一七圖 男五〇—五九歳主要死因別死亡率の變動

(五〇—五九歳男一〇,〇〇〇に付)



等である(第三三表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三三表及第一七圖参照)、
(イ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は明かなる上昇。
(ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は殆んど「不變」。

(ハ) 「結核」も亦殆んど「不變」。
(ニ) 「腎臓炎」も亦殆んど「不變」。
(ホ) 「肺炎」は明かなる上昇。
(ヘ) 「不明の診断及不詳の原因」は「不變」。

(ト) 「胃及十二指腸の潰瘍」は上昇。

(チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害」は上昇。

(リ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。

(ヌ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は上昇。
(ヌ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は上昇。

一六 六〇歳以上死亡率

(1) 前期の傾向は低下を示してゐるが、後期に於ては上昇を見せてゐる。特に昭和一二年から同一三年に至つて急激に増加を示してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、七〇歳のみを除き他はすべて前項總數と同様の傾向を示してゐる。此處でも年齢が高次に進むに従つて昭和一三年の上昇が顯著である。

(3) 死因中、一〇歳以上第一位を占めて來た「結核」が第三位に下り八%に満たぬ状態である。「脳出血、脳栓塞及脳血栓」が第一位に昇り二三%、「癌、其の他の悪性腫瘍」が第二位に上り一一%、以下、「腎臓炎」及「癌、其の他の悪性腫瘍」各、八%、「肺炎」五%、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)四%、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害」三%である(第三四表参照)。

第三四表 男六〇歳以上主要死因別死亡

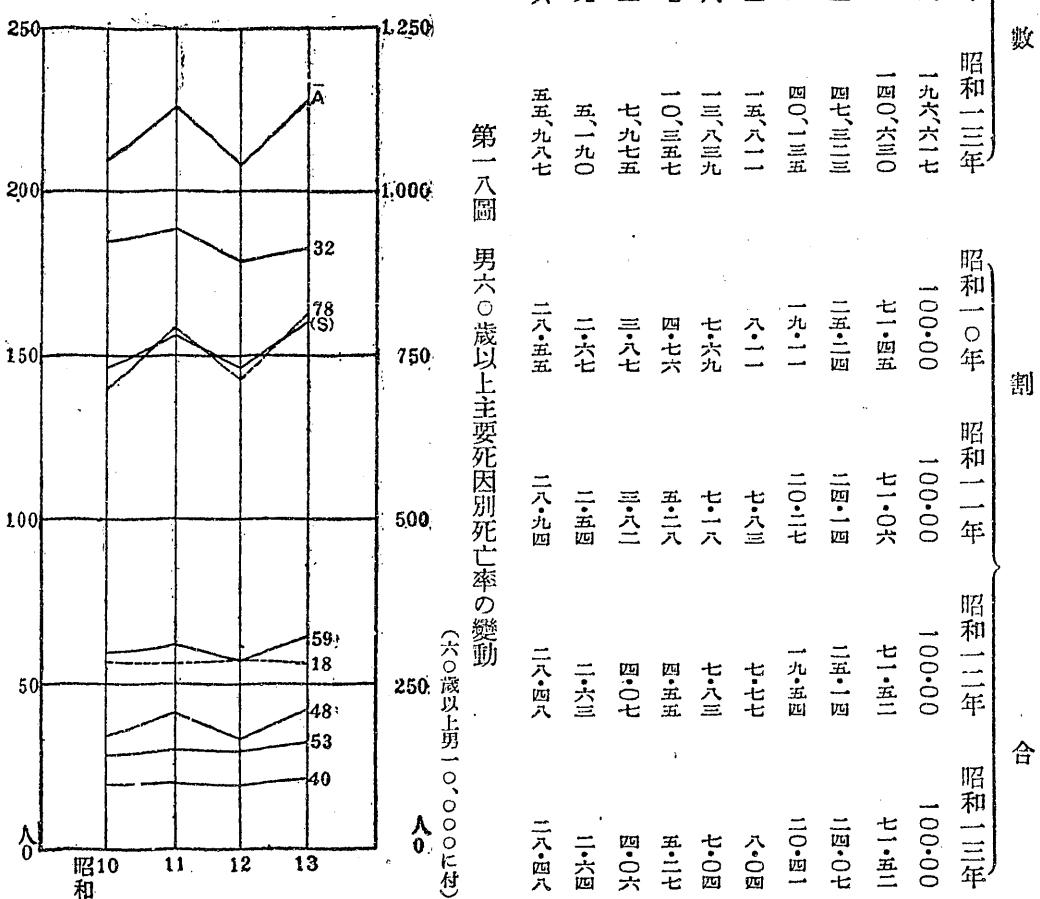
死 因 總 主 要 死 因 數	昭和一〇年				昭和一一年				昭和一二年				昭和一三年				昭和一〇年				昭和一一年					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
一六七・六五六	一八三・五〇八	一七五・四九八	一九六・六一七	一〇〇・〇〇																						
一一九・七八四	一三〇・四〇八	一二五・五三三	一四〇・六三〇	七一・四五	七一・〇六	七一・五二	七一・五二	七一・五二	七一・〇六	七一・五二																
四二・三〇八	四四・三〇八	四四・一一五	四七・三二三	二五・二四	二四・一四	二五・一四	二五・一四	二五・一四	二四・一四	二五・一四																
三二・〇四六	三七・一九一	三四・二八五	四〇・一三五	一九・二一	一〇・三七																					
一三・五九九	一四・三七三	一三・六四三	一五・八一	八・二一	七・六九																					
一三・八九八	一三・一八三	一三・七四八	一三・八三九	七・二八																						
一九・八四	九・六八四	七・九七七	一〇・三五七	四・七六	四・七六	五・二八	四・〇七																			
六・四八〇	六・四八〇	七・〇〇七	七・一四五	三・八七																						
四・四六九	四・四六九	四・六六一	四・六〇九	二・六七																						
四七・八七二	五三・一〇〇	四九・九七六	五五・九八七	二・六七																						
其 他	二一〇・八・九四	一一五・八〇	二一〇・八・〇八	二二八・一九																						
其 他 障 碍	五三・五三	五六・三〇	五六・〇六	五七・二四	五六・四〇																					
慢 性 心 臟 內 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 的 障 碍	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三	五三・五三
慢 性 心 臟 內 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 的 障 碍	四〇・四〇	一九・五二	一九・一九	二一・一五																						
其 他	二一〇・八・九四	一一五・八〇	二一〇・八・〇八	二二八・一九																						

第三五表 男六〇歳以上主要死因別死亡率

(六〇歳以上男一〇,〇〇〇に付)

第一八圖 男六〇歳以上主要死因別死亡率の變動

(六〇歳以上男一〇,〇〇〇に付)



括弧を附せるは右側の目盛に據る

A: 其の他の悪性腫瘍

S: 腹脳出血、脳栓塞及脳血栓

P: 肺炎

T: 他の悪性腫瘍

L: 老齢

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三五表及第一八圖)、

(イ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は傾向としては低下。

(ロ) 「老衰」は明かなる上昇。六〇歳以上死亡率總數の上昇は老衰の上昇によること頗る大なるものと認められる。

(ハ) 「腎臓炎」は輕度の上昇。

(ニ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は殆んど「不變」。

(ホ) 「肺炎」は上昇。

(ヘ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は輕度の上昇。

(ト) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」は殆んど「不變」。

三郎氏共著「日本人の壽命に關する研究」の假製本を閲讀する機會を得た。本書は主として大正一〇年より昭和一〇年に至る期間の事實に據り、我が國死亡率の精密詳細なる社會衛生學的研究を遂げられたるものである。殆んど利用し得る資料の一切を動員したる力篇であつて推賞するに躊躇せざるものである。昭和一〇年以後の傾向に重點を置く本稿と併せて一讀を乞ふ次第である。

水島博士發表「本邦の眞の人口自然增加率」

死亡率(粗)	一六・三八	一三・九〇	一七・二三
死亡率(眞)	一六・八五	一九・二三	一七・四八
增加率(粗)	一三・五七	一一・〇六	一四・四二
增加率(眞)	一四・八四	三・五六	一七・七六

一、昭和一三年の出生統計に據る

過般東京市丸ノ内工業俱樂部に於て開催の日本學術振興會第一二特別(民族科學)委員會研究報告會に於て、同委員會委員、九州帝國大學教授醫學博士水島治夫氏は、最近の資料に基き、Dubbin-Lotka の方法に據り算定せられたる内地及朝鮮の「眞の人口動態率」を發表せられた。人口問題研究上極めて貴重な業績であると考へられるから報告中若干の結果を抜萃して掲ぐれば左の如くである。

(本誌第一卷第一號六三——四頁をも参照)

一、昭和一二年の出生統計に據る

内 地	内 地 人 口 一〇 萬 以 上 の 都 市	内 地 人 口 一〇 萬 未 滿 の 市 町 村
出生率(粗)	二九・九五	二四・九六
出生率(眞)	三一・六九	三一・六五
出生率(粗)	三五・二四	三五・二四

東京市	大阪市	京都市	名古屋市	横濱市	神戸市
出生率(粗) %	三・八〇	三・四七	一・五四	三・六六	西・六七
出生率(眞) %	四・〇九	四・〇九	一〇・〇〇	九・〇九	西・四七
死亡率(粗) %	一・〇	一・三七	一・四三	一・五三	西・五七
死亡率(眞) %	三・七七	三・〇九	二・八六	一〇・〇九	西・四七
増加率(粗) %	一〇・九九	九・二一	五・二一	一〇・四九	九・七七
増加率(眞) %	只・兜	一・一三	一・八・云	九・四一	一・〇・〇〇
〔館記〕				一・〇・三	

備考

本稿校正中に醫學博士渡邊定氏の好意により同博士及理學士川井

スタイルンワルネル著「北米合衆

國の人種政策

横田 年抄譯

本編はB. Steinwalther の「Fortschritt der Erbpathologie Rassenhygiene und ihrer Grenzgebiete」第三卷第三號に掲載したものをお抄譯したものである。

北米合衆国には次に挙げる三群の異民族が存在し、合衆国の人種政策は之等の異民族を問題の対象としなければならぬ。

1 アメリカインディアン等の原住民族

2 十七世紀初頭から奴隸として輸入されたニグロ

3 前世紀半頃から移住した少數民族(日本人、支那人、メキシコ人、ゲルマン族ならざる南歐及東歐よりの移民)

十二回憲法改正により「奴隸制度及び自由意志に反する隸屬はアメリカ合衆國內に於て許可せず。犯罪に對する刑罰としての奴隸も許可せず。犯罪は合理的處理により判決す」と規定された。此の當時北米には既に五百萬人の黒人が存在し、解放されたのである。次で解放されたニグロの法律上の身分の規定により黒人問題の發展が特徴づけられた。茲に重要なは一八六五年四月九日附の第一民法であつて、次の如き規定がある。「合衆国に生れ、外國の權力に從屬せざる者は課稅せられるアーメリカインディアンを除き合衆国市民と解す。市民たる者は如何なる種族も、有色人種も、又既往に於ける奴隸たる身分に關せず、合衆国の各州及領域に於て次の同等の權利を保有す……」

次で一八六八年七月二十八日附第十四回憲法改正により憲法力を以て平等權が記録されたが、就中人種法として次の條文は注目に價する。「合衆國に生れ又は歸化し合衆國政府に從屬する者は總て合衆國市民たると同時に其の住所を有する州の市民とす。州は合衆國市民の權利を左右するが如き法律を制定する事を得ず。合理的なる法律上の根據あり、合法的の處理を認めらるゝ場合に於ても州は個人の生命、自由權、財產權を左右する事を得ず。如何なる州も其の行政力の下にある個人に對し法律上の平等なる保護を拒否する事を得ず。」次に一八七〇年三月三十日の第十五回憲法改正は總ての異民族に對し合衆國市民たる限り選舉權、投票權を許可した。

上述の諸規定により合衆國の異民族殊にニグロは白人市民と共に完全なる法律上の平等權を有するのである。併しながら人種政策上非常に興味のある事は、今や現實の狀態は平等思想に支持された根本方針の規定する處とは全く別の様に發展したのである。次に合衆國に於ける特徴のある人種政策に就て述べやう。

**一 白人と異民族間の混血結婚禁止規定及び結婚外性交
禁止規定(人種交混法)**

合衆國の三十州に於て特殊の混血結婚禁止規定がある。尙、二、三の州に於ては白人と異民族との間の結婚外性交禁止が規定されてゐる。何れも州により非常に種々様々である。之を一覽表にして掲げると次の如くである。

州名	混血結婚禁止規定	制定年度	罰則
アラバマ	白人對ニグロ又はニグロ混血 兒結婚禁止(以下同様)	一九三三	二年以上七年以下の禁錮
アリゾナ	コーカサス人種又は其の子孫 対ニグロ・蒙古人・インディア ン及び其等の子孫	一九二八	六箇月以下の禁錮又 は罰金又は兩者
アーカンサス	白人對ニグロ又はムラット	一九二二	一年以下の禁錮
カリフオ	白人對ニグロ・ムラット・蒙古 人・マイレイン	一九二九	無し
コロラド	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	二年以下の懲役又は 罰金又は兩者
デラウェア	白人對ニグロ・ムラット	一九二七	百弗の罰金拂はぬ時 は三十日以下の拘留
フロリダ	白人對ニグロ・ムラット	一九二七	千弗以下の禁錮又は 罰金又は兩者
ジョージ	白人對ニグロ・ムラット	一九三〇	白人對ニグロ又は インディア
アイダホ	白人對ニグロ・ムラット	一九二九	白人對ニグロ又は インディア
アナハイム	白人對ニグロ・ムラット	一九二九	白人對ニグロ又は インディア
ケンタッキー	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	白人對ニグロ又は インディア

ルイジアナ	白人對ニグロ又は八分の一以上 のニグロの血を有する混血兒	一九二四	一年半以上十年以下の禁錮
マリーランド	白人對ニグロ又は八分の一以上 のニグロの血を有する混血兒	一九三八	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
ミシシッピ	白人對ニグロ又は八分の一以上 のニグロの血を有する混血兒	一九三五	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
ナッシュビル	白人對ニグロ又は八分の一以上 のニグロの血を有する混血兒	一九二〇	禁錮一箇月乃至一箇年の 禁錮
コーカサス人種即ち白人 ニアインディアン・有色人種・ニ グロインディアン對有色人種又は ニグロ	白人對ニグロ又は蒙古人の血を八分の一以 上有する混血兒	一九二一	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
ノースカロライナ	白人對蒙古人・ニグロ・八分の一以上 のニグロの血を有する	一九二九	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
オクラホマ	白人對ニグロ・蒙古人・マレー ー者	一九二二	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
オレゴン	白人對ニグロ	一九三一	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
オクラホマ	白人對ニグロ又は支那人の血を有する者、 又は支那人の血を有する者	一九二三	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
ソースダコタ	白人對ニグロ・インディアン・ ムラット・メステイクト(混血) の一種	一九三〇	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
テキサス	白人對八分の一以上のニグロ の血を有する者	一九二九	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
テネシー	白人對八分の一以上のニグロ の血を有する者	一九一八	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
テキサス	白人對八分の一以上のニグロ の血を有する者	一九一五	五百弗以下の罰金十 年以下の禁錮又は兩 者の禁錮又は兩者
禁錮	禁錮	禁錮	禁錮

ウ タ ー	白人對ニグロ又は蒙古人	一九一七	六箇月以下の禁錮又は此の兩者
-------	-------------	------	----------------

ニアージ	コーカサス人種對僅かたりと もニグロの血を有する者、十 六分の一以上のインディアン の血を有する者	一九三〇	二年以上五年以下の 禁錮
バージニア	白人對ニグロ	一九三三	一年以下の禁錮及び 百弗以下の罰金
ワイオーバンク	白人對ニグロ・ムラット・蒙古 人・マレー人	一九二〇	百弗乃至千弗の罰金 又は一年以上五年以下 の禁錮又は兩者
アラバマ	白人對ニグロ・ニグロ混血兒	一九二三	混血結婚禁止規定に 準ず
フロリダ	白人對ニグロ又は八分の一以上 のニグロの血を有する混血兒	一九二七	一年以下の懲役又は 罰金
ルイジアナ	コーカサス人種對インディア ン・有色人種・ニグロ	一九二〇	一年以下の禁錮
ソースダネバダ	インディアン對有色人種又は ニグロ・蒙古人・マレー人	一九二五	百弗乃至五百弗の罰 金又は六箇月以上一 箇年以下の禁錮又は 兩者
コタ	古人・朝鮮人	一九二九	千弗以下の罰金又は 十年以下の禁錮又は 兩者

此の他の州は混血結婚禁止規定を有しないが、其の内數州は非常に多くの黒人人口を有してゐる。

之等の混血結婚禁止規定は白人と異民族の間に結ばれた婚姻は無効なりと規定してゐる。場合により之から生れた子供は私生兒として取扱はれ、相続権を認められぬ事がある。多くの法律に於て、意識して宗教的の結婚式を舉行したり、違法の混婚を行はんとする男女に對し結婚證明書を發行したりする事に對し多かれ少なかれ罰則が設けられてある。更に自己の州に於ける禁止法を避ける爲他州に於て混婚を結んだ者に對し混婚禁止に對する罰則を適用すると規定してある法律が一〇ある。混婚未遂も屢々罰せられ

る。

勿論既に人々は斯かる混血結婚禁止法の憲法適合性に對し疑問を抱き論議した。即ち之が合衆國市民の權利に影響し第十四回憲法改正に違反はせぬかと云ふのである。併しながら最高法廷の判決に於て混血結婚禁止法は全く憲法に適合してゐると常に決定されてゐる。例へば一八七七年アラバマ州の最高法廷に於て次の如き判決が下つた。「婚姻は家族法の制度であり社會と秩序は之に基いてゐる。婚姻は一般の安寧の爲に州の最高的の權力を以て規定される。最近制定された改正憲法に對し我が州は合衆國の一州として之に従ひ、市民に對し參政權を保證せんとする。併しあが州は今日迄家族法の事務を掌る爲有してゐた確實なる權力を放棄する事を望まぬ」と。一八八一年同法廷は又次の如き判決を下した。「結果は兩民族の混合を來し混血人口と退化文化の發生を來す。之は健全なる政治により阻止さるべきものであつて、此の健全なる政治は社會と國家が最も注意してゐる處である。」と。ヴァージニアの最高法廷は一八七八年次の如く宣言した。「風俗の純潔の保持と、二つの民族の道徳的肉體的の幸福と我が南部地方の文化の進歩の爲に、二つの非常に差異のある民族は各自の範囲の内に於て神の與へ給うた運命を分ち之を果さねばならぬ。神と自然が禁止してゐると看做される處の甚だ不自然な關係は積極的な法律を以て例外なく拒否されねばならぬ。」最後に合衆國最高法廷は此の混血結婚禁止法の憲法適合性を記録した。(一八八八年 Maynard v. Hill の判決)

今日此の法律の憲法適合性に對する疑問は存在しない。

併しながら此の法律は州により非常に種々様々であり殊に二、三の法律は非常に不明瞭な又、民族生物學的に一様に解釋出來ない表現の爲、實地に色々の困難を伴ふ事は更に不思議はない。之に加ふるに十八箇州に於て

斯かる法律は存在しない爲に、此の規定を有する州に於ても法律は非常に實效性に乏しいものとなつてゐる。即ち二人の人種の異なる結婚希望者は婚姻を禁じてゐない州に逃避して結婚する事が出来るのである。最も重大な缺陷は、四十三箇州に於て異人種間の結婚外性交を禁止してゐない爲、結婚外混血に對する扉が開かれてゐる事である。實際私生兒のムラット（白人と黒人との混血兒）の數は莫大なものである。

二 移民制限法

近來北米合衆國は異民族移民の防止を目的とする法律を制定した。

先づ一八八二年五月六日支那人排斥法を制定し學生、觀光客を除く總ての支那人の移民を禁止した。

次で一九〇七年合衆國政府は日本と紳士協約を結び日本人移民を防遏した。

一九一七年二月五日重要な移民制限法を制定した。之によりアジア州の一定區域の土着民族は學生、外交官、宗教家等を除き合衆國に入國する事が出來なくなつた。制限地帶はオーマン・東アフガニスタン・英領印度（ペルチスタンの一部を除く）・ネパール・ブータン・露領トルキスタンの一
部・西支那・シヤム・佛領印度支那・マレイ半島・セイロン島・スマトラ・ボルネオ・セレベス・チモール・ニューギニヤ・印度洋及太平洋の小島である。

移民に關する最後の法令は一九二四年五月二十六日付で發布された移民法（ジョンソン法）である。此の法律は特に次の如く規定してゐる。即ち、合衆國外領域のインディアン、前述の移民法の制限區域の住民たるアジア人・日本人・支那人及び比律賓人は歸化權が無い。之に反しカ人を除く總ての有色人は入國出来ない（此の爲アフリ

カ人を除く總ての有色人は入國出来ない）學生等は此の限りに非ず。許可

されたる移民は之を非歩合移民と歩合移民に分つ。カナダ・ニューファウンドランド・キューバ・パナマ運河地帶・中米・南米よりの移民は前者に屬し、世界の他の部分よりの移民は後者に屬す。

第十一條 b

一九二七年七月一日より各國に對する一年間の歩合移民割當數を一九二〇年に於ける各國の北米移民數の同年に於ける總移民數に對する割合を以て歩合移民總數十五萬を配分して決定す。各國は最低百人以上の移民を許可せらる。移民には曾て奴隸として輸入されたる人々の子孫を含まず。（之によりアフリカよりの黒人移民を拒否す）英・佛等よりの移民に對しては南及東歐羅巴の諸國に比し三倍の歩合を許可す。

メキシコ人はその十分の一は白人、十分の三はインディアン、十分の六はインディアンと白人とニグロの混血であるが移民に關しては此の間に歩合の制限はない。

尙、一九三三年合衆國市民に非ざる比律賓人の移民は毎年五十人づゝに制限された。

一九〇六年六月二十九日の合衆國法により歸化に關する制度が定つた。北米の市民となり得る者は自由なる白人の外國人及びアフリカ生れの者又は其の子供たる外國人である。如何なる外國人が白人に屬するかに就ては細目の規定がない。又アフリカ生れの者及び其の子供に就ての解釋にも論及してゐない。併し合衆國最高歸化委員會は慣例により詳細に之を規定してゐる。即ち、合衆國外領域のインディアン、前述の移民法の制限區域の住民たるアジア人・日本人・支那人及び比律賓人は歸化權が無い。之に反し總てのメキシコ人及びハワイ市民は歸化權がある。

三 選 舉 権

五六

い。例へば異人種に對する學校建築物は白人のそれに比し多く價値の低いものである。

第十五回憲法修正はニグロに對し明確に選舉權を許可してゐるが、實際には彼等は尙之を有してゐない。一、二、三の州は選舉權の實施を非常に嚴重な種々の條件（例へば居住期間、納稅、資產、品行、教養、理解力、性格等）に適つた者のみに許可する爲、比較的僅かの有色人しか之に合格する事が出來ない。之に加ふるに合衆國に於ては選舉權に對する條件として民主黨か共和黨の黨員たるを要するのであるが兩黨ともニグロを黨員から除外してゐる。

五 其他の人種差別法

合衆國の總ての市民は契約を結び之を履行する事或は相續、賣買等に就き平等なる權利を有する事は明かである。第十四回憲法改正は、州は合衆國市民の權利殊に自由又は財産を正當の理由なくして制限する如き法律を制定する事を得ずと宣言してゐる。之により北米に於ける異民族市民は少くとも財產法に關しては白人と全く同等の權利を有する筈であるが、事實は決して其の通りではない。

二十箇州（大部分南部）の憲法及び一、二、三の州の簡単な法令は學校に於ける完全なる人種分離を規定してゐる。之等の州に於ては白人、黒人或は有色人を別個に收容する學校のみ許可される。一、二、三の異人種人口の移薄な州に於ては人種分離の學校組織は地方の學校官廳の裁定に委任されてゐる。他の十州に於ては憲法又は簡単なる法令により人種又は皮膚の色に就き考慮する事を嚴禁してゐる。最後に二、三の州に於ては學校制度に於ける人種差別の法律又は差別禁止の法律は存在しない。勿論人々は總ての米國市民に入學許可其他學校制度に關する平等權を規定してゐる第十四回改正憲法に論及し、學校制度に於ける人種的差別を規定せる各州の法律の憲法適合性につき屢々論議した。然しながらかかる憲法適合性は一九一七年合衆國最高法廷に於て承認された。唯、判決に於て、種々の人種に對し分離された學校制度は總て同價値なるべき旨要求された。

併しながら現實に於ては白人と有色人とに分離された學校は平等でない。學校制度は總て同價値なるべき旨要求された。

四 人種差別的學校法

二十箇州（大部分南部）の憲法及び一、二、三の州の簡単な法令は學校に於ける完全なる人種分離を規定してゐる。之等の州に於ては白人、黒人或は有色人を別個に收容する學校のみ許可される。一、二、三の異人種人口の移薄な州に於ては人種分離の學校組織は地方の學校官廳の裁定に委任されてゐる。他の十州に於ては憲法又は簡単なる法令により人種又は皮膚の色に就き考慮する事を嚴禁してゐる。最後に二、三の州に於ては學校制度に於ける人種差別の法律又は差別禁止の法律は存在しない。勿論人々は總ての米國市民に入學許可其他學校制度に關する平等權を規定してゐる第十四回改正憲法に論及し、學校制度に於ける人種的差別を規定せる各州の法律の憲法適合性につき屢々論議した。然しながらかかる憲法適合性は一九一七年合衆國最高法廷に於て承認された。唯、判決に於て、種々の人種に對し分離された學校制度は總て同價値なるべき旨要求された。

四三三條

鐵道會社は之等の客車の價值・快適・設備に於て差別又は不平等をなすべからず。

旅客運送の車體を有する總ての鐵道會社は白人と有色人に對し夫々分離されたる客車を備ふべし。一つの客車に於て堅牢なる壁を以て分たれたる夫々戸口を有する各部分は分離されたる車と看做す。分離されたる客車には白人又は有色人に對し指定されたる車なる事を明示すべし。

四三二條及び四三三條の命令に従はざる鐵道會社は違法行爲を爲したるものと看做す。各違反に對し三百弗以上千弗以下の罰金を課す。

四三五條

鐵道會社の管理人及び監督者は白人又は有色人の旅行者を夫々指定されたる客車に入らしむべく命ずべし。旅客若し之を拒みたる時は管理人及び監督者は其の旅行を拒否し、列車より退去せしむる權利を有す。指定されたる客車に乗車する事を拒みたる旅客は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し五弗乃至五十弗の罰金、又は三十日以上の禁錮又は此の兩者を課す。

四三六條

四三五條に於て命ぜられたる義務を怠り又は拒否したる管理人又は監督者は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し二十五弗以上五十弗以下の罰金を課す。」

事であつた。併し皮膚の色に基く區別を取除く事を企てる事が出來ないのは當然である。兩民族にとり不満足なるべき兩民族の社會的平等と混合を強制する事は立法者の意志に反する事とならぬ。兩民族が互に接觸する場所に於て兩民族の分離を許可し或は規定する事は一民族の劣等性を必然的に假定することとはならぬ。かかる法律の制定は例外はあるが一般に警察力を行使する爲の立法府の權限内にある一手段なる事を認められてゐる。」

其他合衆國の有色人種は交際社會に於て非常な不利益と不平等を経験してゐる。二、三の南部の州に於て企てられた試み、即ち法律により白人と有色人との住所を分離する事を規定せんとする事は合衆國最高法廷の態度により不成功に終つた。(一九一七年 *Buicanan v. Warley* の判決)之に反し前述の目的を達せんとする家屋持主の協定は許可された。

北部及び中部諸州に於て法律による平等宣言があり、之により一定の地域に於ては旅館・理髮所・靜養所等に於てニグロは白人と全く平等なる事が規定してあるが、實際には旅館の經營者は己れの心に適つた人とのみ契約の人組織、團體にして公衆用の劇場・オペラ・映畫・其他の娛樂、集會等の設備を有し、白人も黒人も之に出入する場合、之等の人、組織、團體は白人と黒人を區別し、各に對し特定の席を設くべし。本規定に違反せる場合は百弗以上五百弗以下の罰金に處す。」と規定してゐる。

ジム・クローフ法の憲法適合性に就ても人々は屢々論議した。併しながら此

の憲法適合性は法廷に於て度々承認され、就中合衆國最高法廷に於て一八九六年 *Plessy v. Ferguson* の判決により確定された。此の判決の内、次の條款は興味がある。

「第十四回憲法改正の目的は勿論兩民族の絶對的平等を法律に導入する

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢々白人よりも重く罰せられる。

リンチ（私刑）の問題は更に興味がある。曾て非常に屢々行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢々私刑を受けた。一九一二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に參加した者及び之を擁護した警察官、刑務

に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇

ナチス人政策の主要法令公布年表（一九三九年九月一日まで）

（埋め立）

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一月三〇日 アドルフ・ヒットラーイヒスカンツラーとなる	二月二〇日 第一次四箇年計画	二月二〇日 従来の郊外移住助成策に關し新規則を公布	六月一日 結婚助成法（失業救済法の第五章）結婚資金貸付制度として知らる	九月一五日 多子家族扶助令（一時的扶助金給付制度）	五月二〇日 國民血統保護法の墺太利への適用令	二月一七日 所得稅法中改正法律
二月二〇日 第一次四箇年計画	三月二四日 常習惡徳犯罪者取締法	三月二四日 國際聯盟脱退	九月一五日 國民血統保護法（ユダヤ人との結婚を禁止）	六月二〇日 結婚資金貸付許可に關する施行令	七月六日 婚姻法（墺太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律）	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる
三月二四日 常習惡徳犯罪者取締法	三月二四日 國際聯盟脱退	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令	九月一五日 國民血統保護法（ユダヤ人との結婚を禁止）	七月二七日 農村地方人口助成法（結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定）	三月二四日 婚姻法（墺太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律）	三月二二日 スロバキアとの防衛協定なる
三月二四日 國際聯盟脱退	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第五次施行令	七月二七日 婚姻法の施行並に補足令	三月二二日 メーリル地方の再歸屬に關する法律
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	九月二九日 ミュンヘン會議	九月二九日 ミュンヘン會議	三月二二日 メーリル地方の再歸屬に關する法律
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	十月一八日 結婚保護法（結核等の重症傳染病患者、禁治產者、精神病患者の結婚を禁止）	九月二九日 ミュンヘン會議	十月二二日 メーリル地方の再歸屬に關する法律
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令	十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令	十一月二五日 結婚法のズデーテン獨逸地方への適用令
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	十二月二二日 婚姻法のズデーテン獨逸地方への一部適用令	十二月二七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令	十二月二七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	二月一七日 所得稅法中改正法律	二月一七日 所得稅法中改正法律	二月一七日 所得稅法中改正法律
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる	三月一五日 ボヘミア及モラビア兩保
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる	三月二三日 メーリル地方の再歸屬に關する法律	三月二三日 メーリル地方の再歸屬に關する法律
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	五月七日 獨伊軍事同盟成立	五月七日 獨伊軍事同盟成立	五月七日 獨伊軍事同盟成立
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラビア兩保	七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラビア兩保	七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラビア兩保
三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	九月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐない。

最後に人種法的に見るべき事として、偏つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢々白人よりも重く罰せられる。

リンチ（私刑）の問題は更に興味がある。曾て非常に屢々行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢々私刑を受けた。一九一二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に參加した者及び之を擁護した警察官、刑務

に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇

ナチス人政策の主要法令公布年表（一九三九年九月一日まで）

（埋め立）

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一月三〇日 アドルフ・ヒットラーイヒスカンツラーとなる	二月二〇日 第一次四箇年計画	二月二〇日 従来の郊外移住助成策に關し新規則を公布	六月一日 結婚助成法（失業救済法の第五章）結婚資金貸付制度として知らる	九月一五日 多子家族扶助令（一時的扶助金給付制度）	五月二〇日 國民血統保護法の墺太利への適用令	二月一七日 所得稅法中改正法律
二月二〇日 第一次四箇年計画脱退	三月一四日 世襲農地法	三月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	九月一五日 國民血統保護法（ユダヤ人との結婚を禁止）	七月六日 婚姻法（墺太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律）	三月二四日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる
三月一四日 常習惡徳犯罪者取締法	三月二二日 施行令	三月一四日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令	十月一八日 結婚保護法（結核等の重症傳染病患者、禁治產者、精神病患者の結婚を禁止）	七月七日 農村地方人口助成法（結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定）	三月二二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律	三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる
三月二二日 相續稅法中改正法律	三月二二日 國塊合邦	三月一三日 多子家族扶助第六次施行令（繼續的扶助金給付制度を加ふ）	八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	七月二七日 婚姻法の施行並に補足令	三月二二日 婚姻法第二次施行令	五月七日 獨伊軍事同盟成立
三月二四日 結婚助成法中第一次改正法律	三月三〇日 結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊塊太利への適用令	三月一三日 累加繼續的扶助金給付制度を加ふ	九月九日 第二次四箇年計画	九月二九日 ミュンヘン會議	七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラビア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 施行令	九月九日 第二次四箇年計画	十一月二二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律	十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 施行令	十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律	十一月二九日 ミュンヘン會議	十一月二二日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 施行令	十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律	十二月二九日 ミュンヘン會議	十二月二二日 婚姻法のズデーテン獨逸地方への適用令	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 施行令	十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律	二月一七日 所得稅法中改正法律	二月一七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 施行令	十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐない。以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

総 介

Huber, Bunle, Boverat. 共著

「ヘーベの人口」

La Population de la France, son évolution et

ses perspectives, Michel Huber (佛國一般統計局名譽局長) Henri Bunle (佛國一般統計局統計主任) Fernand Boverat (出産率高等會議副議長)

Librairie Hachette XIII × 249. 1937.

近時歐米諸國の人口問題は人口減少問題であり、出産率減退問題である。そしてその尖端を切つて居る國はフランスであるから、フランスの人

口問題こそは現代人口問題の標本的のものである。従つてフランス人口に

關する著書論文はその數頗る多く。本誌(第一卷第一號)に於ても囊にすべ

ングラーの著書を紹介したが、ここに紹介せんとする本書は、その著書がフランス統計局の人々と出産率高等會議副議長といふ謂はゞ當該官憲筋の人々の共著であると看る點に於て先づ特色を持つ。

本書は全編を三部に分む、第一部、人口の靜態、第二部、人口の動態、第三部、人口減退の虞れ及其の矯正策となつて居る。そして第一編及第二編は Huber 及 Bunle 両氏の擔當する處で、要するに統計局の資料を自由

Huber, Bunle, Boverat. *米蘭「フランスの人口」*

に使つて人口現象を詳細に解剖したものである。單に佛國の現象のみならず、重要問題に就ては各國との比較を怠らない。佛國の人口現象を知る書としては最良の書たるを信ずるけれども、全編悉く材料があり、統計であつて、その一部をもつて茲に紹介するのに困難を感じる。

本書の第三編は Boverat 氏の擔當する所で事實と云ふよりは將來の見透しであり、意見である。本書の價値はこの第三編にあるとして、寧ろ前二編にあると思ふけれども、直接人口問題の重要性を説くは第三編にあるが故に、以下第三編の紹介に停めるであらう。

フランス人口の將來の推測

先づ第一に問題となるのは佛國將來の人口の數如何と云ふ事である。この點に關しては一九三六年佛國統計局の統計官 M. Sauvy 氏の推定をそのまま採用して居る。同氏の推定は二種ある。第一は一九三五年に於ける女子の年齢別出生率(精出生率)及男女年齢別死亡率(精死亡率)がその儘何等の變化なく繼續すると云ふ前提である。即ち現時の家族の風習と衛生状態が變らない場合である。之に依る十年毎の出生數、死亡數、死亡超過數、及年末人口數を計算すると左の如くである。

第一表 精出生率及死亡率不變の場合の人口現象

(単位千人)

	出生	死 亡	死亡超過	人口數
一九三五	六三八	六五八	一一〇	四一、四一六
一九四五	五七一	六八四	一一一	四〇、五八三
一九五五	五九四	七〇〇	一〇六	三九、五二一
一九六五	五二三	七〇一	一七八	三八、一六六
一九七五	四九八	七〇一	一一〇	三六、二三七
一九八五	四六八	六七五	一一七	三四、二二一

斯くの如く出生が年々減少し、死亡が年々増加すべき理由は第一編及第二編に於て詳細に述ぶる所であるが、要するに佛國は漸次老人國となり、人口の年齢別構成に於て老年者の多くなるに依る。老年者は死亡率高く、出生率低きは何れの國も變りはない。故に年齢別死亡率が今後變りなければ、全體としての死亡數は増加し、年齢別女子の出産率が今後變化なれば全體としての出生數の減少することは當然である。殊に一九一四年乃至一九一八年の大戰中に生れたものが今後子を生む年齢に達する譯であるが、周知の如く大戰中の出生數は激減したるが故に、今後子を生む盛りの若き母の數が激減する譯である。之一九四五年の出生數が特に少く、一九五五年にはやゝ回復する所以である。併し少く生れた時代の女子が母となれば又出生數の減少するは當然で斯くてフランスの出生數は年々減少していく、一九三五年に四千百四十二萬を算した人口は五十年間に七百二十萬を減じて一九八五年には三千四百二十三萬となる、其の後は更に加速度的に人口は減少するが故に、その後の五十年を推定すれば更に恐ろしき人口減少を推定しなければならない譯であるが、朝に夕を計るこの出來ない社會現象を五十年間も不變と考へて推定するさへ既に或意味に於て滑稽である。百年後の事は眞面目な學問の範圍を逸脱する。

第二の推定は一九三〇年乃至一九三五年の期間に示した精出生率の減退の傾向が今後も持續し、一九二五年一九三五年の間に示した精死亡率の向上の傾向が今後も持續するものとの前提の下になしたものである。

第二表 精出生率及精死亡率が最近の傾向を持続する

場合の人口状態 (単位千人)	出生	死	亡	死亡超過	人口數
一九三五	六三八	六五八	二〇	四一、四二六	
一九三六	六三九	六六九	二一	四二、四二七	
一九三七	六四〇	六八〇	二二	四三、四二八	
一九三八	六四一	七〇九	二三	四四、四二九	
一九三九	六四二	七三九	二四	四五、四三〇	
一九四〇	六四三	七七九	二五	四五、四三一	
一九四一	六四四	八一九	二六	四五、四三二	
一九四二	六四五	八五九	二七	四五、四三三	
一九四三	六四六	八九九	二八	四五、四三四	
一九四四	六四七	九三九	二九	四五、四三五	
一九四五	六四八	九七九	三〇	四五、四三六	
一九四五	六四九	一〇一九	三一	四五、四三七	
一九四六	六五〇	一〇五九	三二	四五、四三八	
一九四七	六五一	一〇九九	三三	四五、四三九	
一九四八	六五二	一一三九	三四	四五、四四〇	
一九四九	六五三	一一七九	三四	四五、四四一	
一九五〇	六五四	一二一九	三四	四五、四四二	
一九五一	六五五	一二五九	三四	四五、四四三	
一九五二	六五六	一二九九	三四	四五、四四四	
一九五三	六五七	一二三九	三四	四五、四四五	
一九五四	六五八	一二七九	三四	四五、四四六	
一九五五	六五九	一二一九	三四	四五、四四七	
一九五六	六六〇	一一五九	三四	四五、四四八	
一九五七	六六一	一一九九	三四	四五、四四九	
一九五八	六六二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九五九	六六三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九六〇	六六四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九六一	六六五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九六二	六六六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九六三	六六七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九六四	六六八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九六五	六六九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九六六	六七〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九六七	六七一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九六八	六七二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九六九	六七三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九七〇	六七四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九七一	六七五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九七二	六七六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九七三	六七七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九七四	六七八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九七五	六七九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九七六	六八〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九七七	六八一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九七八	六八二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九七九	六八三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九八〇	六八四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九八一	六八五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九八二	六八六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九八三	六八七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九八四	六八八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九八五	六八九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九八六	六九〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九八七	六九一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九八八	六九二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九八九	六九三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	六九四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	六九五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	六九六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	六九七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	六九八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	六九九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七〇〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七〇一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七〇二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七〇三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七〇四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七〇五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七〇六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七〇七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七〇八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七〇九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七一〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七一一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七一二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七一三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七一四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七一五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七一六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七一七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七一八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七一九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七二〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七二一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七二二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七二三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七二四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七二五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七二六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七二七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七二八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七二九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七三〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七三一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七三二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七三三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七三四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七三五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七三六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七三七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七三八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七三九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七四〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七四一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七四二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七四三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七四四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七四五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七四六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七四七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七四八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七四九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七五〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七五一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七五二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七五三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七五四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七五五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七五六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七五七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七五八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七五九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七六〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七六一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七六二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七六三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七六四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七六五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七六六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七六七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七六八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七六九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七七〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七七一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七七二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七七三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七七四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七七五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七七六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七七七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七七八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七七九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七八〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七八一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七八二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七八三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七八四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七八五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七八六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七八七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七八八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七八九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	七九〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	七九一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	七九二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	七九三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	七九四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	七九五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	七九六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	七九七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	七九八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	七九九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	八〇〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	八〇一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	八〇二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	八〇三	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	八〇四	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	八〇五	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	八〇六	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	八〇七	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	八〇八	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	八〇九	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	八一〇	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	八一一	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	八一二	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	八一二	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	八一三	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	八一四	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	八一五	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	八一六	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	八一七	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	八一八	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	八一九	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	八二〇	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	八二一	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	八二二	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	八二三	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	八二四	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	八二五	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	八二六	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	八二七	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	八二八	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	八二九	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	八三〇	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	八三一	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	八三二	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	八三三	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	八三四	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	八三五	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	八三六	一一三九	三四	四五、四五五	
一九九四	八三七	一一七九	三四	四五、四五六	
一九九五	八三八	一一一九	三四	四五、四五七	
一九九六	八三九	一一五九	三四	四五、四五八	
一九九七	八四〇	一一九九	三四	四五、四五九	
一九九八	八四一	一一三九	三四	四五、四五〇	
一九九九	八四二	一一七九	三四	四五、四五一	
一九九〇	八四三	一一一九	三四	四五、四五二	
一九九一	八四四	一一五九	三四	四五、四五三	
一九九二	八四五	一一九九	三四	四五、四五四	
一九九三	八四六	一一三九			

八〇一

六〇〇

五〇〇

四〇〇

二・一

一・七

一・三

一・一

八〇一	六〇〇	五〇〇	四〇〇	二・一	一・七	一・四	一・一
小 計	六〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	一四六	一五八	一六四
合 計	四一四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇
備考	小計及百分率は筆者の追補したものである。						

第四表 第二表の人口年齢別推定（単位千人）

	實		數		百 分 率		
	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四五	一九四四	
歲 〇—四 歲	三一八〇	三一七〇	三一五〇	三一三〇	三〇一	二九九	五七
五—一四	一六八〇	一六七〇	一六六〇	一六五〇	一六一	一六〇	五二
小 計	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一	一〇一	一〇一
一五—一九	一六六〇	一六五〇	一六四〇	一六三〇	一六八	一六七	一六六
小 計	三一七〇	三一七〇	三一七〇	三一七〇	三〇八	三〇七	三〇七
一一〇—一九	六五八〇	六五七〇	六五六〇	六五五〇	六五九	六五八	六五七
三一〇—三九	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	一五七	一五七	一五七
四〇—四九	五七〇	五七〇	五七〇	五七〇	一三一	一三一	一三一
五〇—五九	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	一三一	一三一	一三一
六〇—六九	四二〇	四二〇	四二〇	四二〇	一五〇	一五〇	一五〇
七〇—七九	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	一三一	一三一	一三一
八〇—八九	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一三一	一三一	一三一
小 計	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一四〇	一〇一	一〇一	一〇一
合 計	四一四〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇

年間に十五歳以下の年少者は三百五十萬を減じ、六十年以上の老年者は三十年間に約百萬人増加する。若し死亡率及出生率が共に最近の率で減少して行くならば、十五歳未満の者は五十年間に七百萬人を減じ、六十歳以上の老人は三十年間に二百萬人を増加する。

斯くの如き人口減少及人口構成が如何なる影響を持つか。先づ之を經濟的影響に就て見るに

一、土地の價格は低下する、建物の價格も亦下る。それは既にガロンヌ河の流域に於て現れて居る所であつて、其處では農業労働者が缺乏して、耕地が耕されず、それを賣る事も出來ず、建物の借手を見出すことも困難を加へつゝある。

二、國內市場は次第に狭くなる、蓋し人口の減少に加ふるに、老人の消費量は若者に比し少ない。この事は出生減少と若者の移出のために老人村となつた山間部を見れば明かで、佛國全土がその方向を辿る。

三、人口減少にも拘らず生産は減じないであらう。斯くて不斷の生産過剰となり、繼續的好景氣は遂に来るべくもない。

四、人口減少にも拘らず、失業は更に増加する傾向がある。殊に女子は子を育てる義務より解放せられて、工場又は事務所に勞働を求めて男子と競争するであらう。出生減少は純粹の消費者たる子供を減ずることによつて生産者の割合を増加する。

更に財政上の影響を見るに、人口の減少は財政上の困難を來すことは明かである。蓋し

一、生産者及消費者即ち納稅者の數の急激に減少するに拘らず、一般の國

の場合は五十年間に七百萬人を減じ、六十歳以上の老人は三十年間に二百萬人を減少する所である。

の増加する所謂頭でつかの逆立ちのピラミット形を形作る事がわかる。殊に出生率が現在の傾向を追うて減少し、死亡率が現在の傾向通り減少する場合に於て甚しい。即ち出生率及死亡率共に現状維持の場合に於て五十

費（行政費、補助費、年金、公債の利子、國防費等）の減少は極めて遅々たるべく、收入と支出との不均衡は到底避くべくもない。

二、人口の漸減する國は將來に對して信用薄く、公債の發行は多大の困難に遭遇する。收入は支出に足らず公債も亦發行するを得ずとせば、来るべきものは貨幣の連續的なる切下げであつて、遂に全國民を破産に導くであらう。

三、殊に將來の大藏大臣の當面する難問題は老人者の扶助である。今後三十年間は老年者は年々增加すべく、而も之を扶養すべき子のない老人が増へる。老人一人の扶養費年約六千法であるが數百萬人の老年者を如何にして扶養するかは實に財政上の難問題である。

四、老人の相對的増加は社會保険の財政難を來し、結局國庫の負擔を加へる。何となれば何れの社會保険と雖も老人の疾病は比較的少く見積つてあるにすぎない。然るに人口全體中老人の占むる割合の増加することはその財政的基礎を根本的に破壊する。退職賜金、年金、等も亦同様の負擔を國庫に課する。

更に人口減少の道德的影響を見るに

一、人が勤勉なのは子孫の將來を思ふからであり子孫がなくなれば、社會の將來を思ふの情は滅ずる。

二、兄弟のない獨り子は兄弟の多い子に比して道德的にも身體的にも劣る。然るにフランスは漸次一人しか子を持たない家族が増へるとすれば人口の數の外その質をも低下する。

三、老人は若者に比し時勢に適應する力が弱い。國民が科學の不斷の進歩に依つて必要となる經濟的社會的新しい情勢に對して適應することの困難なことは外國に比して非常な弱みである。

最後に舉ぐと雖も人口減少の最大の惡影響は軍事上の影響である。國家は如何に平和的なりと雖も隣國の侵略に備へなければならぬ。殊にフランスの富及その植民地は帝國主義であり人口増加し行く國の美望の對象である。フランスは既に獨逸に比し人口が少い。この差が一定限度を超へると一大悲劇を齎すであらう。一國の武力は三個の點にかかる。一は軍隊の人員であり、二は裝備であり、三は潛勢力殊に產業力である。人口の減少が第一の軍隊の人員を減少する事は云ふ迄もない。裝備の基礎は財政にあり、人口減少が一國の財政を弱くするとせば裝備も亦不充分となり、第三の產業の生産力も亦他の條件が同一ならば人口の數に比例することは見易きの理である。斯くして軍隊の數が減じ、裝備も產業力も衰へ行く國が、如何にしてその國境を守ることを得るか、如何にして平和を維持することを得るか？

要之、人口の減少は經濟的に、財政的に、社會的に、軍事的に、如何なる方面より見ても、誠に憂ふべき現象であつて、之實に佛國にとつて、興廢の問題である。

以上本書の著者は言辭を極めて人口減少の恐るべき事を述べたのであるが、著者の憂が餘りにも早く實現してしまつた事は、フランス人にとつても誠に氣の毒な次第である。

人口減少對策

著者は進んで人口減少の原因を探究し、人口減少防止の方策を提案して居る。この點著者の最も力を入れて居る點ではあるが、人口減少の原因は、曩に筆者が紹介したスパングラー（本誌第二號參照）が述ぶる所を出でず。人口減少防止對策は、昨年七月發布せられた、家族法典に殆んど凡て包含せられて居るが故に（本誌第一卷第一號參照）茲に紹介するのを省く。

唯一點本書の著者の主張にして、家族法典に法制化されて居ないのは、復數選舉權即ち、子供三人以上を有するものに二票以上の選舉權を與へよとの主張である。本案が未だ採用されざる理由の経過は知らないが、その他の點に於て殆んど凡て本書の著者の提案が採用せられて居る事は本書の著者が人口問題に關して有力なる發言權を有するものなることを示すと共に、

フランスがこの問題について眞剣なることを示すものである。(北岡壽逸)

日滿農政研究會發行

「日滿農政研究會報告」

日滿農政研究會の日本部會に於て「日滿を通ずる日本内地人農業人口保持に關する研究」の専門委員會の中間報告として昭和十五年七月發表された假印刷の資料であるが、重要問題の示唆、研究に富むものとして人口問題關係の部分のみを紹介する。

第一輯 最近に於ける人口移動の性格と農業

—工業と農業との聯繫—

本書の目的とする所は最近に於ける産業構造の再編成の問題と關聯させて工業と農業との間に行はれてゐる人口移動の性格を説明して日本農業の動向を判斷する資料たらしめようとするにあり、從來諸家による既發表の研究を一應まとめたものである。

云ふまでもなく滿洲事變前後を通じて我が國の産業構造の變化が輕工業中心から重工業中心へ移動してきたのであるが、その間農業構造への必然的な影響を見逃す譯には行かない。

それについては工業労働力の質的變化をみなければならぬが、第一に

從來の女子労力中心から男子労力中心への移行、第二に一時的な工業労働者より永久的な労働力への移行即ち男子も女子も一時的出稼労働者性質の脫離、第三に高次年齢層の増大、第四に有配偶者の增加に伴うて農村より獨立、労働力の自立性への發展、第五に教育程度の向上等が擧げられてゐる。

かかる變化が労働力再生産の性格を規定してゐる。即ち男子、女子の工業労働力と農家經濟との聯繫については第一に農業から專業的賃労働者世帯への轉化は重工業部門に於て、農家經濟との何等かの聯繫は輕工業部門に於て行はれてゐると考へられる。

この點に關しては野尻重雄氏「最近の農村労働力の分析と移動労働との再生産過程の検討」(社會政策時報一三五號所載)京都帝國大學農學部「大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に關する調査」等を例示してゐる。

以上の如き事情の下で重工業部門の労働力を農家經濟の負擔に於て再生産することが漸次困難化するのは當然であり、更に工業部門の全負擔に於て適格労働力を再生産することが有利となるであらうといふ。

然らば農業から礦工業への労力移動數は幾何であるかといふに今は事變以來の數字を詳にし得る根據がないが農林省、厚生省職業部等の昭和十三年中期までの數を三四萬乃至四〇萬としてゐる。

その一例として東京府學務部職業課編「立川を中心とする労働事情調査第一部」による調査總數三、一一四人について前職調の結果三七%の移動がみられ、この割合にて昭和十三年度の礦工業労働者の增加數より算出すれば、大凡農業よりの移動數三〇萬となり前述の數と大體一致する。

これらの移動が生ずる農家層については、一般的調査がなく前掲野尻氏論文を引用し、又移動の年齢層については野尻氏「農村労働の都市流出年

唯一點本書の著者の主張にして、家族法典に法制化されて居ないのは、復數選舉權即ち、子供三人以上を有するものに二票以上の選舉權を與へよとの主張である。本案が未だ採用されざる理由の経過は知らないが、その他の點に於て殆んど凡て本書の著者の提案が採用せられて居る事は本書の著者が人口問題に關して有力なる發言權を有するものなることを示すと共に、

フランスがこの問題について眞剣なることを示すものである。(北岡壽逸)

日滿農政研究會發行

「日滿農政研究會報告」

日滿農政研究會の日本部會に於て「日滿を通ずる日本内地人農業人口保持に關する研究」の専門委員會の中間報告として昭和十五年七月發表された假印刷の資料であるが、重要問題の示唆、研究に富むものとして人口問題關係の部分のみを紹介する。

第一輯 最近に於ける人口移動の性格と農業

—工業と農業との聯繫—

本書の目的とする所は最近に於ける産業構造の再編成の問題と關聯させて工業と農業との間に行はれてゐる人口移動の性格を説明して日本農業の動向を判斷する資料たらしめようとするにあり、從來諸家による既發表の研究を一應まとめたものである。

云ふまでもなく滿洲事變前後を通じて我が國の産業構造の變化が輕工業中心から重工業中心へ移動してきたのであるが、その間農業構造への必然的な影響を見逃す譯には行かない。

それについては工業労働力の質的變化をみなければならぬが、第一に

從來の女子労力中心から男子労力中心への移行、第二に一時的な工業労働者より永久的な労働力への移行即ち男子も女子も一時的出稼労働者性質の脫離、第三に高次年齢層の増大、第四に有配偶者の增加に伴うて農村より獨立、労働力の自立性への發展、第五に教育程度の向上等が擧げられてゐる。

かかる變化が労働力再生産の性格を規定してゐる。即ち男子、女子の工業労働力と農家經濟との聯繫については第一に農業から專業的賃労働者世帯への轉化は重工業部門に於て、農家經濟との何等かの聯繫は輕工業部門に於て行はれてゐると考へられる。

この點に關しては野尻重雄氏「最近の農村労働力の分析と移動労働との再生産過程の検討」(社會政策時報一三五號所載)京都帝國大學農學部「大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に關する調査」等を例示してゐる。

以上の如き事情の下で重工業部門の労働力を農家經濟の負擔に於て再生産することが漸次困難化するのは當然であり、更に工業部門の全負擔に於て適格労働力を再生産することが有利となるであらうといふ。

然らば農業から礦工業への労力移動數は幾何であるかといふに今は事變以來の數字を詳にし得る根據がないが農林省、厚生省職業部等の昭和十三年中期までの數を三四萬乃至四〇萬としてゐる。

その一例として東京府學務部職業課編「立川を中心とする労働事情調査第一部」による調査總數三、一一四人について前職調の結果三七%の移動がみられ、この割合にて昭和十三年度の礦工業労働者の增加數より算出すれば、大凡農業よりの移動數三〇萬となり前述の數と大體一致する。

これらの移動が生ずる農家層については、一般的調査がなく前掲野尻氏論文を引用し、又移動の年齢層については野尻氏「農村労働の都市流出年

「齢層と男女流出年齢構成の特徴」(農業經濟研究第一五一號)を引用して、一般には下層農家に於てより多くの勞働力を送出してゐること、山村では中上層農家に於てより多量であること、又重工業部門の急激なる擴張のため未成年工が大量に勤員されることをのべてゐる。

農業勞働力をかく多量に吸收する重工業の發展が鈍化する時が來れば農業への影響も亦鈍るであらうと考へられるが、現在生産力擴充計畫の進行中にも不拘農村からの勞力移動が最近顯著に鈍化してゐる原因をここに反省しなければならぬといふのである。一は現在要求されてゐる工業部門の編成が農村からの勞働者を定着せしむるだけの條件を備へないこと、又非常に多くの勞働力が農村の貧農層から吸收されたために雇傭勞働の源泉が枯渇してきたので、農業の經營が自家勞働を中心とする傾向に變りつゝあること等が理由とされる。

更に工業勞働力の質的變化はその反作用として農業勞働力の質的變化を招き、老人及婦人の比重が増してゐることに注意しなければならない。

補遺に重工業地帶一農村に於ける職工農家の農業經營、所得階級等の分析を例示してゐるが前述の如き影響の過程を見る資料とはならない。

第一輯は調査研究への試論として執筆されたものと解していいであらう。

第三輯 農業人口の再生産過程

「日滿を通ずる相當數内地農業人口保持の必要性に關する研究」といふ問題が與へられたときに、「相當數の農業人口の保持が何故に必要とされるか」を一應考慮しなければならない。それは如何なる條件の下に於て、即ち現在の日本の農業生産を全面的に支持する立場に於てか、或は又農業に

於てどの程度の生産手段に對する改革が考へられての上か、營農上の諸條件に對する反省を行つた上でなければ簡単に解答を與へ得るものでないことは云ふまでもない。

併し本稿に於ては前述の與へられた命題に直ちに結論を與へようとしてゐるのではなく、そのためには寧ろ農業人口の現實の様相を把握するをもつて先決要件として、東北地方の農村、青森縣上北郡甲地村の實地調査を施行して「人口の再生産過程」について論述しようとしたものである。併し全村の調査整理が完成しないので一部落一〇七戸の分が中間報告としてここに輯錄されてゐる。勿論我々は執筆者自ら云ふ如く大量的な觀察を必要とするこの種類の調査としては不完全であると云ふことは認めて、又これをもつて直ちに農業人口全體の問題にまで直ちに發展せしめるることはできぬにしてもその一半を窺知できるものとして東北型農村のこの方面的研究にとつて貴重なる資料とするに吝かではない。

最初に「人口問題の日本的特質」を我が國農業の全構成の裡に見出さるべきものであるとなし、それは明治以降の產業發展の歴史と即應して考察し得るものであつて、特に農村に於ては舊社會秩序と舊生產條件の桎梏とが「急速な人口自然増加とその滯留、從つて過剩人口を結果し、これ強靱な家族制度を通じて反復再生産せられたが、他方において農民の貧困を通じて死亡率特に乳兒死亡率の低減を鈍らせると共に勞働力の質的水準の向上を阻害した」と考へ、「過剩人口の一契機たる高率な自然増加率は農村に残された舊い社會秩序に、他の契機たる過剩勞働力は工業發展の性格、規模に由來するものであり、ともに產業構成の日本的特質に歸せらるべきもの」と云ふことは認めて、事變によつて發生した勞力不足の現象を「鑛工業及農業の生產機構そのものの性格及勞働力の低劣な水準に由來するも

のであり、ともに轉回せざる産業構成の日本の特質に歸せらるべきもの」とするには直ちに首肯しがたい所がある。

併し本報告が日本の人口問題の核心を人口の再生產過程にあり、及ぼす特徴付けを農業人口にありとする意圖については誰しも異存はない。

次に「農村の社會秩序と人口現象」を前述の調査村甲地村の調査結果によつて説明し社會秩序及低い農業生産力と高い人口自然増加との相關關係を求める所である。

農業生産力の高さと人口の自然増加率との關係を府縣別に觀察する所である。

- (1) 玄米反當收量と人口自然増加率とは逆相関をもつ、
- (2) 勞働力一日當玄米收量と人口自然増加率との間には逆相関がある、
- (3) 右の關係は生産手段の高さを示す一指標としての原動機普及數と人口自然増加率との相關關係に於ても同様の結果を示す、

といふことが云へる。即ち生産力を低下せしめる社會經濟的要因が人口の自然増加を高からしめるといふ關係を比較的標準的な型として調査村に於て把握しようとする試みである。

昭和十四年末の現住人口八、九八七人、一、二〇六世帯に對して大正九年十月一日現在人口五、八四〇人、七八二世帯であり三、一四七人、四二四世帯の激増を示してゐるのは、村内分家の大部分と僅の農業外人口の流入のためである。婚姻率、離婚率、死産率は國勢調査年次に於て何れも全國平均より高く、出生率は昭和五年五五・六八、昭和十年五一・八七死亡率は昭和五年一四・九八、昭和十年一七・七七のため、自然増加率は兩年度夫々三〇・六〇及三三・九〇となり、昭和十四年に於ては三四・二一七となり、自然増

加率の減退はみられない。かかる人口現象上の諸特徴は生産性の高い近畿型農村とそれの低い東北型農村との差に見られる所である。

農業世帯が絶對多數を占め、商業其の他總戸數の約二割はそれに吸著してゐるのであるが、一戸當り二町五反歩の耕地も土地の生産性の低位と週期的の凶作のため空間的の擴がりが大きいといふに過ぎない。尙土地所有の關係、小作料(徭役勞働の夫役小作料、刈分小作料等の風も殘行している)等の一聯の土地關係が勞働の生産力を停滞的ならしめ、農業生産をして自然の支配力に對して無防備のものとなしてゐるといふ。

農家の家計補助のため季節的出稼が顯著に行はれ、而もそれは男子の工場勞働者としての出稼及女子の出稼が皆無であつて、漁業、林業等の季節的なものが多く、年により著しい變動のあること等を指摘してゐる。

かくの如き甲地部落について農業生産の諸條件と人口動態が次に扱はれてゐる。總戸數一〇七戸七五五人耕地面積一七五町歩餘山林二三八町歩餘を有する部落の經營規模別農家の種類を分析して特に中層農層の多いことを示してゐる。農業生産上の諸條件の中耕作面積一町九反九畝餘、定額小作の外刈分小作、名子制の賦役等の地代型態もみられ、舊い傳統的な身分的從層關係が他の部面にまで支配力を及してゐることが考へられる。この事情が農業生産力の低位を招き、農具農耕技術の如き生産手段に對しても影響してゐるといふのである。

人口動態については經營規模別農家を夫々分類し、昭和五年以降昭和十四年までの狀況を示してゐるが、その中家族員數は一戸當七・一人、有配偶者數も一戸當り二・二人で經營耕地の大なるにつれて家族構成の複雜性を想像せしめる。

又出生、死亡も昭和十四年は過去十年間に比して比較的減少した年であ

るにも拘らず出生三六・八、死亡一一・九、自然増二五の可成り高率であるが、これが共に下層の階級に於て顯著であるのは世帯構成が單純で夫婦を中心とする小家族を主とする爲である。一戸當りの出生、自然増加は中農層以上に於て壓倒的であり、これは世帯構成の複雜性を反映して、この階級が人口増殖の中心をなすものと結んでゐる。

以上の如き生産の基本的條件の上の社會關係としての家族制度が存在して人口現象と結付いてゐるのである。

その第一を早婚の事實にありとし、婚姻年齢の若いこと、同一母胎より出生する産兒數の多いこと等が出生率を高からしむる原因として擧げられるも、こゝでは婚姻年齢と産兒數との關係を調べてその結果妻の婚姻年齢の上昇につれて平均出生兒數減少の傾向にありとしてゐるが、何分にもその統計數の僅少のため結論を急ぐことは不可能である。併し高い出生率の直接の原因を早婚に基く多産に歸することは無理ではない。

その第二を強靱なる家父長的家族制にありとし、かかる制度の存續は農家自身の生産諸條件に求められ、その解體を促進する條件が發達せず、家族の内部に於ても幼稚な農耕技術、生産手段に對する家長と家族員との從層關係を強め、一家族内に比較的多數の労働力を保有する必要を生ずる。これが東北的な定雇（借り子）の型態をとり次三男は相當の年齢まで長期間同居の上労働力を供給して分家（カマドワケ）の形をとつてゐる。

その第三は労働力補充手段としての婚姻であり、早婚は家族労力補充の意味に於て活用され、早婚の傾向が多く労働力を必要とする農家に於て即ち中農層以上に於てより顯著であることに注意しなければならない。更に労働力として要求されてゐる結果婚姻に於ける夫婦の年齢差は接近し、

姫養子の場合は逆にその差が高い。

要之かかる家父長的家族制の下に早婚が必要とされ人口の自然増加をなさしめる直接の原因となつてゐるのである。

家族制度は、この地方に於ける生産關係從つて労働生産力を低位ならしめる諸條件を地盤とする社會關係であり、その結果農業經營の停滞性となり多くの家庭労働力を維持する必要を生じ、一般的な形としての早婚は多産を結果して消費生活面の家父長の負擔を增大するので前述の現象が變形すべきにもかゝはらず尙殘存してゐるについては、この制度の存立を可能ならしめる條件が考へられねばならぬ。

かくて實地調査の一應の結論を要約すれば次の如くである。

農業人口の自然的増加は歴史的段階としての社會秩序を體現するものであること、それは家族制度を通じて現はれ、而も人口の再生産がかかる秩序の下に行はれる限り労働力の質的水準が低劣となると。

即ち本村に於けるピラミッド型の人口構成の底邊が長い人口は「健全なる人口」を誇示するに足るとしても、問題は「健全なる人口」の基底たる健全ならざる社會秩序と質的內容をなす低劣なる労働力とにあつて、人口の危機は人口増加の減退をいみするものとは異つた形に於て提出されてゐる。

以上第三輯の大要の結論として強調する調査村の人口の質的水準の低劣性はこれだけで論斷するのは困難ではなからうかと疑問を挿むに止めて置く。

本輯は人口論に關する理論的解明に當つて實證的研究過程を經なければ

ならぬとする意圖の下に、實證的研究の方向を指示し今後の研究に對する覺書きを記してゐる程度のものであるが、個々の提示された問題に就ては我々の興味をそゝるもののが少くない。

第五輯 開拓政策に關する研究

—満洲開拓民の送出状況に關する調査及 開拓政策に關する若干の考察—

滿洲開拓民の送出が現實の事態の下に於ては容易ならざる困難に逢著してゐるのは事實である。にも拘はらず國家的要挙として絶對に忽せに出來ない政策の一として強行されてゐる。多くの障害を覺悟し不屈の努力を續けつゝ内地にあるものも満洲に住むものも共に彼自らの生活の再建と民族的使命の達成とに精進してゐる。自己にとつても將來國家にとつても新なる生活の出發であるといふ所にこの事業の複雜性があり困難が伴ふのである。従つて實施以來四年、素より所期の成績ありとは云ひ得ないにしても、從來の開拓民送出の實績とその效果については多くの關心を拂はざるを得ない。

報告第五輯に於て、分村計畫村の移住農家送出の必然性とその影響を特に土地所有の關係から考察しようとしたもので、これに關聯して開拓民の性質にも言及してゐる。

調査對象となつた村は長野縣下富士見、川路、泰阜、讀書の四箇村であるが、こゝで發表してゐるのは前二箇村である。開拓民送出前の生活の地盤たる母村の狀況は兩村とも、村内の部落によつて相違はあるが、出稼、日傭、山稼、兼業農家等の浮動的な層が多いといふことに注意してゐる。富士見に於て計畫戸數三〇〇中七九戸、川路に

於ては一〇〇戸中六四戸の送出である。これらの開拓民の村内に於ける生活動度を推察するものとして耕地所有の狀況をみると、無所有乃至零細農が大部分を占め、浮動性に富む農村下層者に主流があるといへる。併し富士見の自作、自小作小作が大體均等に送出されたのに對して、川越は小作自小作、自作の順序によつてゐるのは前者に於ては職業の分化が促進され商工業の比率が高く、工地所有分化の形が異つてゐるためであらうといふ。

分村移住計畫當事者の語る所を聞けば、異口同音に中堅人物の必要を強調する。行くものも、止まるものも優秀なる中心人物の存在如何は計畫進捗の度合に決定的な影響を與へるのであつて兩村の場合も中堅層を中心連帶的送出型態をとつてゐる。その上日本の農村の社會構成が示す一族、一黨、まきの如き同族團、又は永い生活の傳統の中に育まれた地縁的な共同體の存在やその中核を度外視することは出來ない。この點についてには同じく長野縣下伊那郡の分村調查の報告早川孝太郎氏「分村運動と弱小農家」（農業と經濟第七卷第六號）にも指摘してある。と同時に、移住者の家族的地位とそれによる家族構成の變化も當然考慮されねばならぬが、こゝでは問題とされてゐないのは遺憾である。

更に送出後の土地處分は殘留農家の適正規模を創設するものとして農業再編成の問題と關聯して多大の意義を有する。兩村共豫定計畫數と可成りの開きがあるため現在處理すべき耕地面積富士見村の田三町四反餘、畑七町六反餘、川路村の田三町餘、畑六町二反餘ではその影響を確定するまでに至らないが、部落毎に特殊事情によつて夫々異つてゐる。將來送出する農家の耕地處分の方法は半農半日傭を專業農家たらしめること、耕地の交換分合、共同收益地の設置、勞力調整の意味をもつて山間の桑園は山林に

還元すること等が考へられてゐる。これらはすべて村内各部落の特殊性を通じて行はれるべきものであるといふ意見は傾聽に値する。

次に開拓政策に關する若干の考察をしてゐる。適正規模農家算定の結果過剩農家として全國約三分の一が算出されてゐるが、開拓民送出の状況は土地と人口の關係をそのまま機械的に反映してをらず、過剩農家の多い府縣が必ずしも送出順位が上位となつてゐないといふ。

又開拓民は前記二箇村と同様に比較的流動性に富む階層に於て多いといふものの大工業地帶を有する府縣にては浮動層の極く少數のものが分散的に開拓民となり、多くは労働力として都市に吸收されて居り、工業地帶を遠ざかる東北及山間村が主流となつてゐる。この差異を地域的のみでなく年齢及教育程度より發見しようとして兩者を比較すると、工場労働者は年齢若きものを要求してゐるに反し、開拓民は老若男女一家一村を擧げて移住に適するといふこと、及開拓民の教育程度は特殊な種類のものを除き工場労働者より高度であり、高等小學卒業生についてみれば前者が五五・六%に對して後者は三四・四%であるといふこと、併し乍ら開拓民は當初に於てはかかる質的高度のものであつても多く年齢の進むにつれて下向線を辿り、工場労働力の質的上昇が要求されば、される程開拓民の質的低下が促進されるのではないかといふこと等が考へられてゐる。

第九輯 朝鮮農村の人口排出機構

朝鮮農村の人口現象が現在内地の人口問題と關聯して有する意味は可成り重要であり、特に内地移動の急激に昂揚されつゝある今は、移民の給源地たる朝鮮農村の人口排出の事情に關する資料が殆ど見られないのは残念である。

曩に「朝鮮の農村衛生」が朝鮮農村衛生調査會より刊行されて、本輯の調査村となつてゐる慶尙南道蔚山郡蔚山邑達里に就て報告されてゐることは「人口問題研究第一號」に紹介した。本輯も昭和十年十月の調査を中心に入口排出に關する資料をまとめたものである。

昭和十年國勢調査當時の人口六三七人、戸數一三一戸あり排出世帯五一戸で内地行が過半數を占めてゐる。併し内地渡航初期には歸鮮するものも多かつたが、最近内地の勞務動員計畫に伴つて渡航が急増してゐる。

これら移住者の世帯上の地位は夫又は長男が極めて多く、早晚その家族を招致すべき身分にあるため、内地移住の定着性の傾向が可成り強くなりつゝあるのは蓋し當然であらう。勿論歸鮮者もあり又、郷里へ送金するのも少くないが内地渡航初期の如き出稼的性質が減少してゐることは、この報告にもみられる。従つて排出人口の出身農家の村内階級が下層の世帯主に於て絶對多數を占め、上層に従つて少く二、三男にしても内地分家の形をとるもののが殆ど大部分を占めてゐるのはこの間の事情を裏書きするものであらう。

鮮内移住者も内地渡航者も出身農家の階級によつてその出先の職業に相異のあるのは注目すべきであり、下層程土木労働的な日傭業が多く、技術的な職業は中層以上に於て多くなつてゐる。そのうち内地移住者の七〇%は生産年齢層に屬し、教育程度も殘留民より稍、高次のものであつて、質的に優秀と思はれるものの内地移住の増加はこの報告の云ふ通り現在の如き農村の社會關係の下に於ては止むを得ざることである。

人口排出の影響として考慮しなければならぬのは家族構成の變化及家族制度の崩壊への傾向である。家族構成員の變化及相續者たる長男の移出による祖先祭祀の繼承といふ家族制度の維持には必ずしも望ましいことでは

なじがこゝでは別問題である。

これらの移住者による殘留家族の經濟的援助も内地雇傭の條件如何によつて最近増加してゐるといふ。

確かに内地産業の魅惑的な吸引力は極めて強く、鮮内農家の經濟は彼等の郷土に執著を持たしめぬ事情に立至つてゐるとすれば、今後尙かかる傾向の促進されるのは必然である。

事變遂行中に於ける半島人の内地渡航は益々激増の途をたどると豫想される今日かかる調査研究が尙組織的に實施される要あるは論を俟たぬ所であるが、同時に又、人口排出によつて蒙る朝鮮農村の將來性についても當然考慮される問題が残されてゐる。この方面的研究も亦果されねばならぬと観る。(北山正邦)

フォン・ウンガルン＝ショテルンベル

ヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

Der Stand der Forschung über die Ursachen des Geburtenrückgangs, von Roderich von Ungarn = Sternberg, Schnellers Jahrbuch, 64 Jahrgang 3 Heft 1940

最近の「ショモラ一年鑑」に、フォン・ウンガルン＝ショテルンベルヒ v. Ungarn = Sternberg は出生減退の原因に就ての研究を發表してゐる。彼はナウムガルン＝ショテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

チス・ドイツの有する有能な人口理論家の一人であり、一九三七年巴里國際人口會議に於ても、出生減退の原因に就ての報告を試みてゐる。だいたい、今世紀に入つて以來、出生減退の顯著な傾向に直面して、これが原因に就ての研究は、人口理論の中心をなすに到つたのであるが、獨逸に於ては、主として、これが原因を心理的に追求しやうとする傾向が著しくやうである。ブレンタノ、モムブルトの名前で呼ばれる福利説 Wohlstandstheorie も、ヴァルフによつて主張された理性説 Rationalisierungstheorie も、相互に對立した見解を包含するものの、究極に於て、出生減退の原因を、生活をより合理化せんとする合理的思惟から生ずる出生制限の中に求めやうとする點に於ては一致してゐる。ナチス・ドイツの時代に入つてから、この如き合理化への欲望は、腐敗したワイマール體制下の民主主義獨逸に必然的に結びつく自由主義的、個人主義的世界觀に聯繫せしめて理解され、國家社會主義的、全體主義的世界觀による置換によつて、出生減退を撲滅することが、國家的規模に於て企てられてゐる。出生減退の原因となれる合理的思惟を、個人主義的、民主主義的世界觀の一契機として、より社會的に——とはゞ政治的に理解しやうと試みるのである。ショテルンベルヒは夙に、この如き所謂人口問題に關する世界觀説 Weltanschauungstheorie の代表者として知られてゐるのであるが、彼は本論文に於てはこの如き世界觀の歴史的把握を試みてゐる。即ち、經濟史的、文化史的流れの中に於て、この如き世界觀の形成過程を理解しやうとするのである。彼にしたがふならば「出生減退の原因の理解は、文化史的なる分析をまつてはじめて獲得される」のであつて、世界觀説の代表者と看做されるブルグドュルファーの所説も、此の如き歴史的認識を缺くが故に、出生減退の原因の理解の爲には充分でないものであるのである。

なじがこゝでは別問題である。

これらの移住者による殘留家族の經濟的援助も内地雇傭の條件如何によつて最近増加してゐるといふ。

確かに内地産業の魅惑的な吸引力は極めて強く、鮮内農家の經濟は彼等の郷土に執著を持たしめぬ事情に立至つてゐるとすれば、今後尙かかる傾向の促進されるのは必然である。

事變遂行中に於ける半島人の内地渡航は益々激増の途をたどると豫想される今日かかる調査研究が尙組織的に實施される要あるは論を俟たぬ所であるが、同時に又、人口排出によつて蒙る朝鮮農村の將來性についても當然考慮される問題が残されてゐる。この方面的研究も亦果されねばならぬと観る。(北山正邦)

フォン・ウンガルン＝ショテルンベル

ヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

Der Stand der Forschung über die Ursachen des Geburtenrückgangs, von Roderich von Ungarn = Sternberg, Schnellers Jahrbuch, 64 Jahrgang 3 Heft 1940

最近の「ショモラ一年鑑」に、フォン・ウンガルン＝ショテルンベルヒ v. Ungarn = Sternberg は出生減退の原因に就ての研究を發表してゐる。彼はナウムガルン＝ショテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

チス・ドイツの有する有能な人口理論家の一人であり、一九三七年巴里國際人口會議に於ても、出生減退の原因に就ての報告を試みてゐる。だいたい、今世紀に入つて以來、出生減退の顯著な傾向に直面して、これが原因に就ての研究は、人口理論の中心をなすに到つたのであるが、獨逸に於ては、主として、これが原因を心理的に追求しやうとする傾向が著しくやうである。ブレンタノ、モムブルトの名前で呼ばれる福利説 Wohlstandstheorie も、ヴァルフによつて主張された理性説 Rationalisierungstheorie も、相互に對立した見解を包含するものの、究極に於て、出生減退の原因を、生活をより合理化せんとする合理的思惟から生ずる出生制限の中に求めやうとする點に於ては一致してゐる。ナチス・ドイツの時代に入つてから、この如き合理化への欲望は、腐敗したワイマール體制下の民主主義獨逸に必然的に結びつく自由主義的、個人主義的世界觀に聯繫せしめて理解され、國家社會主義的、全體主義的世界觀による置換によつて、出生減退を撲滅することが、國家的規模に於て企てられてゐる。出生減退の原因となれる合理的思惟を、個人主義的、民主主義的世界觀の一契機として、より社會的に——とはゞ政治的に理解しやうと試みるのである。ショテルンベルヒは夙に、この如き所謂人口問題に關する世界觀説 Weltanschauungstheorie の代表者として知られてゐるのであるが、彼は本論文に於てはこの如き世界觀の歴史的把握を試みてゐる。即ち、經濟史的、文化史的流れの中に於て、この如き世界觀の形成過程を理解しやうとするのである。彼にしたがふならば「出生減退の原因の理解は、文化史的なる分析をまつてはじめて獲得される」のであつて、世界觀説の代表者と看做されるブルグドュルファーの所説も、此の如き歴史的認識を缺くが故に、出生減退の原因の理解の爲には充分でないものであるのである。

シユテルンベルヒは、出生減退現象の原因を次のやうに説明する。「出

生減退は、西歐文化圏の人民が、社會的向上と、その經濟狀態の無制限の改善への努力 Das Streben nach sozialem Aufstieg und nach schrankenloser Besserung ihrer wirtschaftlichen Lage の結果 Gesinnung に支配されたことに原因する。このやうな奮闘努力の精神 Streberische Gesinnung は、精神的情緒的價値を過少評價し、その行動を悟性的計算的考慮によつて決定せしめるに至つた。従つて、子供の數は、合理的原則に従つて決定される。」それでは、このやうな精神は如何なる條件のうちに形成され來つたのであるか。彼は、このやうな精神の史的形成的過程を全面的に、合理的に理解するためには、以下の諸點が考慮されねばならないといふ。即ち

一、宗教的竝びに傳統的拘束の崩壊
二、一般化された物質主義への傾向
三、社會的に向上せんとする欲望の普及
四、前資本主義時代の靜態的關係に對して、資本主義の發展に伴ふ一般的動態的關係の發展
五、合理的精神の普及

シユテルンベルヒは、出生減退現象の原因を次のやうに説明する。「出生減退は、西歐文化圏の人民が、社會的向上と、その經濟狀態の無制限の改善への努力 Das Streben nach sozialem Aufstieg und nach schrankenloser Besserung ihrer wirtschaftlichen Lage の結果 Gesinnung に支配されたことに原因する。このやうな奮闘努力の精神 Streberische Gesinnung は、精神的情緒的價値を過少評價し、その行動を悟性的計算的考慮によつて決定せしめるに至つた。従つて、子供の數は、合理的原則に従つて決定される。」それでは、このやうな精神は如何なる條件のうちに形成され來つたのであるか。彼は、このやうな精神の史的形成的過程を全面的に、合理的に理解するためには、以下の諸點が考慮されねばならないといふ。即ち

シユテルンベルヒは、出生減退の原因に就ての諸家の提説を何れも満足を與へる解答を與へるものでないとして、唯一つの例外として、デュモンとヴォルフとをあげたが、夫等に對しても、歴史的認識の缺如といふ點から批判が保留されてあるのである。

デュモンは周知の如くに、社會的毛細管現象論を唱へ、「民主主義的社會秩序の中に於ける、一般的な社會的に向上しようとする欲望」を以て出生減退の根本原因であるとした。併し、シユテルンベルヒに従ふなら、彼は民主主義的社會秩序に餘りに大きい重要性を與へ、近代的世界觀を成立せしめた、「より廣汎な經濟史的、文化史的諸條件に就ては彼にあつて殆んど語られてゐない。民主主義的社會制度自體も、このやうな文化史的、經濟史的諸條件の中に定位せしめて理解されねばならないのである。

ヴォルフに對しても、同じ立場から批判される。即ち、ヴォルフによるならば、出生減退の現象は、「根本的に新たなるものであり、たゞ時代の全體的精神から、文化發展の一構成部分として、文化變動 Kulturwandel としてのみ理解される」「產兒制限を導いた文化變動とは、批判的悟性による傳統的なるものの驅逐、人間生活の知性化、合理化である」。併し、その謂ふところの文化變動、生活の知性化、合理化は、その限りに於ては正しいのであるが、それはより合理的に理解するためには、いま一度、その歴史的形成過程のうちに於て採り上げられ、文化史的、經濟史的流れのうちに於て理解されねばならないのである。

このやうに、歴史的認識の重要性を強調するところに於て、シユテルンベルヒの所説は、最もよく、獨逸的、歴史學派的本質を露呈するものとも考へられるであらう。そして又彼は自家の所説を展開するに際して、屢々ゾムバート、ウエーバーを援用してゐるのである。以下、彼の所説を簡単

に紹介する。

II

シユテルンベルヒは、封建制の解體と、資本主義制の成立發展、この經濟的發展過程の意識過程への反映としての、政治、宗教、道德、科學、等觀念形態に於ける諸々の變革が、近代的世界觀を形成せしめたといひ得るのであるが、シユテルンベルヒは、その史觀に依つて、此等の諸要因の中に、一義的な

規定要因を認めないのである。最後に、

六、西歐の經濟的發展の世界的擴大の停止或は部分的後退

があげられてゐる。これは、第一次世界戰爭後、世界經濟が入り込んだ一般的危機の段階の意識過程への反映として理解さるべきものであらう。シユテルンベルヒは、これを次のやうに説明してゐる。「更に、大戰後、家族數を少くしやうとする意志は、世界の非ヨーロッパ化と、西歐の世界政治支配の後退が、西歐人民の間に、自己の生活領域が縮少されたといふ感情を起させ、兩親をして、その子供に彼等の適當と考へる生活程度を保證する可能性を見失はしめたことによつて、より強化された。この困難は、その逃路を、出生制限に、即ち子供の數を現存する生活領域に適應せしめることによつて、この生活領域の縮少を克服しようとする試に導いた」。

以下、シユテルンベルヒに従つて、經濟史的、文化史的流れのうちに、近代的世界觀の形成過程をあとづけるならば、次の如くなるであらう。
中世。カトリック教會とスコラ哲學の普遍的權威。神祕主義。ヒュアルキー的社會組織。同業組合的拘束。自給經濟。凡ての領域に靜態的關係が支配する。このやうな社會關係を反映するものとして、性愛に關する歪められた、懷疑的な觀念の支配。舊約の「子供は神の祝福である」、「生めよ殖えよ地に充てよ」に従つたナイーフな生殖。このことは、併しながら、農民のヴァルガーナ感性への耽溺を排除するものではない。人口は徐々に、高い死亡率にも不拘増加した。

十六世紀。多數の國のプロテスタンント化に伴ふ合理的人生觀の萌芽的形形成。このことは既にスコラ哲學内部(Thomismus)に認められる。

近代的科學的思惟の發展(コペルニカス、ブルノ、ガリライ)。普遍的力

トリック世界像の褪色。近代民族國家の形成。併し尙ほこの時期は、社會生活一般は強い宗教的影響の下に立つてゐたので、性生活の領域には強い影響が認められなかつた。凡ての人爲的避妊と墮胎は有罪であつた。人口増加は、流行病と、高い死亡率、殊に小兒死亡率、戰争によつて阻止された。

十七世紀。Arbeitsethos が形成されはじめる。カルビニズム、ピューリタニズム及び急速に普及した市民精神の影響下にある「新れ而して働く」(orare et laborare) の思想。計算と交換價値にもとづく經濟の發展。經濟的利潤獲得の解放。經濟によつて富と名聲に到達しようとする努力の解放。合理主義とKlugheitsmoral とが、十七世紀の終りには性關係の中に入り込んだ。避妊の手段は宮廷に普及した。併しカルビニズムとピエティシズムは、このロココ的生活態度に強く對立し、同時にそれは又、オランダ、フランドル派繪畫(ブリューゲル)に見るやうな農民のナイーフな快樂主義とも對立する。一般に、性的節制と戰爭と惡疫とが、人口増加を阻止し、三十年戰争は特にドイツ人口を激減せしめた。

十八世紀。前世紀の精神的動向が更に發展する。ロココ趣味はベルサイユを中心としてヨーロッパ宮廷に性的放恣の風習を撒き散らした。その快樂主義 ars amandi の觀念は避妊と墮胎の獎勵となつた。大陸の此の傾向に、スコットランド、イングランド、北アメリカのピューリタニズム的嚴肅主義が強く對立する。新興ブルジョアの道徳を規律したのは此のピューリタニズムである。シユテルンベルヒは、こゝで、ブルジョア的人間タイプとして、ベンジアミン・フランクリンをあげてゐる、彼は、その自傳の中で、自ら身につけようと努力した十三の德目を數へてゐる。曰く。攝生、沈默、規律、決斷、節約、勤勉、誠實、正義、中庸、清潔、平靜、謙讓。

純潔に就ては次の如くに語られる。「性交を少くすること。それは、たゞ健康と子供を捨へることの爲にのみなされるべしである。云々」。このやうな観念は、その生殖への肯定的態度にも不拘、出生數によき影響を與へなかつた。一般に十八世紀は、併しながら、殊にその後半に於ける避妊方法の普及にも不拘、人口増加の傾向を示した。

十九世紀。一時的なロマンティックの反動にも不拘、啓蒙、理性崇拜、無限進歩と自由への信仰の影響下にたつ。人生觀の世俗化と合理化が進行した。技術化と機械化に従つて、感情生活と直觀が拒否された。宗教的なるものは拒けられ、ニヒリズム、物質主義、出世主義にとつて代られた。

Preventivverkehr が世紀の末葉には一般的習慣として都市プロレタリアの廣汎な層に侵透した。出産へのストライキ Gebärstreik, greve du ventre が、マルクシスト、サンジカリストによつて階級闘争の一手段として叫ばれた。所謂産兒制限は、自明なるもの、責任を自覺した兩親への命令と考へられるに至つた。一般的生活様式は、物質的となり平板なるものとなり、それが、性關係につよく影響して、出生減退に大きい影響をもつ近代的精神性的ミリュードが形成されるに至つたのである。

極めて大難把に纏めれば、シュテルンベルヒの説くところは以上の如くである。(雪山慶正)

クローゼ稿「和蘭に於ける出産減退」

“Der Geburtenrückgang in den Niederlanden”

Von Hermann A. Kroese. (Valkenburg, Holland),

Allgemeines Statistisches Archiv 1940 H. 3.

今世紀以來の出産減退傾向が既に現人口維持の最後の一線を割つてゐる北・西・中歐諸國の中にはつて和蘭が唯一の例外國であることは白人文明諸國の出産減退を語る諸家の等しく特記するところであるが、併しこの國にも出産減退の大勢は蔽ひ難く、其の諸要因の究明は所謂再生產率の計算と共に同國統計局の近年特に研鑽を怠らざる所である。本論文は之ら資料の紹介を中心にして既往に遡り和蘭に於ける出産減退の真相を指摘しようとしたもので、特に新舊兩教派別出産力の興味ある比較に及んでゐる。

いま出生率について和蘭人口趨勢の概観を試みるに、前世紀末までの間

は多少の起伏こそあれ出産減退をいふ餘地はなく、之を獨逸の其れと比較してみると次の如くで不思議なほど其の歩調を合せてゐる。

和 蘭 獨 逸

一八四一—一五〇年平均

三三・一

三六・一

一八七六—八〇年平均

三六・四 (最高率)

三九・三 (最高率)

一八九一—一九〇〇年平均

三三・五

三六・一

然るに今世紀以來兩國とも漸減傾向を見せて、

和 蘭

三三・三

一九〇一—一〇年平均

三〇・五

三二・一

となつて居り、和蘭は一九〇八年には遂に三〇%の數値を割るに到つた。たゞ獨逸は之以後その出生率に激落歩調を開始したのに對して和蘭は三〇%を割つたまゝで再び落ちつきを見せてゐた。

一九一〇年 二八・六

一九二〇年 二八・六

從つて今世紀以降北・西・中歐諸國で年々その出生總數の減少せる中にあつて和蘭のみは出生總數に寧ろ増加の跡を示してをり、一九〇五—〇九年

純潔に就ては次の如くに語られる。「性交を少くすること。それは、たゞ健康と子供を捨へることの爲にのみなされるべしである。云々」。このやうな観念は、その生殖への肯定的態度にも不拘、出生數によき影響を與へなかつた。一般に十八世紀は、併しながら、殊にその後半に於ける避妊方法の普及にも不拘、人口増加の傾向を示した。

十九世紀。一時的なロマンティックの反動にも不拘、啓蒙、理性崇拜、無限進歩と自由への信仰の影響下にたつ。人生觀の世俗化と合理化が進行した。技術化と機械化に従つて、感情生活と直觀が拒否された。宗教的なるものは拒けられ、ニヒリズム、物質主義、出世主義にとつて代られた。

Preventivverkehr が世紀の末葉には一般的習慣として都市プロレタリアの廣汎な層に侵透した。出産へのストライキ Gebärstreik, greve du ventre が、マルクシスト、サンジカリストによつて階級闘争の一手段として叫ばれた。所謂産兒制限は、自明なるもの、責任を自覺した兩親への命令と考へられるに至つた。一般的生活様式は、物質的となり平板なるものとなり、それが、性關係につよく影響して、出生減退に大きい影響をもつ近代的精神性的ミリュードが形成されるに至つたのである。

極めて大難把に纏めれば、シュテルンベルヒの説くところは以上の如くである。(雪山慶正)

クローゼ稿「和蘭に於ける出産減退」

“Der Geburtenrückgang in den Niederlanden”

Von Hermann A. Kroese. (Valkenburg, Holland),

Allgemeines Statistisches Archiv 1940 H. 3.

今世紀以來の出産減退傾向が既に現人口維持の最後の一線を割つてゐる北・西・中歐諸國の中にはつて和蘭が唯一の例外國であることは白人文明諸國の出産減退を語る諸家の等しく特記するところであるが、併しこの國にも出産減退の大勢は蔽ひ難く、其の諸要因の究明は所謂再生產率の計算と共に同國統計局の近年特に研鑽を怠らざる所である。本論文は之ら資料の紹介を中心にして既往に遡り和蘭に於ける出産減退の真相を指摘しようとしたもので、特に新舊兩教派別出産力の興味ある比較に及んでゐる。

一

いま出生率について和蘭人口趨勢の概観を試みるに、前世紀末までの間は多少の起伏こそあれ出産減退をいふ餘地はなく、之を獨逸の其れと比較してみると次の如くで不思議なほど其の歩調を合せてゐる。

	和 蘭	獨 逸
一八四一—一五〇年平均	三三・一	三六・一
一八七六—八〇年平均	三六・四 (最高率)	三九・三 (最高率)
一八九一—一九〇〇年平均	三三・五	三六・一

然るに今世紀以來兩國とも漸減傾向を見せて、

	和 蘭	獨 逸
一九〇一—一〇年平均	三〇・五	三三・三
一九一〇年	二八・六	

となつて居り、和蘭は一九〇八年には遂に三〇%の數値を割るに到つた。たゞ獨逸は之以後その出生率に激落歩調を開始したのに對して和蘭は三〇%を割つたまゝで再び落ちつきを見せてゐた。

	和 蘭	獨 逸
一九一〇年	二八・六	
一九二〇年	二八・六	

從つて今世紀以降北・西・中歐諸國で年々その出生總數の減少せる中にあつて和蘭のみは出生總數に寧ろ増加の跡を示してをり、一九〇五—〇九年

平均出生數を一〇〇として再び獨和兩國を比較してみると次の如くで

和蘭 獨逸

一九〇五—九年平均

一〇〇

一九一〇—一四年

一〇九

一九三三年

一〇五

一九三七年

六〇

北・西・中歐諸國中に於ける和蘭の例外的地位を招來した事情も納得され得る。

が人口の著増を見たこの期間の和蘭にとつてこの出生總數の増加よりも更に注目すべき事實は寧ろ其の異常な死亡率の低下であり、一八四六—五

〇年平均の死亡率一八・五(獨逸は二七・五)は一九三七年には僅かに八・八(獨逸は一一・八)と三分の一以下に低下され世界最低の記録を示してゐる

ことである。乳兒死亡率も(一歳未滿、出生百に付)三・八を以て歐洲諸國中の最低位にあり、自然增加は(人口千に付)一一・九の數値を示してゐる。

それ故に平均壽命の延長も著しく、一八七〇—七九年平均(男)三八・四歳から一九二二—三〇年平均(男)六一・九歳へと驚くべき變化の跡が見られる。この和蘭特有の事情が同國の年齢構成の激變を齎したのは當然で、妊娠力を喪へる女子人口の著増は前世紀末に較べて特に顯著である。本論和蘭に於ける出產減退の検討も實はこゝから初まるわけで、論者が所謂出生粗率の累年比較を以て満足せず、時代の推移に伴ふ妊娠年齢有配偶女子の特殊出生率の變遷に其の眞相を究めようとする所以である。

二

論者によれば一八七〇—七九年の一時的上昇は經濟的興隆による婚姻増加の爲めで、從つて之に續く八〇—八九年の對前期低下も實際の出產減退と解すべきではない。併し九〇—一九九年の數字は既に事實上の出產減退を意味することになり、以後今世紀に入つてよりいよ／＼其の落勢を強くしてゐることになる。

併し右の出產力減退の事實を其の數字面の示す以上に更に深刻視せざるを得ない所以は妊娠年齢女子の年齢構成で出產力の比較的に高い三十五歳以下の比率が既往に較べて増加してゐることであり(一八四九年に四三%、一九三〇年に四八%)、又これを平均結婚年齢に見ても現在は既往に較べ多子出產に便であることである(平均結婚年齢一八八〇—八九年に男三〇・二〇、女二七・四六。一九三五年には男二九・〇七、女二六・三四歳)。之らの有利なる諸事情にも拘らず猶ほ妊娠年齢有配偶女子の出生率の低下を見る理由を本論者たる者は現代人に通有な産兒制限思想に歸し、近隣諸國に施行されてゐる所謂「純再生産率」の算出が和蘭統計局によつても異常な關心を以て採用さるゝに到つた所以に言及してゐる。

繼いで論者はこの計算結果の紹介に及んでゐるが、勿論和蘭の純再生産率はなほ一を割るには到つてゐない。とはいへ危險な極限的狀態を彷彿してゐることは否定し難い。最近和蘭の出生率、出生數及び純再生産率は次如き表を掲げてゐるが、

	出生率 (一九三一年)	出生數	純再生產率 (一九三〇年)
一九三一—三年	一・三・一	一・二・五	
一九三五年	二・〇・二一	一・一・〇二	
一九三六年	二・〇・一六	一・一・〇二	
一九三七年	一・九・八	一・七・一、一六六	
一九三八年(速報)	二・〇・六	一・七・八、四・一三	
	一・七・〇、三・三・三	一・七・一、一・九・七	
	殆んど一に近し		
新教	二・五・一	一・四・八	
舊教	三・九・五	二・六・〇	
イスラエル教	一・三・六	一・三・六	
無宗派			
宗派上の雜婚			

純再生產率は一九三七年に殆んど一に近づいたが、併し三八年には出生率は三四年度の水準に回復する喜ぶべき反撥を見せるに到つた。この回復が果してナチス獨逸に見る様な恒常的傾向を辿り得るものであるか如何かが問題で、同國統計局が出產力に對する父母年齢別、宗派別の影響等種々の検討を施行しつゝある所以も亦こゝにあるが、本論者も尙この點については確定的斷定を差し控へてゐる。

三

最後に新舊兩教派別の出產力の比較として論者の紹介する興味ある数字

を擧げてみると、和蘭は新教の壓倒的に優勢な國(舊教徒は三分の一強に過ぎぬ)と考へられてゐるにも拘らず一九三五年新教徒の母より生まれた者は同年總出生數の半分に足らず、總數に於て舊教徒の母よりの出生兒數より少い。更に姪孕年齢有配偶女子の出生率(該當女子千人に付出生兒數)を宗派別に見ると次の如く(括弧内は指數)

年次	新教徒	舊教徒	イスラエル徒	無宗派
一九〇九—一〇	三五・九(100)	三六・九(100)	一五七・一三(100)	二三・一四(100)
一九三五	三三・五五(100)	一〇六・八(100)	八五・三〇(100)	一四六・五五(100)

一様に低下傾向にあるとはいへ舊教徒の比較的優位は年と共に著しい。(無宗派の指數増は新教徒よりの轉入者によるもので本質的なものではな

い。)又特に一九三五年に試みられた父母の宗派的異同による集計によると父母共に同宗派なる場合の婚姻一に對する出生兒數は次の如くなつてゐるが、

新教	舊教	イスラエル教	無宗派	宗派上の雜婚
二・五・一	三・九・五	一・四・八	二・六・〇	一・三・六

そこで特に職業、社會的地位、教育程度等に本質的な相異を見せない農業人口に就いて之を見ると次の如くで舊教の優勢はやはり壓倒的といつてよい。(一九三五年、姪孕年齢有配偶女子千人に付)

新教	舊教	二六四・七六

統計上の如き集計結果は本論者をして宗教を『夫婦の姪孕率の上に妙なからざる影響を有つ『要因』なりとする同國中央統計局の意見を肯定せしめてゐる。(本多龍雄)

正誤

正	誤
第一卷 第五號	
二九頁	下段
第二三行	二倍以上
三倍以上	
二十歲乃至五十歲	二十歲乃至三十歲

農業者		營業収益種別		一般中小商工業主		農村在住中小商工業主	
段別	夫婦數	出生兒數	一大夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一大夫婦當り出生兒數	夫婦數
五段未満	二八九	九八七	四・三	一〇三	四四	四・〇三	四・一〇
五段以上二町未満	四三五	二二六〇	四・九二	一五六	六〇五	三・八八	三・九〇
二町以上三町未満	三〇六	一六五七四	五・四六	一五三	六七〇	四・三八	三・八五
三町以上	二八八	七二九	五・〇	六三一	二六四七	四・一九	三・九〇
段別不明	三九九		六・八	一四〇	六二六	四・九	一四八

段別	夫婦數	出生兒數	一大夫婦當り出生兒數	段別	夫婦數	出生兒數	一大夫婦當り出生兒數
五段未満	二八九	九八七	四・三	三・九〇	三九二	三〇	一・三三
五段以上二町未満	四三五	二二六〇	四・九二	五八四	三九二	三〇	一・三三
二町以上三町未満	三〇六	一六五七四	五・四六	四・四三	五七	二四〇	四・二一
三町以上	二八八	七二九	五・〇	四・二四	三	一六	一
段別不明	三九九		六・八	四・二九	九一	三五五	八

右の表について、先づ一般俸給生活者の收入階級別による夫婦當り出生兒數を見るに、最も收入の少ない階級即ち收入五〇圓未満の階級に於て、出生兒數が最も多く四・五〇である。そして收入が増加するに伴れて出生兒數は逆に次第に減少し、最も收入の多き階級即ち收入三〇〇圓以上の階級に於ては出生兒數は再び増加してゐる。故に一般俸給生活者に於ては、收入の少なき階級と、收入の多き階級とに於て出生兒數が多く、その中間の收入階級に於ては出生兒數は少ない。農村在住俸給生活者に於ては、一般俸給生活者の出生兒數は特に多くはなつてゐないが、中等の階級即ち收入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級に於ては出生兒數は

三・九〇であつて、最も少くなつてゐる。次に一般貨銀労働者、農村在住賃銀労働者に於ては、大體の傾向として、收入の多き階級ほど出生兒數が多い。農業者に在つては、耕作段別との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、耕作段別が増加するにつれて、並行的に出生兒數が増加してゐることを明白に認めることが出来る。最後に中小商工業主に在つては、營業収益税との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、一般中小商工業主に於ても、營業収益税の大小と出生兒數との關係について、何等一定の傾向を見ることが出来ない。

夫の教育程度別による婚姻持続期間一六年至二〇年及び二二年至三〇年の夫婦當り出生兒數は、一六一・二〇年二一・三〇年三・二

無學	一六一・二〇年	二一・三〇年
小學校修	四・六	五一
中等學校修	四・七	五・三
中等學校卒	四・三	四・七
高等學校卒	四・〇	四・七
專門學校以上修	四・一	三・九

專門學校以上卒

妻の教育程度別による婚姻持続期間一六乃至二

卷之三

卷之三

小學校修三十六四七

小學校卒	三・七
中等學校修	四・〇
中等學校卒	三・八
專門學校以上修	三・四

出生速度

	婚姻より第一子出生までの平均期間	第一子出生より第二子出生までの平均期間	第三子	第三子	全體
第一子	二九・三月	二九・三月	二五・五月	二九・四月	二五・五月
第二子	三六・九月	三六・九月	三四・一〇月	三七・五月	三七・五月
第三子	三七・二五月	三七・二五月	三六・八六月	三七・六〇月	三七・六〇月
第四子	三六・九八月	三六・九八月	三七・三五月	三七・四九月	三五・九五月
第五子	三六・五一月	三六・五一月	三八・五八月	三六・五九月	三五・八九月
第六子	三六・一八月	三六・一八月	三五・一六月	三六・七六月	三四・三三月
第七子	三五・二〇月	三五・二〇月	三四・七一月	三五・四五月	三四・七五月
第八子	三四・三六月	三四・三六月	三六・〇〇月	三四・六四月	三五・五七月
第九子	三四・三一月	三四・三一月	三三・二三月	三三・六四月	三四・三三月
第十子	三三・一六月	三三・一六月	三五・三三月	三三・八一月	三三・六五月
第十一子	三三・八六月	三三・八六月	三八・〇〇月	三四・四七月	三三・六一月
第十二子	三〇・八九月	三〇・八九月	三四・四七月	三四・〇〇月	三四・九〇月
第十三子	三〇・八六月	三〇・八六月	二七・六八月	三〇・九五月	三二・四九月
第十四子	二六・四〇月	二六・四〇月	二六・七四月	三三・〇三月	三二・六七月
第十五子	二四・〇〇月	二四・〇〇月	三一・二四月	三一・五〇月	三一・二四月
第十六子	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月

出生兒數を見るに、婚姻持続期間一六年乃至二十年に於ても、また二一乃至三十年に於ても、小學校卒業者に於ける出生兒數が最も多く、これよりも教育程度が低い場合にも、また教育程度が高い場合にも出生兒數は減少してゐる。次に妻の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を見るに、夫の教育程度別に於ける場合と略ぼ同一の傾向を示してゐることが認められる。夫婦の教育程度そのものが出生兒數と密接不離の關係にありや否

やは輕々しく斷言出來ないが、調査の結果によれば、小學校卒業程度の夫婦が比較的に最も多くの出生児を有つてゐるのであつて、これよりも教育程度の低き夫婦又は教育程度の高き夫婦に於ては出生児數は比較的に少い。

最後に婚姻期日より第一子出生に至る迄の平均期間、第一子出生期日より第二子出生に至る期間、これを出生速度と名付けて、第二子より第十七子の出生に至るまで、それらの平均期間を算定せるものが次の出生速度表である。

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體について第十七子まで示されてゐるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般俸給生活者の二・五・九月が最も短かく、之に亞いで富有階級の二・六・四月、カーボン階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般貨銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に亞いで一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時
家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、嘱託員、雇員、傭人又は職工に対する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令

勅令第五百二十五號

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

二、國防及外交
前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、國內態勢の刷新
内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亜の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的に且つ彈力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す

2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る

(イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會監督體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防、經濟の根基を確立す

(イ) 日滿支を一環とし大東亜を包容する協同經濟

濟園の確立

(ロ) 官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ) 総合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(ニ) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

(ホ) 國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

(乙) 重要產業特に重、化學工業及び機械工業の割期的發展

(ト) 科學の割期的振興並に生產の合理化

(チ) 内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

(リ) 総合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口增加に關する恒久の方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す

5 國策の遂行に伴ふ國民犠牲の不均衡の是正を斷行し厚生的諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す

尙、基本國策要綱中に言及されてゐる國土開發計畫の確立については今春來企書院を中心に行政府各機關の間で研究立案されてゐる日滿支を一環とする國土計畫として具體化せられる筈で、人口の無制限なる都市集

中の防止、都市農村間の人口配分の適正化、國內及び東亞圈諸國への移民計畫等を包含することになつてゐる。

厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告
厚生省豫防局に於ては千葉及び埼玉縣下の某村に對し部落の精神健康調査を實施したが、その中間報告を掲ぐれば次の如くである。

精神病の全人口に對する百分率は次の如くであるが

千葉縣 埼玉縣

全 人 口 一、八九七 二、三三八

精 神 薄 弱 一・四二 二・六六

精 神 分 裂 病 〇・四二 〇・五一

躁 鬱 病 〇・〇五 〇・〇五

鬱 痛 〇・一 〇・四七

進 行 性 癫 痴 〇・〇五 〇・〇五

病 的 人 格 〇・九〇 一・一〇

其 の 他 〇・五一 〇・五六

全 精 神 病 者 三・四六 五・三〇

しかし精神病は各病氣に依つて發病の危險年齢を異にするので之を顧慮して右の率を修正すれば埼玉縣の某村に於ては次の如くとなる。

精神分裂病	〇・九九
躁 鬱 病	〇・一四
癪 痴	〇・六五
進行性癪 痴	〇・〇五

因みに此の數字は此處に居住する人が一生の間にそれぞれ前記の疾患に幾何の率に於て罹患するかを示すものである。

未經驗勞働者(男子)初給賃金の公定

厚生省勞働局に於ては貨金統制令第五條第一項の規定による満十二歳以上満二十歳未滿の未經驗勞働者(男子)の初給賃金公定に就きかねて立案中であつたが、昭和十五年八月一日よりいよいよ公定實施のはこびを見るに到つた。その公定額一覽表は別掲の如くである。

尙、女子に就ても同じく本年十月一日公定の豫定で、その基準額も亦別掲の如くである。

記

一 一日ノ總就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)

十時間以内ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ別表ノ

最高額及最低額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムルコト

二 特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ地域又ハ事業ヲ

限り前號ニ拘ラズ最高額又ハ最低額ヲ定ムルコトヲ

得ルコト

三 事業主ノ都合ニ依ラズシテ一日ノ總就業時間ガ所

定就業時間ニ満タザル場合ニ於テハ第一號又ハ前號ノ最低額ヲ下ルコトヲ得ルモノト定ムルコト

四 一日ノ總就業時間十時間ヲ超ユル場合ハ十時間ヲ

超ユル一時間毎ニ第一號又ハ第二號ノ最高額ニ其ノ十分ノ一二相當スル額(一時間未滿ノ就業ニ付テハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額ト定ムルコト

五 請負給制ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ月額ニ依ルモノトスルコト

右最高額、最低額ハ毎月(貨金締切日ノ定アル場合ハ其ノ最終貨金締切日前一月、雇入後一月ニ満タザル場合ハ其ノ期間)ノ稼働日毎ニ前各號ニ依リ算出シタル最高額、最低額ノ合計ヲ以テ最高額、最低額

トルコト

未經驗勞働者(男子)初給賃金公定額一覽表

昭和十五年八月 厚生省労働局

一、工場

長崎 千葉 神奈川、愛知、兵庫、福岡、東京、神奈川、大阪										府 縣 年 齡 階 級
鹿児島、大高島、山梨、滋賀、奈良、和歌山、三重、富山、新潟、岐阜、福島、群馬、栃木、栃木、千葉、東京、神奈川、大阪、名古屋市以外の地域										滿二十歳以上 十三歳未満 十四歳未満 十五歲未満 十六歲未満 十七歲未満 十八歲未満 十九歲未満 二十歲未満
福岡、沖縄、宮佐、徳長、石宮、崎賀、島野、川城、本川、坂井、田森、青森、岩手、青森、山形、秋田、長崎、山口、福岡、大分、佐賀、長野、新潟、京都、愛知、岐阜、静岡、兵庫、山梨、福島、群馬、栃木、栃木、千葉、東京、神奈川、大阪、名古屋市以外の地域										上 二十二歳以 十三歳未 十四歳未 十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
業 其 他 の 工 業 機 械	金 屬 其 他 の 工 業 機 械	滿二十歳以上 十三歳未 十四歳未 十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未								
60 40	72 48	78 52	72 48	78 52	72 48	78 52	66 48	72 50	78 52	上 二十二歳以 十三歳未 十四歳未 十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
67 43	79 51	85 55	79 51	85 55	79 51	85 55	73 51	79 53	85 55	十三歳未 十四歲未 十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
73 47	85 55	91 59	91 59	85 55	91 59	85 55	79 55	85 57	91 59	十四歲未 十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
79 51	92 58	104 66	92 65	103 58	92 66	104 66	86 58	92 62	104 66	十五歲未 十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
86 54	104 66	117 73	104 66	115 71	104 66	117 73	98 66	104 69	117 73	十六歲未 十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
99 61	117 73	130 80	117 73	127 77	117 73	130 80	111 73	117 73	130 80	十七歲未 十八歲未 十九歲未 二十歲未
112 68	130 80	143 87	130 80	139 83	130 80	143 87	124 80	130 80	143 83	十八歲未 十九歲未 二十歲未
125 75	143 87	156 94	143 87	151 89	143 87	156 94	137 87	143 87	156 94	十九歲未 二十歲未 二十歲未

三、礦山坑外夫

兵庫、福岡、東京、神奈川、愛知、大阪	府 縣 年 齡 別	山油石			山屬金非の他の山屬金、山炭石			別業事		
		全 國	北 海 道	道 府 縣 名	年 齡 階 級	最高 最 低及 標準 額				
82 48	十四歳未 上									
88 52	十四歳未 上	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	未三滿以 二滿 歲十上歲			
95 55	十八 歲未 上	五 四 三 二 一 零	四 三 二 一 零	三 二 一 零	二 一 零	一 零	四滿以 三滿以 二滿以 一滿以 未四滿以 三滿以 二滿以 一滿以			
109 61	二十八 歲未 上	八 七 六 五 四 三 二 一 零	七 六 五 四 三 二 一 零	六 五 四 三 二 一 零	五 四 三 二 一 零	四 三 二 一 零	八滿以 七滿以 六滿以 五滿以 四滿以 三滿以 二滿以 一滿以			

備考 日本數字は標準額を算用數字は最高額又は最低額を示すものとす

二、鑛山坑内夫

山屬金非の他の其山屬金			山 炭			石			事業別		
標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高	標準	最低	最高
一〇	三	二八	一〇	七	二五	三〇	七	一五	一〇	三五	三五
一五	二六	一九	一五	一〇五	二七	一五	一九	三	三五	一九	二六
二〇	九	一五	二〇	全	二三	一五	一九	八	七	三六	三六
一五	三	一〇六	一五	二三	八	一五	二三	一六	一九	二七	二七
一〇	九	一五	一〇	七	一五	一五	一九	一六	一〇	二五	二五
一五	三三	二九	一五	三三	二九	一五	一九	一六	一五	二四	二四
一〇	一〇五	二七	一五	九	一五	一五	一九	三三	一九	二五	二五
一五	三九	二三	一五	二三	三三	一五	二五	二六	一九	二九	二九

別表

備考 日本數字は標準額、算用數字は最高額及最低額を示すものとす
鑛山未經驗労働者(女子)初給賃金基準額

坑外夫

鑛山未經驗労働者(女子)初給賃金基準額				鑛種別	鑛山監督別	年齢別	局別
石炭山金属山其の他の非				石油	油	山	金屬山
全國	大東	仙福	札幌				
72	78	84	84	十二歳以上	十四歳未満	十四歳以上	十四歳未満
一五	一五	一五	一五				
43	47	51	51				
83	89	95	95	十六歳未満	十八歳未満	十六歳未満	十八歳未満
一五	一五	一五	一五				
47	51	55	55				
89	95	101	108	十八歳未満	二十歳未満	十八歳未満	二十歳未満
一五	一五	一五	一五				
51	55	59	62				
95	101	114	120	二十歳未満	二十一歳以上	二十歳未満	二十一歳以上
一五	一五	一五	一五				
55	59	66	70				

青森、長野、新潟、富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、千葉	北海道、群馬、福島、千葉、茨城、新潟	木、海道、群馬、福島、千葉、茨城、新潟
大分、宮崎、鹿児島、佐賀、福岡、長崎、熊本	福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、熊本	福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、熊本
岩手、宮城、秋田、青森、長野、新潟	岩手、宮城、秋田、青森、長野、新潟	岩手、宮城、秋田、青森、長野、新潟
高知、愛媛、香川、徳島、島根、岡山、広島、福井、高知、愛媛、香川、徳島、島根、岡山、広島、福井	高知、愛媛、香川、徳島、島根、岡山、広島、福井	高知、愛媛、香川、徳島、島根、岡山、広島、福井
76	76	82
一五	一五	一五
40	44	48
67	83	89
一五	一五	一五
47	47	51
90	90	96
一五	一五	一五
50	50	54

備考 日本數字は標準額、算用數字は最高額及最低額を示すものとす

厚生省労働局の二十歳未満未経験労務者の就業年齢別集計

厚生省労働局に於ては二十歳未満の未経験労務者初

少年少女未経験労務者年齢別就業員數調

(昭和十四年三月—四月)

給賃金公定の爲め全國各府縣に亘り昭和十四年三月一日より四月末日に至る二箇月間の該當労務者の初給賃金調を使用人五十人以上の工業關係工場に就て施行したが、その内特に就業年齢別の集計數字を擧ぐれば次

東京府	千葉縣	埼玉縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣	宮城縣	岩手縣	青森縣	北海道	全國計
七四六八	七六	三一八	四二〇	三一	八五九	三四四	三六二	一	四六一	四四一	一	一七三	一一、九四二
一〇五六	一二二	五四二	七六五	七四〇	七九七〇	一一一	一六五七	一三	五一	六七四	三一	二九三	一八、四三二
一六五三四	四五五	七五七九	七八五	一六六	三二〇	五六〇二	四一六九	一五七四	一一〇三七	一三九六	八一	三四九	一三七、五九二
一六九九六	八四	二二一	三五六八	二五一	四二八〇	二二三〇	四三〇八	一六二七	三五	一四五二	八八	三七八	一六、五一四
一三四四三	九三	二六六	二三三	二一六	八五七	七二八	二一八	六九八	二一三	三二八五	五一三	一三五	一九、三五九
一七四四〇	一四八	一八〇	一四九	一〇四九	五一	二一三二	三五	三三七六	二一五二	二五八	三三	一四二	一八、九二一
一六一九六	七四	七〇〇	六五〇	三四九	四六六	四七	四八	九二九	一〇三二	七五	四七	八一七	七、三五六
三九一、三〇八四〇七	二八	二五六	二八九	〇二四	六四二	二二	二一	七八二三	九五六〇	三七九	二六四	二九〇七	一九三、八二六

の如くである。因に三、四兩月は少年少女未経験労務者の大量就業時期で、之を以て大體の趨勢を窺ふに足るものと考へられる。

報

一〇一四二四六九一八一四三三八六八四九八一〇七八一九二九八二一六三一〇一八一九一六一六九一八一〇二四一四二六四一九七三〇六一六四一八三一〇一九一七二六四四一九四一九九一七九七一六一三一三四一九〇四一四一六一六一九九一七九

二四七
三九八
一三〇
五六九
三四四
一五六
四七九
三八一
六七一
一四七
一六七
五三一
二八一
七九一
一六七
六八五
四四一
六八八
一一一
四〇二
六〇一
四五九
三一九
二七〇
三二七
二九二
一六三
六六六
一九一

一、五八〇。四一四。三九六。二六八。五四三。四九
一、四九。一〇九。七六。五八九。八三〇。七二七。
一、一〇一。六、三五三。四三一。八四八。一四九。
一、〇四二。八六三。三六五。一、五九五。三、六六三。
一、七一九。三、四九四。三、九三。一六〇。一四八。
一、九四八。一六九。三、九五。三、九九。

一、二、
○七、一
七、○七
六、六九
二、八八
一、七三
二、七〇
一、六九
九、二七
八、一七
五、五二
七、八四
五、五六
四、五九
四、三六
一、五五
二、〇九
五、三三
五、七一
二、〇二
三、六二
一、七五
三、六二
一、三一
二、三二
一、四四
九、五八
八、八八
一、六四
一、九一
〇、一六
九、八八
五、七一
二、五七
一、五七

九四、七六、二一、六八、三五、〇六、二一、七一、六九、一三、六八、四八、五五、二二、五五、八二、七三、七八、

二六 一四 六四 二三 四七 八九 一二 一〇 五三 八六 四六 二八 七四 二一 一〇 九一 一三 三九五 五四 五六 四四 一八 五一 一六 五六 三七 五六 七六 七五

三四一八三一三五〇九六二
三四八九〇八四五三四一三五六八一一三七一八五〇七八〇
三四四〇〇六五六四一五三二二〇三九七九五七六二五一三八四二九〇
三四四一五〇六八一五三一四一六四一五三一四三二一〇三九七九五七六二五一三八四二九〇

八

一五 三四 三五 六八 一一 二五 一 一
四四 三四 四三 八五 三四〇 〇四 四三 二三 六一 九〇 四九 三九 三五 三四 二五 一
九四 三四 五〇 六七 四九 九六 二三 三三 一二 五三 四六 六九 九五 二四 六〇 四八
八五 三四 二二 一九 二二 二四 二二 二四

三、二四一
二、二〇九
一、八四〇
三、九九〇
三、八三四
二、二〇九
一、八八三
六四六
六六六
三二八
三七三
一、七七
三九
六一八
三一〇
五六七
五、五
一、六二七
二、六二七
三、六二七
一、六二七
一、八六二
三、七九八
一、八六二
二、五三八
二、四八六
一、六二一
五二六
三、二五四
一、一八六
三、一
一、一
五、九
七五五〇
六五
一五六
三〇三
三四〇
一三三
五〇一
三九
八六八
七五
六五
一五
三〇
三四
一三
五〇
三九
八六

厚生省労働局の産業別労働者調

を見、その名稱も右の如く改められた。随つて累年比較に當つては昭和十三、四年の間に集計範圍上の多少の不一致あるを注意されたい。即ち昭和十三年までは「工業労働者」として一括されてゐたものは十四年以降「工場」及び「其の他」に細別さるゝに到れる爲、本表中の「工場労働者」の範圍は十四年以降その範圍を多少狭く

してゐる。が反之、十三年までは「日傭労働者其の他」の中に一部分加へられてゐた瓦斯、電氣、水道業關係の労働者は十四年以降は工場労働者中へ加へられてゐる。また「日傭労働者其の他」の欄中には昭和十三年までの分には若干の府縣に於ては農林、水產、公務、商業の若干の日傭労働者が誤り加へられてゐる。

厚生省勞働局勞政課調查

年 度 別	工場勞働者		鑛山勞働者		運輸交通通信労働者		日傭労働者其の他		總	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和元年十一月	1,000,000	100,000	110,000	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000
昭和二年六月	1,020,000	102,000	112,000	10,000	102,000	10,000	102,000	10,000	102,000	10,000
昭和二年十一月	1,025,000	102,500	112,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000
昭和三年六月	1,025,000	102,500	112,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000
昭和三年十一月	1,025,000	102,500	112,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000	102,500	10,000
昭和四年六月	1,040,000	104,000	114,000	10,000	104,000	10,000	104,000	10,000	104,000	10,000
昭和四年十一月	1,045,000	104,500	114,500	10,000	104,500	10,000	104,500	10,000	104,500	10,000
昭和五年六月	1,045,000	104,500	114,500	10,000	104,500	10,000	104,500	10,000	104,500	10,000
昭和五年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和六年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和六年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和七年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和七年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和八年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和八年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和九年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和九年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十一年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十一年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十二年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十二年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十三年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十三年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十四年六月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000
昭和十四年十一月	1,050,000	105,000	115,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000	105,000	10,000

厚生、農林兩省の工鑛業労務者農繁期 歸農獎勵方策

厚生省職業部並に農林省臨時農村對策部に於ては事變下の農業生産確保に萬全を期する爲、農繁期に於ける工鑛業労務者の農業生産に對する協力方策を決定、農家出身者の歸農とその他の工鑛業労務者の集團的勤労奉仕を獎勵斡旋することとなつたが、勞務動員計畫の一部としてその成果を期待されるゝ所尠くない。昭和十五年八月二十日付を以て各縣知事宛に發せられた通牒は左の如くである。

工鑛業労務者ノ農業生産確保ニ對スル

協力ニ關スル件

農繁期ニ於ケル工鑛業労務者ノ農業生産ニ對スル協力方策トシテ工鑛業労務者ノ一時歸農及集團勤労奉仕等ノ方策ニ付テハ豫而御配意相成居候處時局ノ進展ニ伴ヒ食糧農產物ノ生産確保ハ益々緊切ト相成候ニ付特ニ本秋農繁期ニ於テハ本施設ヲ左記ニ依リ組織的ニ實施シ以テ勞務動員計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ圖リ農業生産ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セシムル様御配意相成度此段及通牒候也

記

一 工鑛業労務者ヲ農繁期ニ農業生産確保へ協力セシムル方策ハ農村ノ勞力事情ニ應じ且工鑛業ノ事業經營ニ格別支障ナキ限り左記ニ依リ實施スルコト
(1) 農家出身工鑛業労務者ヲ必要ニ依リ自家ノ農作業ヲ手傳ハシムル爲農繁期ニ夫々自家ニ一時歸農セシムル等有效ナル措置ヲ講ズルコト

- (2) 非農家出身工鑛業労務者ヲ必要ニ依リ農繁期ニ於テ班ヲ編成セシメテ集團的勤労奉仕作業ヲ爲サシムルコト

三 工鑛業労務者集團勤労奉仕作業ハ概々左記ニ依ル

- (1) 道府縣ハ管下市町村中勞力不足甚シク農繁期ニ於ケル適期農作業ニ支障ヲ及ボス惧アル市町村ヲ選定スルコト

尙農家出身工鑛業労務者ト雖モ一時歸農ヲ爲サザルモノニ付テハ集團勤労奉仕班ニ參加セシムルコト

- (2) 右ノ市町村ニ付テハ關係農會ハ農繁期勞力調整

計畫ニ照シ增產確保上特ニ一時歸農ヲ必要トスルトキハ最少限度ノ農家ニ付歸農希望調書ヲ作成シ道府縣ニ提出スルコト

- (3) 右ノ市町村ニ對スル勤労奉仕ヲ爲ス工場鑛山等ニ付テハ道府縣及職業紹介所ハ當該市町村ノ農作業ニ協力スルニ最モ適切ナル條件ヲ具備スルト認

メラル工場鑛山等(當該農村所在地方ノ工場鑛山等)ヲ選定スルコト

- (4) 職業紹介所ハ右ノ工場鑛山ヲシテ勤労奉仕班ノ組織計畫ノ樹立ヲ斡旋指導シ其ノ計畫書ヲ道府縣町村ノ請入計畫書ト工場鑛山ノ勤労奉仕班組織計畫トヲ勘案整備シテ集團勤労作業計畫ヲ決定シ關係農會及工場鑛山ニ通知スルコト

- (5) 奉仕班ノ編成活動費(交通費等)ハ成ルベク工場鑛山側ノ負擔トスル様勸奨スルコト

工場鑛山ニ對シテハ成ルベク歸農者ノ旅費ノ半額程度ヲ支給スル様勸奨スルコト

- (6) 市町村農會ハ歸農者ノ指導ノ責ニ任ジ以テ歸農者ヲシテ休勞ニ終ラシメズ必ズ農作業ニ專念セシムルト共ニ歸農豫定期間終了ノ上ハ速ニ從前ノ工場

場鑛山ニ復歸セシムル様特ニ留意スルコト

- (7) 奉仕班ノ請入計畫樹立ニ付テハ特ニ左記ニ留意スルコト

(イ) 作業ハ奉仕班ノ作業ニ適スルモノニシテ成ルベク集團的作業ヲナシ得ルモノヲ選ブコト
(ロ) 作業ハ食糧農作物増產ニ關スル農作業ヲ選

(八) 作業ハ成ル可ク部落ノ共同作業計畫中ニ織入シムルコト

(九) 班員ノ作業用農具ハ請入市町村農會ニ於テ

準備スルコト

(ホ) 班員ヲ各戸ニ配屬セシムルトキハ應召入營

家庭、遺家族、傷痍軍人家庭ヲ優先的ニ認ムル

コト

(八) 奉仕班員ニ對シテハ請入町村農會ニ於テ作業上

ノ注意事項ヲ懇切ニ指示スルト共ニ作業中ニモ絶

エズ指導スル等必要ナル措置ヲ講ズルコト

四 本施設實施ニ當リテハ左記ニ留意スルコト

(1) 關係部課關係職業紹介所及關係農會ハ緊密ナル

聯絡ニ依リ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト

(2) 二以上ノ道府縣ノ地域ニ瓦ルトキハ關係道府縣

農林省の昭和十五年稻作付段別調の發表

間ニ於テ緊密ナル聯絡ヲ保持スルコト

農林省の昭和十五年稻作付段別並に八月十五日現在の水稻作況は九月六日付官報を以て發表されたが、そ

の内昭和十五年稻作付段別の數字を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年稻作付段別

	前年作付段別に比し増減(△は減)				前年作付段別に比し増減(△は減)			
	總數	水	稻	陸稻	總數	水	稻	陸稻
總數	三一九六四四	三〇一〇八〇三	一五〇六六三	△一五〇六六三	新潟	一八〇四一八二	一七九三九九	二〇六六三△
北海道	一六三九三六	一六二七六六	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	鴨	一八〇四一八二	一七九三九九	二〇六六三△
東北區	一六一八八五	一六一六六六	一〇九九	△一〇九九	富山	一〇〇〇〇〇八	一〇〇〇〇〇八	一一〇〇〇〇八
青森	一六一八八五	一六一六六六	一〇九九	△一〇九九	石川	一〇〇〇〇〇六	一〇〇〇〇〇六	一一〇〇〇〇六
岩手	一六一四三一	一六一九九二	一〇九〇△	△一〇九〇△	福井	一〇〇〇〇〇七	一〇〇〇〇〇七	一一〇〇〇〇七
宮城	一九〇〇五一	一九〇〇五一	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	長野	一〇〇〇〇〇七	一〇〇〇〇〇七	一一〇〇〇〇七
秋田	一〇〇〇六四	一〇〇〇七一四	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	岐阜	一〇〇〇〇〇八	一〇〇〇〇〇八	一一〇〇〇〇八
山形	一〇〇〇六四	一〇〇〇七一四	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	山梨	一〇〇〇〇〇七	一〇〇〇〇〇七	一一〇〇〇〇七
福島	一〇〇〇六四	一〇〇〇七一四	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	愛知	一〇〇〇〇〇六	一〇〇〇〇〇六	一一〇〇〇〇六
關東區	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	三重	一〇〇〇〇〇五	一〇〇〇〇〇五	一一〇〇〇〇五
茨城	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	奈良	一〇〇〇〇〇四	一〇〇〇〇〇四	一一〇〇〇〇四
栃木	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	京都	一〇〇〇〇〇三	一〇〇〇〇〇三	一一〇〇〇〇三
群馬	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	大阪	一〇〇〇〇〇二	一〇〇〇〇〇二	一一〇〇〇〇二
埼玉	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	兵庫	一〇〇〇〇〇一	一〇〇〇〇〇一	一一〇〇〇〇一
千葉	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	滋賀	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇
東京	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	奈良	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇
神奈川	一〇〇〇六四	一〇〇〇九〇八	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	京都	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇
北陸區					福井	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇

		和歌山		中國區		高知		九州區	
		人 口	總數	鳥 島	取 根	岡 山	廣 山	福 岡	大分
總	邦 人	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770
內 地 人	人 口	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770
總	邦 人	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770
內 地 人	人 口	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770	118,770
		人 口	總數	男	女	男	女	男	女
總	邦 人	118,770	118,770	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385
內 地 人	人 口	118,770	118,770	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385
總	邦 人	118,770	118,770	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385
內 地 人	人 口	118,770	118,770	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385	59,385
		南洋廳の南洋群島現住人口調		南洋廳長官房調査課の集計による昭和十四年六月 末日現在の南洋群島現住戸口調中の主要数字を掲ぐれ ば以下の如くである。					
		戸 數		島 民		朝 鮮 人		鹿 児 島	
		總 數		1,111		1,111		1,111	
		邦 人		1,111		1,111		1,111	
		島 民		1,111		1,111		1,111	
		外 國 人		1,111		1,111		1,111	
		總 數		1,111		1,111		1,111	
		外 國 人		1,111		1,111		1,111	
		主要島別人口		夏		秋		冬	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數		春		火		水	
		外 國 人		夏		火		水	
		總 數</td							

テニアン島

一五、五七三

一六

ロタ島

四、三七八

三

カシ島

一八五

六二

ベルダオブ島

九三三

三〇九

男
二人

女
一人

コロール島

七、九八三

九四

一九
一・四

アラカベサン島

一、三三〇

一、〇七〇

一趣旨
光輝ある紀元二千六百年肇國の理想を
顯現し大東亜新秩序建設の現段階に當
り國防國家の根基たる人口に関する諸
問題の解決は蓋し喫緊の要務と謂ふべ
し

ペリリュウ島

一、八三一

一〇八

染織工業
機械及器具工業
化學工業
飲食物工業
雜工業
特別工業
脚氣病臥率
(三月以上休業したる者千人に對し)

アンガウル島

一、三二八

七五七

二・一
一・四

マラカル島

二、八一五

二
三一八

二・一
一・九

春島

一、五六三

一一

二・一
一・八

夏島

一、五六四

一〇八

二・一
一・七

秋島

一、五六五

七五七

二・一
一・六

冬島

一、五六六

一一

二・一
一・五

火曜島

一、五六七

一一

二・一
一・四

水曜島

一、五六八

一一

二・一
一・三

金曜島

一、五六九

一一

二・一
一・二

ボナベ島

一、五六一

一一

二・一
一・一

ヤルート島

一、五六二

一一

二・一
一・一

大阪府下工場労務者の疾病状態調査

大阪府工場課の調査による大阪府下工場労務者の疾

病状態調査の結果は左の如く、事變の進展に伴ひ憂慮すべき漸増の傾向を示してゐる。(職工五十人以上使

用の工場に對する調査。)

肺結核及結核性病患病臥率

(三月以上休業したる者千人に對し)

紀元二千六百年記念第四回人口問題
全國協議會計畫概要

ヤップ本島

九三三

三一四三

二・一
一・四

アラカベサン島

一、三三〇

一、〇七〇

二・一
一・九

マラカル島

二、八一五

一
一八八

二・一
一・九

ペリリュウ島

一、八三一

一
一八八

二・一
一・九

アンガウル島

一、三二八

一
一八八

二・一
一・九

春島

一、五六三

一
一八八

二・一
一・九

夏島

一、五六四

一
一八八

二・一
一・九

秋島

一、五六五

一
一八八

二・一
一・九

冬島

一、五六六

一
一八八

二・一
一・九

火曜島

一、五六七

一
一八八

二・一
一・九

水曜島

一、五六八

一
一八八

二・一
一・九

金曜島

一、五六九

一
一八八

二・一
一・九

ボナベ島

一、五六一

一
一八八

二・一
一・九

ヤルート島

一、五六二

一
一八八

二・一
一・九

ペリリュウ島

一、八三一

一
一八八

二・一
一・九

アンガウル島

一、三二八

一
一八八

二・一
一・九

マラカル島

二、八一五

一
一八八

二・一
一・九

春島

一、五六三

一
一八八

二・一
一・九

夏島

一、五六四

一
一八八

二・一
一・九

秋島

一、五六五

一
一八八

二・一
一・九

冬島

一、五六六

一
一八八

二・一
一・九

火曜島

一、五六七

一
一八八

二・一
一・九

水曜島

一、五六八

一
一八八

二・一
一・九

金曜島

一、五六九

一
一八八

二・一
一・九

尚、從來女子勞務者に於て結核性疾患がつきもの
様に考へられてゐた紡織工業は、本調査の示す所によ
ること化學工業、機械及器具工業に較べて寧ろ低率にあ
ることが示され、また脚氣病臥率は男女を通じて機械
及器具工業が最高であることが注目される。

第一部 人口問題に關する一般的研究

人口統計に關する一般的研究、人口理論に關する

一般的研究、人口政策に關する一般的研究、人口一

特に我が國人口の歴史的並に地理的研究、戰爭の人

口現象に及ぼす影響に關する研究、民族政策に

關する基本的研究、世界各國に於ける一般、

的、政治的、經濟的研究等

第二部 東亞諸民族に關する研究

諸外國並に外地に於ける日本民族の人口狀態及其

活動に關する研究——特に滿支及南洋に於ける日

紀元二千六百年記念第四回人口問題
全國協議會計畫概要

準備を進めてゐたが、此の程左の如き計畫概要を決定
して發表した。

本民族に関する研究、日本民族の發展策—特に其の移住適性に關する研究、日本民族の内外地間人口移動に關する研究、日本民族と大陸竝に外地諸民族との接觸混血に關する研究、大陸竝に外地諸民族及人種に關する研究、南方諸民族及人種に關する研究、我が國移植民政策に關する研究、滿洲移民に關する研究等

第三部 人口問題より見たる國土計畫に關する研究

世界各國の國土計畫に關する研究、都鄙の適正な人口配分に關する研究、人口の都鄙交流に關する研究、分村に關する研究、都市及農村人口に關する研究、工業竝に商業に於ける労働力需給に關する研究、工業立地と人口再分布に關する研究、特定產業經營體に於ける労働力再編成に關する研究等

第四部 人口増加及國民資質向上に關する研究

人口增殖政策に關する研究、婚姻獎勵對策に關する研究、出生增加策に關する研究、死亡減少策—特に乳幼兒死亡並に生產年齡人口の死亡に關する研究、母性及乳幼兒保護に關する研究、產業の發展に依る勞働強化に伴ふ災害或は勞働青少年及婦人の體力に及ぼす影響並に其の保護對策に關する研究、營養問題に關する研究、結核、頑、性病、風土病及酒害に關する研究、異常兒童—低格並に精神薄弱兒に關する研究、其の他國民體力及資質向上に關する研究等

第五部 人口問題より見たる國民生活の動向に關する研究

中小商工業の歸趨に關する研究、轉失業—特に不急產業に於ける轉失業人口の再分配に關する研究、

犯罪—特に年少者犯罪に關する研究、軍人遣家族並に傷痍軍人の問題に關する研究、其の他支那事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究、住宅政策に關する研究、物價對策に關する研究、生活規正に

關する研究、生活必需品配給對策に關する研究、各種事業上の購買會に關する研究、國民生活安定に關する政策の研究等

備考 各部門に於て提示したる研究事項は特に

重要な問題を例記したるに止まる。

五 協議事項 政府諸問事項(未定)

六 參會者懇談會

中央農林協議會の國土計畫基本要綱

中央農林協議會に於ては高度國防國家を建設し以て民族永遠の繁榮を圖るため東亞共榮圈の確立を目標として日、滿、蒙、支等を通じ適當の單位に分つことであつたが、昭和十五年八月二十六日理事會に於て左の如き「國土計畫基本要綱」の決定を見、右計畫の至大重要性に鑑み之を關係各大臣宛に提出、其の速かな実現を期せられ度き旨陳情した。その「國土計畫基本要綱」の全文を掲ぐれば次の如くである。

國土計畫基本要綱

一、方針

- (1) 大東亞共榮圈の建設を目標として日、滿、蒙、支等を通じ國土計畫を確立すること
- (2) 國土計畫は良質の人口を最も多數包容しつゝ之が伸展を圖るを以て中核目標とすること
- (3) 右目標を達成するため人口の配分、國土資源の

開發を有機的、統合的に行ひ、且つ國防の強化、產業經濟の發展、文化の向上を圖るものとす。之が實行に當りては相互間の摩擦、相剋を芟除して調和的能率的實現を期すること

(4) 國土計畫は民族永遠の繁榮を期するものなるに鑑み其の指導精神を國家最高目的の顯現に置くこと

二、要綱

- (1) 日、滿、蒙、支等を通じ適當の單位に分つこと
- (2) 國土計畫の中心を日本とし他の單位は之に呼應して計畫を樹立實行すること
- (3) 國土計畫の樹立、實行に關し、日、滿、蒙、支等を通じ中樞機關及び單位別中央機關を設置すること
- (4) 右中樞機關に調查、研究機關を設くること
- (5) 國土計畫の樹立、實行に關し必要な法制を整備、強化すること
- (6) 國土計畫の樹立、實行に適合するやう行政區劃樹立すると共に金融機關を整備改善すること
- (7) 立地計畫の樹立に當りては國土の開發、改良、保全並に人口の健全なる配置を根幹とすること

獨逸統計局の世界人口集計

獨逸統計局では各國最近の調查資料を基として一九三八年現在の世界人口の集計を行ひ、その結果を Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 10. に發表してゐるが、南極を除く世界人口の總計は約二十一億六千九百萬と

算定されてゐる。尤も今日も猶ほ世界總人口數は多く、の推定を交へざるを得ざる状態にあり、況んや現在人口を前時代の其れと比較して其の増勢を見ようとする場合など推定に俟つところはいよいよ著しい。多くの文明國の國勢調査は前世紀の中頃より漸く初められたものであり、而かもその方法は必ずしも最初より現今の大く完備されたものではなかつたわけである。一八〇〇年以降の世界人口として獨逸統計局の算定する所は別掲第一表の如くで、十九世紀初頭以來世界人口は實に二倍半となつてをり、最近の百年間に約二倍となつた勘定になつてゐる。

尙、右表によつて見ると歐羅巴の人口増加はその工業化と都市集中とによつて一九一〇年までは歐洲外の人口増加速度を抜いてゐて、一八〇〇年に世界人口の二二・四%を占めてゐた歐羅巴は一九一〇年には二六・五%を占めるに到つてをり、この間歐洲外人口が一・九倍になつた間に歐羅巴は二・四倍となつたことになつてゐるが、一九一〇年を境として人口増加速度は逆となり其の後の歐洲外人口が今までに三三・二%増加したのに對し歐羅巴は一八・八%しか増えてゐないことになつてゐる。

又、年平均の増加率を長期間に亘つて見ると大體年平均一%となつてゐるが、詳細は次表の如くで、前世界大戦後の一時的上昇の後、世界經濟恐慌以來は低落

傾向を示し、特に歐羅巴では〇・六%に落ちてゐるのが注意を惹く。

世界人口の年平均増加

一九〇〇—一〇	世 界	歐 洲	歐 洲 外
一九一〇—一〇	〇・八三%	一・〇六%	〇・七六%
一九一〇—二〇	〇・四九%	〇・〇二	〇・六五%
一九二〇—二〇	一・二八	一・一六	一・三〇

又、世界人口を大陸別に見ると別掲第二表の如くで、歐羅巴は前世界大戦と其後のいよいよ深刻化せる出産減退の爲めに世界總人口に對する其の人口比率をますます遞減してきて今や辛うじて四分の一を占めるに過ぎないが、之に對し亞細亞は世界總人口の半數以上を擔つてをり、また兩米大陸は優に世界總人口の八分の一を受け持つて到つてゐる。尤も人口密度に於ては歐羅巴は斷然首位で歐亜を除く他大陸の平均一方キロ當り五・四人に對し歐羅巴は其の九倍、亞細亞は五倍の密度をもつてゐることになつてゐる。

最後に世界の大國及び大植民地領有國の面積、人口及び人口密度は別掲の如くで、面積、人口とともに世界の首位に立つ英帝國は世界陸地の四分の一を領有し（南極を除く）、澳洲と南太平洋諸島を完全に其の支配下に置き、アフリカでは三分の一近くの土地と殆んど

五分の二に及ぶ人口とを收め、更にアジアに於ては面積の一三・四%、人口の三三・九%、南アジアの豊庫をもつてゐる。而かも其の本國は面積僅かに歐洲の二・八%、人口九・六%に過ぎぬ。面積で英ソに繼ぐフランスは二十分の一で第五位に立つてゐる。尙、右英佛を合せると世界陸地の五分の一、世界人口の十分の三が其の支配下にあることとなる。人口で世界第二位にあるのは支那で、日支事變前に邊境地域を除き四億二千七百萬、世界人口の五分の一、アジア全人口の三分の一を擁してをり、第三位のソ聯邦はフィンランドに於ける新領地と支那に於ける勢力圏を除いても世界陸地の六分の一、世界人口の十二分の一近くを敵つてゐる。

第四位は北米合衆國で母國だけで米洲總人口の殆んど二分の一を擔つてゐるが、之に對し獨逸は一九三九年五月十七日現在で人口六千八百五十萬、人口密度は一方キロ當り一四六人、人口數に於て世界の第八位（世界人口の三・二%）だつたが、面積に於ては第二十九位（世界陸地の〇・三%）、ボヘミア・モラビヤの新保護領までも加へても第二十五位となるに過ぎない。（人口では第七位となる。）いひ換へれば現在の獨逸は歐洲内ではソ聯（歐露）に繼ぐ人口を抱き乍ら、人口密度に於ては世界の大國中日本と並んで其の土地の狹隘に苦惱してゐることになる。

第一表 一八〇〇年以後の世界人口

一八〇〇年	世 界	歐 洲	歐 洲 外
一八七〇（三・四%）	八三六（百萬）	一百〇〇（百萬）	一八四〇（百萬）
一九〇〇	一九〇〇（百萬）	一九〇〇（百萬）	一九〇〇（百萬）
一九一〇	一九一〇（百萬）	一九一〇（百萬）	一九一〇（百萬）
一九二〇	一九二〇（百萬）	一九二〇（百萬）	一九二〇（百萬）

(1) 新附の東部地方並にオイベン、ルメディー及モレスネーを含む。(2) フランス委任統治領カメルーンより分離されたる部分を含まず。(3) 委任統治領を含む。(4) 英埃共同統治のスーダンを含む。(5) 英佛共同統治の新ヘブライズ群島を含む。(6) 波蘭の勢力範囲地を含み、芬蘭に於ける新領土を除く。(7) オイベン、マルメディー及モレスネーを含む。

獨逸統計局の將來人口推定

將來人口の推定は例へば種々の産業部門が今後それぞれ必要とする將來の人口數を算定するなど廣く經濟政策乃至は勞務動員計畫の上より心要缺くべからざるものであるばかりでなく、教育制度や國防計畫に關する基礎資料としても不可缺のものであるが、また人口統計的研究の補助手段としても極めて重要な意義をもつてゐる。特に國民に對して人口政策の必要を自覺させる手段としての意義も亦決して輕くない。ナチス政權樹立以前「九三〇年に獨逸統計局によつて行はれた最後の將來人口推定も當時の出產減退の國民的危險を解明することを目的として企てられたもので、死亡率を基として出生率は爾後更に之より猶ほ二五%低下するとの假定の下に行はれたものである。併しナチス人口政策の成功は一九三四年以降の出產回復によつて右の假定を既に無用のものとして了つた。獨逸統計局がナチス治下の人口現象の稍安定化し恒常化するに及んで一九三七年再び新しい假定の下に將來人口の計算を試みたのもそのためで、兼ねてナチス治下の顯著な出產回復もなほ國家的最小必要量を充足するに足らざる所以を國民に自覺せしむることを目的として行はれたものである。

第一假定による計算

この推定計算は死亡率を一九三二—三四年の生命表に採り、たゞ乳兒死亡率のみは今後更に(出生數の)四%にまで低下するものとし、出產關係に就ては一九三

六年の妊娠年齢女子の妊娠率を探つて之を今後も不變のものとし、特に一九三三年以來採用されてゐた新しい妊娠率統計の主旨に隨つて單に母親の年齢のみならず其の結婚年數をも考慮せる集計結果を適用してゐる。前大戰に於ける莫大な男子人口の喪失、大戰中の出產停止、戰後恐慌期中の婚姻減、更に三四〇年以降の其の再度の婚姻增加、特に今後に期待される女子人口過剩の停止による婚姻可能性の改善等一聯の獨逸特有の諸事情はかかる特殊の妊娠率統計法を採用するを必要とするといふのが獨逸統計局の意見である。又この最後の事情は今後の婚姻率の増大と特に早婚の可能とを期待せしむるに足るとの理由で本推定計算では一九年生れの女子が三十歳となるとき其の婚姻狀況は嘗て正常な人口形態を示してゐた前大戰前の一九一〇年に對して其の獨身者比率を専一%だけ低下するとの假定を立ててゐる。尙、舊オーストリーに就ては其の死亡率は一九三二—三四年の獨逸の其れに、又その出生率は一九三三年以降の獨逸の其れに一致するに至るとの假定の下に計算されており、ズデーテン・獨逸地方は本計算から除外されてゐる。また移出入人口に就ては婚姻、出生及び死亡率の變動による諸結果を解明せんとする本推定の立て前よりして考慮の外に置かれてゐる。

右推定の結果は、本計算の假定に置かれてゐる一九三六年の出產狀況が既に人口の現狀維持に不充分で、三六年の妊娠率を以てしては出生不足は要出生數の九・六%となつてゐるので、前大戰時及び戰後生れの過小人口が婚姻年齢に入るに従ひ本推定計算の結果が

依然として出生不足を告げるのは當然で、たゞ本計算の假定する婚姻率の向上と乳兒死亡率の改善により(要出生數の)九・六%の出生不足が七・五%の不足にまで改善される結果になつてゐる。

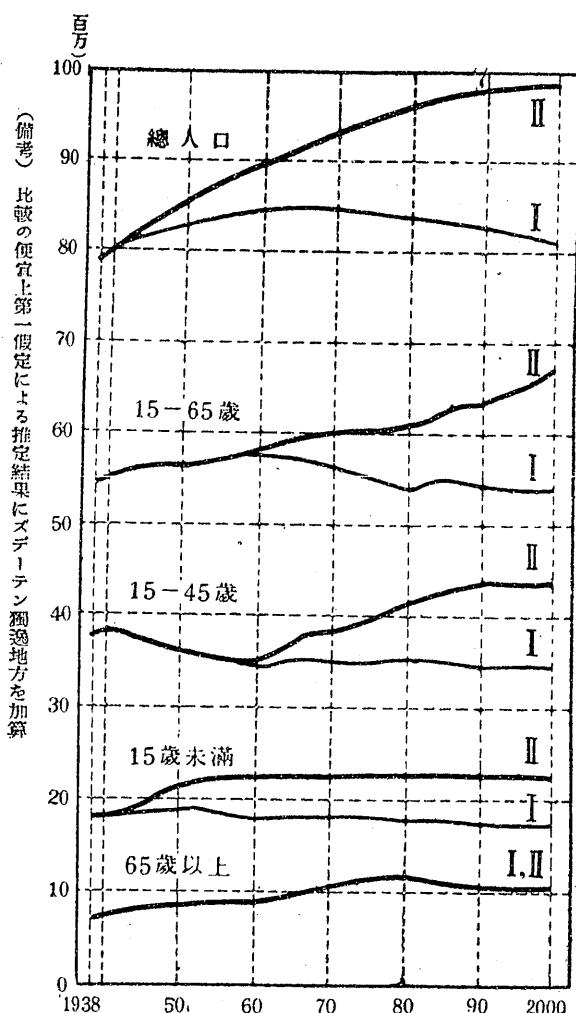
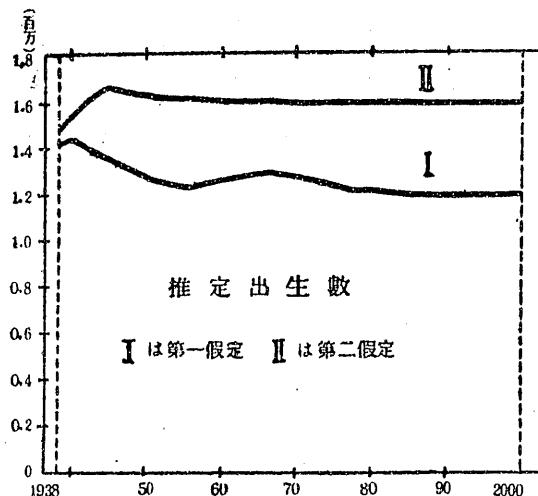
尙その出生數の増減狀況の概勢をみると、右婚姻率の増大、乳兒死亡率の改善、更に舊オーストリーの出生回復等の假定の結果、出生數は一九三九年に一、三八八、〇〇〇にまで一時的に向上を示して後、以後毎年平均一一、六〇〇の割で低下し一九五五年に一、一八七、〇〇〇を以てその底を衝く。之より以後は三三年生まれの人口が婚姻年齢に入り来るに従ひ一時的に増加を見、一九六五—六六年に一、二三四、〇〇〇を以て最後の頂點を示すことになるが、併し前記の最低出生數との差は僅かに四七、〇〇〇に過ぎない。尙この最後の増勢によつて前大戰の影響による變則的な年齢構成狀態は大體に於て調整されることになるが、之後は假定による過小の妊娠率が主因となつて出生數は緩漫にだが併し不斷に低下してゆき、二〇〇〇年には約一、一六〇、〇〇〇、一九三七年の出生數(一、三六一、〇〇〇)に較べて二十萬も少いこととなる。

併し本推定計算の翌年一九三八年の實際の出生數(オーストリー及びズデーテン・獨逸地方を除く)は主として妊娠率の向上、一部は婚姻率の増大により本推定計算の同年度數字よりも約五萬の超過を示してゐり、九・六%の出生不足、本推定計算の假定を許せば七・五%の出生不足を消去し得る希望を與へるに到つた。獨逸統計局が一九三八年の出生實數を出發點として再び新らたなる假定の下に第二回の推定計算を試みるに到つた所である。

第一の假定による計算

前推定計算によると婚姻率、乳児死亡率等に關する好都合な假定の下に於ても出生不足は要出生數の七・五%、いひ換へれば千人の妊娠年齢女子は將來妊娠年齢に達し得る女兒を九百二十五人しか生まない勘定になる。隨つて國民經濟上並に國防上最も重要な十五歳—四十五歳の生產年齢人口の減退は明らかで一九三八年頭初の生產年齢人口三千七百五十萬(舊オーストリー及ズデーテン獨逸地方を含む領土内)は今世紀末には三千三百八十萬へ萎縮して了ることになる。

そこで第二回目の推定計算に於ては軍事上の考慮を中心に取り上げ、二十歳男子の數を其の必需量に保証するかを解明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳児死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳児死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合の一九五三年には一、六〇〇〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以後に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには



(備考) 比較的便宜上第一假定による推定結果にズデーテン獨逸地方を加算

如何なる毎年の要出生數と並に妊娠率の向上を必要とするかを算出せんとするのが第二回の推定計算の目的で、計算の基礎に置かれた諸假定は第一回の場合と全く同じく、たゞ本計算は一九三八年の出生實數(一部推定)より出發してゐるだけの相違である。尙前には除外されたズデーテン獨逸地方も加入され、その年齢別、性別及び婚姻關係等は資料不足のため舊オーストリーと同じものとして計算されてゐる。

その計算結果は別掲の如くで、一九五三年に於ける妊娠率の要向上率は一九三六年に對し二七・四%に及ぶことになる。なほ同年以後も妊娠率が一九五三年と同じ状態を續けて行くとすると毎年の出生數は本計算の前提する要出生數を更に超過してゆくことになるが、之は本計算の範圍外のことである。

第一假定による將來人口の推定計算

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich, „第1
假定部分に就いては同じく Wirtschaft und Statistik
1939 Nr. 6 を参照)』

年次	乳兒死亡率 (出生百回)	要出生數	推定出生數	一九三六年による 妊娠率による 推定出生數 (千)	一九三六年による 妊娠率に對する 要向比率 (百分比) 三・九*
一九三八年	一・六四九(千)	一・四八〇(千)	一・四二四(千)	一・四二四(千)	一・四二四(百分比) 三・九*
一九三九年	一・六四五(千)	一・五四三(千)	一・四五三(千)	一・四五三(千)	一・四五三(百分比) 三・九*
一九四〇年	一・六四一(千)	一・五八八(千)	一・四五五(千)	一・四五五(千)	一・四五五(百分比) 三・九*
一九四一年	一・六〇〇(千)	一・四一八(千)	一・四一八(千)	一・四一八(千)	一・四一八(百分比) 三・九*
一九四二年	一・六〇〇(千)	一・三九三(千)	一・三九三(千)	一・三九三(千)	一・三九三(百分比) 三・九*
一九四三年	一・六一七(千)	一・三六九(千)	一・三六九(千)	一・三六九(千)	一・三六九(百分比) 三・九*
一九四四年	一・六一六(千)	一・三五三(千)	一・三五三(千)	一・三五三(千)	一・三五三(百分比) 三・九*
一九四五年	一・六一六(千)	一・三一九(千)	一・三一九(千)	一・三一九(千)	一・三一九(百分比) 三・九*
一九四六年	一・六一六(千)	一・二九〇(千)	一・二九〇(千)	一・二九〇(千)	一・二九〇(百分比) 三・九*
一九四七年	一・六一六(千)	一・一五三(千)	一・一五三(千)	一・一五三(千)	一・一五三(百分比) 三・九*
一九四八年	一・六一六(千)	一・一一九(千)	一・一一九(千)	一・一一九(千)	一・一一九(百分比) 三・九*
一九四九年	一・六一六(千)	一一〇(千)	一一〇(千)	一一〇(千)	一一〇(百分比) 三・九*
一九五〇年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五一年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五二年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五三年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*

*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

一九三九年の出生數が右第一假定の要求する國

家的需求量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前
號の報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡
統計の發表」中にも載つてゐる如く、本推定の第二
假定による要出生數(舊領内、舊墳太利及びズテーテ
ン獨逸地方)は「六四五(千)」、推定出生數は「五四

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の

健康診斷成績

年次	乳兒死亡率 (出生百回)	要出生數	推定出生數	一九三六年による 妊娠率による 推定出生數 (千)	一九三六年による 妊娠率に對する 要向比率 (百分比) 三・九*
一九三八年	一・六四九(千)	一・四八〇(千)	一・四二四(千)	一・四二四(千)	一・四二四(百分比) 三・九*
一九三九年	一・六四五(千)	一・五四三(千)	一・四五三(千)	一・四五三(千)	一・四五三(百分比) 三・九*
一九四〇年	一・六四一(千)	一・五八八(千)	一・四五五(千)	一・四五五(千)	一・四五五(百分比) 三・九*
一九四一年	一・六〇〇(千)	一・四一八(千)	一・四一八(千)	一・四一八(千)	一・四一八(百分比) 三・九*
一九四二年	一・六〇〇(千)	一・三九三(千)	一・三九三(千)	一・三九三(千)	一・三九三(百分比) 三・九*
一九四三年	一・六一七(千)	一・三六九(千)	一・三六九(千)	一・三六九(千)	一・三六九(百分比) 三・九*
一九四四年	一・六一六(千)	一・三五三(千)	一・三五三(千)	一・三五三(千)	一・三五三(百分比) 三・九*
一九四五年	一・六一六(千)	一・三一九(千)	一・三一九(千)	一・三一九(千)	一・三一九(百分比) 三・九*
一九四六年	一・六一六(千)	一一〇(千)	一一〇(千)	一一〇(千)	一一〇(百分比) 三・九*
一九四七年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九四八年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九四九年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五〇年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五一年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五二年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*
一九五三年	一・六一六(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(千)	一一一(百分比) 三・九*

111(千)、之に對し三九年の出生實數は(右同地域内)で
一・六一六〇(千)六人、即ち要出生數にいそぞれ到つたが
既に推定出生數を超えるの好成績を示してゐる。〔1〕

の理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ從つて高率
の不合格者が出たのである。

右健康診斷成績を更に内訳すると獨逸全國に於て衛
生官吏の健康診斷を受けた貸付金申込者は男一六七、
○四九、女一七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性
疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男二三、六一〇
(1・17%)、女四、五一八(1・59%)又其の内自身

疾患を有する者男「一」、七六五、女「一」三五四、遺傳性疾患の素因ある者男「一」八三三、女「一」四八其他男「一」、「女」四である。又相手方の資格不備の爲不合格となつた者男「三」、七五「一」、女「一」八五三である。

次に不合格者中一對をなせる男女の申込者に就て見ると、男子疾患を有し女子合格の場合「一」二九三、男

子遺傳性疾患の素因を有し女子合格の場合「一」五五一、女子疾患を有し男子合格の場合「一」八七三、女子遺傳性疾患の素因を有し男子合格の場合「一」八六四、男女共に疾患を有する場合「一」八六、男女共に遺傳性疾患の素因を有する場合「一」八九、男子疾患を有し女子遺傳性疾患の素因ある場合「一」八六、男子遺傳性疾患の素因を有

不合格者の不合格理由

不 合 格 者 数	百 分 率	内、自身の疾患によるもの		遺傳性疾患の原因	
		男	女	男	女
一 國法に擧げたる疾患					
生來性精神薄弱	三・七五	三・四九	五・四	一・一九	八・五
精神分裂病	一・一八	一・一九	一・一九	一・一九	一・一九
躁鬱病	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
遺傳性癲癇	五・三一	六・一〇	一・一六	一・一九	一・一九
ハンチントン氏舞蹈病	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
遺傳性盲又は視力障碍	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
遺傳性聾又は聽力障碍	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
遺傳性身體畸形	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
1 其他の精神疾患及徵候	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
アルコール中毒の中毒	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
精神病質犯	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
自殺（近親者の罪犯）	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
教護施設にありしもの	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
計	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
不確實なる疾病報告及び 其他の理由	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
計	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

し女子疾患を有する場合「一」九一、他特殊の理由によつての「一」六、總計「一」一七一である。不合格者の不合格理由の訳は次表の如くである。(Reichsgesundheitsblatt 15 Jahrg. Nr. 23 所載)